

教育委員会臨時会議事日程

令和2年3月23日(月)午前10時00分

1 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について

2 審議案件

教委第80号議案 新たな教育センター基本構想について

教委第81号議案 横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

教委第82号議案 横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部改正について

教委第83号議案 横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の制定について

教委第84号議案 横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則の制定について

教委第85号議案 懲戒処分に関する指針の一部改正について

教委第86号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

教委第87号議案 横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について

教委第88号議案 横浜市教育委員会職員職名規則の一部改正について

教委第89号議案 横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について

教委第90号議案 第17期横浜市文化財保護審議会委員の任命について

教委第91号議案 教職員の人事について

教委第92号議案 教職員の人事について

教委第93号議案 教職員の人事について

3 その他

令和2年3月23日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

- 3/16 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）
- 3/19 予算第一・予算第二特別委員会連合審査会（総合審査）

2 市教委関係

（1）主な会議等

（2）報告事項

3 その他

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 校庭開放の実施

文部科学省より臨時休業期間中の校庭等の開放の考え方が示されています。これを踏まえるとともに、家庭訪問等により得られた児童の実態から、児童の健康保持、運動機会確保の必要性に鑑み、保健所の意見も聞き、感染拡大防止の措置等を講じた上で学校の状況に応じて、校庭開放を開始しました。

(1) 対象校

市立小学校及び義務教育学校（前期課程） 全342校のうち、310校にて実施予定

(2) 対象児童

校庭開放を実施する学校に在籍する児童（緊急受入れ児童や卒業生も含む）

(3) 実施日時

期間：令和2年3月17日（火）から24日（火）の期間で、学校が定める日
 （土・日・祝日及び卒業式、修了式等の実施日を除く）

時間：各学校の緊急受入れ実施時間を基本として、概ね90分程度で設定
 （学校の状況に応じて設定可能）

(4) 実績（3月17日及び18日分）

（単位：人）

3月	実施校数	参加児童数							個別支援 学級	合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年			
17日(火)	221校	2,827	2,478	2,466	2,700	2,507	3,463	180	16,621	
18日(水)	165校	2,177	1,974	2,249	2,454	1,944	2,702	206	13,706	

（次頁あり）

2 令和2年度入学式、始業式等の実施

市立学校の令和2年度入学式、進級式、始業式等について、令和元年度卒業式等の実施方法に準ずる形で実施する方針であることを、3月23日付関係課長連名通知にて、各学校に発出します。

(1) 入学式（義務教育学校の進級式を含む）

ア 実施日

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| ・小学校、中学校、義務教育学校 | <u>令和2年4月6日（月）</u> |
| ・高等学校及び附属中学校 | <u>令和2年4月7日（火）</u> |
| ・特別支援学校 | <u>各校の実施計画等に基づき予定している日</u> |

イ 参加者

- | | |
|--------------------------------|---|
| ・小学校、義務教育学校前期課程 | 新入生、教職員（在校生、来賓は参加しない）
児童の発達の段階や安全を考慮し、保護者1名の参加を可能とする。
保護者代表（PTA会長等）は1名まで。 |
| ・中学校、義務教育学校後期課程
高等学校及び附属中学校 | 新入生、教職員（在校生、来賓は参加しない）、
保護者代表（PTA会長等）は1名まで。 |
| ・特別支援学校 | 保護者の参加は可能、ただし最低限の人数での参加とする。 |

ウ 内容

- ・祝辞や代表生徒の言葉等の内容を精選するなど、卒業式と同様に時間の短縮に努める。
- ・感染拡大防止の観点から、座席の間隔保持、換気や分散実施等の工夫を行う。
- ・教科書配付を行う。

(2) 始業式等

ア 実施日

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ・小学校、中学校、義務教育学校 | <u>令和2年4月7日（火）</u> |
| ・高等学校及び附属中学校 | <u>令和2年4月6日（月）</u> |
| ・特別支援学校 | <u>各校の入学式実施日を除く日</u> |

イ 内容

- ・教科書配付を行う。全体で3時間以内とする。
- ・学年ごとに時間を分けての実施や、校内放送で実施するなどの手法を検討する。

(3) その他

- 各学校のWebページ等で、最新の情報を掲載するよう依頼する。
- 部活動は、4月7日（火）まで実施しないこととする。
- 特別支援学校は、スクールバス等を運行する。
- 入学式、始業式等以外の4月8日（水）以降の教育活動については、3月30日（月）に改めて通知する。

（次頁あり）

3 4月8日以降の取扱い

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解や、文部科学省、厚生労働省等から発出される方針、通知等を踏まえ、保健所の意見も聞きながら、4月8日以降の学校再開等の取扱いについて検討中です。

(1) 検討パターン

A案 全面再開

児童生徒及び教職員等の健康・安全に配慮した上で、授業を再開する。

B案 休業延長

臨時休業を更に1か月程度、延長する。

この間、児童生徒は長期にわたって授業から離れており、自宅学習が続いていることから、学習活動へのフォローアップの一環として、教育委員会で「学びの保障」を検討する。

なお、「緊急受入れ」及び「校庭開放」の延長実施を併せて検討する。

C案 段階的再開

児童生徒及び教職員等の健康・安全に配慮した上で、授業を再開する。

在校時間を短縮したり、学年ごとに分散して登校日を設定したりするなどして再開する。一定期間をかけて、段階的に全面再開を目指す。

(2) 学校への通知

3月23日付発出予定の通知に記載するとおり、3月30日を目途に、改めて通知する。

学びの動画の配信について

横浜市教育委員会では、4月以降、学校の臨時休業が継続した場合、子どもたちが規則正しい生活を送り、学習習慣を継続できるように、市教委で作成した学びの動画を配信することを検討しています。

1. 対象とする児童生徒

- ・小学校1年生から中学校3年生の児童生徒
- ・個別級、特別支援学校は、臨時休業が継続した場合でも、希望に応じて受け入れを予定

2. 動画のイメージ

- ・国語、算数・数学、理科、社会、外国語・英語の5教科
- ・教科書に基づき、4月以降に予定されている基礎的な学習内容を扱う
- ・指導主事が講師役を務め、イラスト、写真を用いて進行
- ・児童生徒の集中力、通常の授業の構成を踏まえ、1コマ10～15分程度
- ・花咲研修室において、動画の撮影を実施
- ・教職員対象のe-learning用システムを活用し、動画、スライドを同時に表示しながら視聴できるように編集

3. 整理すべき課題

- ・特に小学1年生向けの動画作成にあたっては、学校生活や授業を経験していないことを踏まえて、内容を精査する必要。
- ・ネット環境にない児童生徒も、学校で動画を視聴できるように環境を整える必要。
- ・双方向の対話が実現できないので、動画に適した単元をいかに選定するか。

4. 今後の予定

- 3月末 動画作成開始
- 4月8日～ 配信開始

教委第 80 号議案

新たな教育センター基本構想について

新たな教育センター基本構想を次のとおり策定する。

令和 2 年 3 月 23 日提出

教育長 鯉淵 信也

提案理由

教育文化センターの閉館後、複数の民間ビルに分散した教育センターの機能を集約し、子どもの新たな学びを創造するための拠点施設の確保に向け、「新たな教育センター基本構想」を案のどおり策定する。

新たな教育センター基本構想（案）

令和2年3月

横浜市教育委員会事務局

目次

はじめに.....	1
基本構想策定にあたって.....	2
1. 基本構想策定の経緯.....	2
2. 新たな教育センター整備に関する行政計画上の位置付け.....	3
第1章 教育センターの整備に向けて.....	4
1. 歩み.....	4
(1) 横浜市教育研究所.....	4
(2) 横浜市教育文化センター.....	6
(3) 教育総合相談センターと特別支援教育総合センター.....	9
(4) 現在の教育センター.....	11
2. 現状.....	13
(1) 活動実績と新たな教育センターの利用意向.....	13
(2) 機能別にみた活動実績.....	16
3. 新たな教育センターの必要性.....	23
(1) 教育文化センターが閉館したことによる課題.....	23
(2) 横浜市における教育センターの役割.....	26
(3) 新たな教育センターの現状と必要性のまとめ.....	30
第2章 新たな教育センターについて.....	31
1. 新たな教育センターの整備方針.....	31
(1) 基本理念.....	31
(2) 新たな教育センターにおける取組.....	33
2. 施設コンセプト.....	39
(1) 施設コンセプトと必要諸室の概要.....	39
(2) 必要となる共用・付帯施設等.....	40
3. 教育センターの施設規模の想定.....	41
(1) 研究・研修エリア.....	41
(2) ホールエリア.....	46
(3) 教育相談エリア.....	49
(4) コミュニケーションエリア.....	51
(5) 管理・運営室.....	53
(6) 新たな教育センターの必要諸室.....	54
4. 運営体制の考え方.....	56
5. 立地場所について.....	59

6. 教育センターの施設計画留意点	60
(1) 参考プラン.....	60
(2) 建築基準法上の用途と床面積.....	61
(3) 建築関連法規上の留意点.....	62
(4) 計画の留意点について.....	64
7. 事業手法等の検討及び事業費の算定	68
(1) 事業手法等の検討.....	68
(2) 事業費の算定.....	71
8. 事業スケジュールの検討	74
■参考資料.....	75
(1) 検討体制.....	75
(2) 平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱（総務省）	86
(3) 耐震安全性の分類.....	88

※横浜市では、小中一貫教育を行う「義務教育学校」を設置していますが、本構想の中では「小学校」には義務教育学校前期課程（小学校教育に相当する6年間）、「中学校」には義務教育学校後期課程（中学校教育に相当する3年間）を含みます。「小学生」「中学生」についても同様の考え方です。

はじめに

『新たな学びを創造する』

平成から令和の時代が始まった。

AI やロボティクスなど IoT で様々な人やモノがつながり、新たな価値が生まれる Society 5.0 時代の中で、子どもたちは普段当たり前のようにスマートフォンを使いこなし、オンラインで世界中の人たちとつながりながら生活をしている。私たちは、通信技術が現在よりはるかに社会に溶け込んでゆく時代を見据えて、未来を創る子どもたちを育てていきたい。

一方、どんな時代であっても、子どもたちが、人と向き合い、相手の立場や気持ちを思いやり行動することや、文化・芸術や自然体験など「本物」に触れることで、豊かな感性を育てていくことも大切にしたい。

様々な技術革新が次々と生まれる中で、一人ひとりの子どもたちをワクワクさせ、未知の課題に果敢に挑戦する心を引き出し、主体的に考え続け、多様な人々と協働し、地域から世界へつながりながら未来を創る人を育てるための教育のあり方を絶えず模索していきたい。

教育というテーマを教育分野の中だけで考えるのではなく、教職員、企業人、地域や世界の人々がそれぞれの知恵や技術を持ち寄りながら、垣根を越えて未来志向で対話し、教育の質と環境を一体的に高めていく原動力となる、エデュケーション・フューチャーセンターを目指し、ここに基本構想を策定する。

令和2年3月
横浜市教育委員会

基本構想策定にあたって

1. 基本構想策定の経緯

昭和 49 (1974) 年に開館した横浜市教育文化センターは、「教育活動の中心拠点」として調査・研究活動や研修事業、教職員への指導助言、授業改善支援、情報発信等の重要な役割を担ってきた。さらに、教育文化センター内の教育文化ホールでは研修会のほか音楽会等が、同じく市民ギャラリーでは市民作品展示等の文化的行事が行われ、教育と文化の両面にわたって教職員に活動の場を提供し、横浜市における教育の向上発展に大きな役割を果たしてきた。

しかし、教育文化センターは平成 23 (2011) 年 3 月の東日本大震災で大きな被害を受け、耐震上の問題により平成 25 (2013) 年 3 月に閉鎖した。教育文化センターに設置されていた研修・研究施設や教育相談、学校教育事務所等は複数の民間ビルに分散することとなった。また、教育文化ホールは、市内外の公会堂等を借り上げて実施することとなり、理科等の実技を伴う研修や研究活動については、学校施設や大学等で実施することとなった。

現在は、施設が分散したことや、設備が整った研究スペースが失われたこと、ホールと併設する研修室がないこと等により、教育センター機能である調査・研究活動や研修事業、教育相談業務等は大変非効率な状況となっており、本市の教育の発展に多大な支障が生じている。その一方で、教育現場には、新学習指導要領や新たな教育課題への対応が求められている。

そこで昨年度、横浜市教育委員会では、庁内に検討プロジェクトを設置し、現在の教育センターにおける活動の実態調査や新たな教育センターの理念や機能、必要な施設内容や施設規模等について検討を進めた。

本年度は、昨年度の調査及び検討結果を踏まえ、検討部会及び庁内プロジェクトを設置し、有識者にも意見を伺いながら、教育センターの現状や課題の把握、新たな教育センターを整備する際の施設コンセプトや導入機能及び規模等の検討を行い、基本構想としてとりまとめを行った。

2. 新たな教育センター整備に関する行政計画上の位置付け

横浜市では、「横浜市中期4か年計画2018～2021」において、「子どもたちの豊かな学びを育むための魅力ある学校づくり」を推進するために、「教員の確保・育成」を掲げ、新たな教育センターの実現に向けた検討を行い、施設確保を目指すこととしている。

また、「横浜教育ビジョン2030」において、横浜の教育が目指す人づくり、横浜の教育が育む力、横浜の教育の方向性を定めており、このビジョンを具現化するためのアクションプランとして「第3期横浜市教育振興基本計画」を策定し、学び続ける教職員のための環境づくりとして、新たな教育センターの施設確保を推進することとしている。

横浜市中期4か年計画2018～2021(平成30年10月策定)

政策26 子どもたちの豊かな学びを育むための魅力ある学校づくり

主な施策(事業) 5 教員の確保・育成

新たな教育センターの実現に向けた検討を行い、施設の確保を目指します

第3期横浜市教育振興基本計画(平成30年12月策定)

柱6 学び続ける教職員

施策1 教職員の育成・優秀な教職員の確保

② 学び続ける教職員のための環境づくり

取組名 新たな教育センターの施設確保に向けた事業推進

新たな教育センターに必要な機能や施設規模、実施手法等の検討を進め、施設確保に向けた事業を推進

第1章 教育センターの整備に向けて

1. 歩み

(1) 横浜市教育研究所

1) 黎明期 <昭和 22 (1947) 年～昭和 35 (1960) 年>

横浜市教育センターの前身である横浜市教育研究所が、昭和 22 (1947) 年 10 月に、市長告示により、石川小学校 (現、南区) の 3 階の一画で活動を開始している。その後、昭和 25 (1950) 年に幸ヶ谷小学校 (神奈川区) に移転した。昭和 31 (1956) 年には、教育研究所の設置根拠となる「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が施行され、横浜市は「横浜市教育研究所条例」の制定を行い、創立 10 周年記念の研究発表会を行っている。

「横浜市教育研究所条例」では、実施事業を次のように規定し、「同条例施行規則」において研究所の設置の趣旨、事業内容、事業推進の諸条件等について明らかにしている。

横浜市教育研究所条例(抜粋)

(事業)

第2条

横浜市教育研究所は、本市教育の向上をはかるため、教育に関する専門的、技術的事項の調査研究および市立学校教職員の研修等を行う。(「横浜市教育研究所条例」)

横浜市教育研究所条例施行規則(抜粋)

(事業)

第2条 研究所は次に掲げる事業を行う。

- (1) 学校教育及び社会教育に関する専門的、技術的事項の調査、研究に関すること
- (2) 教育関係職員の研修に関すること
- (3) 教育相談に関すること
- (4) 教育研究活動に対する指導、助言、援助に関すること
- (5) 教育図書館、教育資料室および教科書センターの運営に関すること
- (6) 研究物の出版に関すること
- (7) 教育広報活動に関すること
- (8) その他教育研究のための事業に関すること

戦災によって焦土となった市街地の復興が接収により著しく遅れるなかで、市民の地域復興の意欲が盛り上がり、市民による文化活動が一斉に開始されることになる。昭和 24 (1949) 年に青少年指導対策委員会や PTA 協議会が、さらに昭和 26 (1951) 年には婦人団体連絡協議会が発足し、文化事業や社会教育活動が一段と活発化し、事業を行うための会場の不足を受け、県立図書館と県立音楽堂が昭和 29 (1954) 年に開館し、横浜市の文化事業や社会教育活動はさらに盛況をみせていく。

2) 横浜市教育研究所時代 <昭和 35 (1960) 年～昭和 49 (1974) 年>

研究所は、昭和 35 (1960) 年に、現横浜吉田中学校 (中区) 敷地内に設置された新庁舎に場所を移し、昭和 49 (1974) 年に中区万代町の赤レンガビルに移るまでの間、ここで活動を継続している。

研究所の活動が軌道に乗り始めた昭和 38 (1963) 年の記録によると、研究所内に教育図

書館が設置され、教育相談業務、調査研究業務（当時の研究フレームは、非行少年、学習指導法、学力、マスコミ、特殊教育）、教職員研修業務、所員研修業務が組織的に営まれていたことがわかる。

昭和 39（1964）年に横浜市民ギャラリーが中区桜木町の旧中区役所の庁舎を活用してオープンし、美術発表、自主企画展開催の場として、その後 10 年間に渡り多くの市民に親しまれた。

(2) 横浜市教育文化センター

1) 横浜市教育文化センター時代① 《昭和 49 (1974) 年～平成 10 (1998) 年》

昭和 49 (1974) 年、横浜市教育研究所は、中区万代町にギャラリー、ホールを併設する多目的利用施設として市民の期待を担ってオープンした「横浜市教育文化センター」に移ることになり、これに伴って同研究所は改組された。「横浜市教育研究所条例」は廃止となり、新たに「横浜市教育文化センター条例」が制定された。同条例に示された設置目的と事業は次の通りである。

横浜市教育文化センター条例(抜粋)

(設置)

第1条 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究、教育関係職員の研修等を行うとともに、市民に教養及び文化活動並びに芸術の創造と普及の場を提供し、もって教育の振興及び文化の向上に寄与するため、横浜市教育文化センター(以下「教育文化センター」という。)を設置する。

(事業)

第2条 教育文化センターは、次の事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究及び相談に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 視聴覚資料の収集及び提供に関すること。
- (4) 音楽、演劇等の発表会等の開催及び市民の集会の場所の提供に関すること。
- (5) その他前各号に準ずる事業

(施設及び位置)

第3条 教育文化センターに次の施設を設け、その位置は、次のとおりとする。

施設	位置
横浜市教育センター、横浜市視聴覚センター及び横浜市教育文化ホール(以下「ホール」という。)	横浜市中区
横浜市社会教育コーナー(以下「コーナー」という。)	横浜市磯子区

「教育」の側面からは、「教育に関する専門的、技術的事項の調査研究」「教育相談」「教職員の研修」を担うとともに、時代要請に基づき、視聴覚資料の収集及び提供を行う機関として位置付けられている。

「教育センター」は、本市の教育の在り方を総合的に研究する組織として位置付けられ、国の審議会答申や学習指導要領改訂の動きを読み取り、本市の実態に照らしつつ先進的な横浜の教育を生み出すための諸種の研究と、これに連動する教職員の研修、学校指導・支援が行われた。その主な成果として、子どもを学習の主体者として捉えなおす「横浜プラン(昭和 50 (1975) 年)」、生涯学習の基礎を培うことをテーマとする「開発プラン(昭和 63 (1988) 年)」等の教育プランの策定と、これに基づく学校の実践支援の試みがある。

「視聴覚センター」は、開館当時、全国でも最新の設備を設け、学校教育・社会教育・一般行政等に必要視覚教材の制作・収集・貸出を行うとともに、視聴覚教育研修も行っていった。

「教育相談」については、昭和 49 (1974) 年の開館時に「横浜市教育センター教育相談

室」を設置し、昭和 60 (1985) 年に、現在の「いじめ 110 番」の前身となる有人電話を開設した。昭和 61 (1986) 年には、病理的傾向に対応するため、セラピストや精神神経科医師を配置して専門相談を開始した。

一方、特別支援教育に関するニーズが高まる中、「教育に関する専門的、技術的事項」における「特別支援教育に関わる専門的、技術的事項」及び「特別支援教育に関わる教育相談」については、昭和 56 (1981) 年に保土ヶ谷区仏向町に設置された「養護教育総合センター（現特別支援教育総合センター）」が担うこととなった。

昭和 57 (1982) 年、磯子区浜小学校東分校跡に「横浜市社会教育コーナー」が、社会教育活動の指導者研究の場、市民の教養・文化活動等の場として、教育文化センター条例に位置付けられ設置された。

幼児教育の調査研究、指導、研修等を担う「幼児教育センター」が教育文化センター内に昭和 58 (1983) 年に設置された。これは市民の幼児教育に対する関心が一層高まり、幼稚園等の民間幼児教育機関の協力体制も整いつつあった中で、幼児教育の総合的な研究・研修の体制を確立し、内容を一層充実向上させることを目的とした。

一方、「文化」としての側面に着目すると、「教育文化センター」は、戦後復興の時から市民の夢と願いに支えられた文化事業や社会教育活動の拠点であり、社会的インフラストラクチャーとして長きにわたり活用されてきていた。

教育文化センターに併設された「教育文化ホール」と「市民ギャラリー」は、市民が様々な文化を享受し、発信・発表する場として、横浜市立学校の児童生徒、教職員の学びを支える大切な役割を果たしていた。教育文化センター開館当時のリーフレットでは、教育文化センターを「教育と文化の創造の殿堂」と表現し、「文化とは価値の創造であり、教育はその創造力を培い支える根本のはたらきであり（中略）教育と文化は一体となって（中略）人間性を豊かにするもの」「教育と文化の両面にわたって大きな役割を果たそうとするもの」と期待と希望を込めた記述がみられる。

教育文化センターには、その他に、市政展示室や資料室を備えた広報センター（市民局所管）や、消費者センター（経済局所管）が設けられた。

2) 横浜市教育文化センター時代② 《平成 10 (1998) 年～平成 22 (2010) 年》

平成 10 (1998) 年の学習指導要領改訂は、教科中心主義から学習者中心主義へのカリキュラム観の転換を図るドラスティックな動きであり、これを学校で実現するために、全国の教育センターは、「カリキュラム・センター」としての機能の充実が求められるようになった。

<カリキュラム・センター機能とは>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・自治体としての教育課程開発・研究・教育課程策定・運営・改善に資するコンサルテーション・教育課程開発・授業改善のための情報の収集、調査研究・シラバス・学習指導案の作成や教材コンテンツの作成等学校支援機能・教育課程策定・運営・改善を軸とする教員の育成・研修 |
|---|

本市では、それまでの教育プランの中でも、学習者の主体性や生涯にわたって学ぶ意欲を大切にしていたが、こうした動きに連動し、教育課程開発のための研究推進が一層強化されることとなり、「新横浜教育プラン（平成 11 (1999) 年 3 月）」、「横浜版学習指導要領総則（平成 20 (2008) 年 2 月）」等の策定と、これに基づく各学校の教育課程支援および指導が進められた。「横浜版学習指導要領総則（平成 20 (2008) 年 2 月）」の策定とその

実施は、平成 16 (2004) 年から平成 17 (2005) 年にかけて開催された「横浜教育改革会議」での協議に基づいて平成 18 (2006) 年に策定された「横浜教育ビジョン」と、このビジョンを実現するための総合計画である「横浜市教育振興基本計画」における主要な取組に位置付けられている。

また、授業改善支援員を配置し、図書資料や学習指導案、各種教材の提供や「授業づくり」講座の実施を行うことで個々の教職員の学びを支える機能として、授業改善支援センター「ハマ・アップ」の整備が進められ、平成 17 (2005) 年 6 月に第一号のハマ・アップが教育文化センター内に設置された。平成 20 (2008) 年 8 月には、センター北駅付近に北部ハマ・アップが、同年 10 月には二俣川に西部ハマ・アップが、同年 11 月には上大岡に南部ハマ・アップが開設された。

幼児教育センターは幼児教育に係る助成・支援も所管する形で平成 13 (2001) 年に再編され、平成 16 (2004) 年には幼児教育課に名称が変更され、平成 18 (2006) 年にはこども青少年局に移管された。

3) 教育文化センター最終年 《平成 22 (2010) 年～平成 23 (2011) 年 3 月まで》

本市は、27 万人の児童生徒と、約 2 万人の教職員を擁する全国最大の基礎自治体であり、500 校を超える市立学校がある。これを関内の教育委員会事務局と教育センターが一極集中で指導・支援・管理することが困難であったため、平成 22 (2010) 年に、学校教育事務所を市内 4 箇所開設し、教育委員会事務局の再編と分権が進めることで、より学校に近い場所から学校経営についての的確、迅速、きめ細かな支援を実現した。

この教育委員会事務局の組織再編・分権化によって、教育センターのカリキュラム・センター機能のうち、教育課程開発機能を指導主事室(当時の名称。現在は教育課程推進室)が担うこととなり、教職員研修は教職員育成課、指導企画課(当時の名称。現在は小中学校企画課)及び方面別学校教育事務所が、そして専門分野の研修は各事業所管課が、それぞれの立場で実施することになった。また、授業改善支援センター機能は方面別学校教育事務所が所管することとなった。さらに、カリキュラム・センター機能とは別に教育センター機能として確立していた教育相談機能も人権教育・児童生徒課と方面別学校教育事務所が相互補完的に担う形とした。

このような教育委員会事務局の組織再編後も、教育文化センターでは、研修や研究、東部学校教育事務所による学校支援、視聴覚センターでの視聴覚機材の貸し出し、ホールやギャラリーを使用した児童生徒の成果発表等が実施されてきた。

<旧教育文化センターの概要>

- | | |
|-------|---|
| ・所 在 | 横浜市中区万代町1丁目1番地(関内駅徒歩3分) |
| ・敷地面積 | 2,646 m ² |
| ・建築面積 | 2,225 m ² |
| ・延床面積 | 21,025 m ² ※交通局分(約 6,400 m ²)を除くと約 14,600 m ² |
| ・階 数 | 地上 11 階、地下 2 階 |
| ・竣工年度 | 昭和 49(1974)年度 |

(3) 教育総合相談センターと特別支援教育総合センター

いじめ、不登校等の相談に対応する教育総合相談センターと、特別支援教育に関わる教育相談等を行う特別支援教育総合センターの経緯について整理する。

教育相談は、教育文化センターの前身の横浜市教育研究所時代から、教育研究・開発や研修と並ぶ主要な機能であった。昭和 27 (1952) 年に横浜市教育研究所内に教育相談室を開設し(「横浜市教育研究所条例」昭和 31 (1956) 年制定時に業務として明記)、昭和 49 (1974) 年の教育文化センター開館時に同センター内に教育相談室が移転している。

昭和 56 (1981) 年の国際障害者年には、「心身障害児教育」の中心的機関としての役割を果たす「養護教育総合センター」(現在の「特別支援教育総合センター」)が保土ヶ谷区仏向町に開所した。教育広報紙「教育よこはま」No.200 号には「このセンターは、心身に障害を持つ子どもに対する教育・医学・心理学等各専門分野からの総合的な相談・検査・診断を行います。また心身障害児の就学相談並びに職能評価・進路指導を行うほか、心身障害児に携わる教員の養成・研修・指導の内容や方法、教材・教具等の研究開発も実施していきます。」と記述されている。(原文のまま引用。)当時、このような機能を備えた施設は全国的にみても例がないと言われていた。

平成 9 (1997) 年 4 月、教育総合相談センターが教育文化センター内に設置され、一般・専門教育相談のほか、養護教育総合センターで行っていたいじめ 110 番、不登校対策事業が移管された。所管課である教育相談課(当時の名称。現在は人権教育・児童生徒課)の事務室、一般電話相談といじめ 110 番、専門相談、ハートフルスペースが設置され、教育にかかわる様々な相談といじめや不登校対策事業が展開された。

<年表>

昭和 49(1974)年	教育文化センター開館。教文センター内に教育相談室が移転
昭和 56(1981)年	保土ヶ谷区仏向町に養護教育総合センター(現特別支援教育総合センター)開所
平成 8(1996)年	養護教育総合センター内に適応指導教室(現ハートフルスペース)を設置
平成 9(1997)年	教育文化センター内の教育相談室が教育総合相談センターに改編。この時、養護教育総合センターが行ってきた不登校の相談業務を教育総合相談センターに移管
平成 19(2007)年	国通知「特別支援教育の推進について(通知)」により、特殊教育を特別支援教育に、養護教育相談センターを特別支援教育総合センターに、養護学校を特別支援学校等の名称変更が行われる
平成 22(2010)年	機構改革により、教育総合相談センターの所管を教育相談課から人権教育・児童生徒課に移管

※参考文献

- ・『教育文化センターのあゆみ―戦後文化事業史年表―』横浜市教育委員会 教育文化センター／編 [1986]
- ・『横浜市教育文化センター パンフレット』横浜市教育委員会教育文化センター [出版年不明]
- ・『横浜市教育史』横浜市教育委員会／編 [1978]

教育総合相談センターと特別支援教育総合センター

	教育総合相談センター	特別支援教育総合センター
所管課	人権教育・児童生徒課	特別支援教育相談課
所在地	中区港町	保土ヶ谷区仏向町
対象者	市内在住・在学の児童生徒及び保護者	市内在学又は在学予定の特別な支援を必要とする児童生徒
主な相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一般教育相談(不登校、友人関係、学習、進路、セクシャルハラスメントなど) ・専門相談(心理相談、医療相談、幼児相談) 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学相談(特別な支援を必要とする幼児の学びの場に関する相談) ・教育相談(特別な支援を必要とする児童生徒の学びの場に関する相談)
相談方法	電話、面接	面接
教育相談窓口以外の機能	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ110番、学校生活あんしんダイヤルなどの電話相談 ・区役所での子ども・家庭支援相談 ・学校での教育相談など 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者向けの保護者教室、就学説明会の開催 ・特別支援教育に関する教職員研修・人材育成等 ・特別支援教育に関する研究

(4) 現在の教育センター

《平成 23 (2011) 年 3 月～現在》

平成 23 (2011) 年 3 月の東日本大震災後の平成 25 (2013) 年 3 月、耐震能力に問題があるとされていた関内駅前の赤レンガの建物である「教育文化センター」が全面閉鎖された。これにより教育課程開発や研修企画を行う執務室、教員が教職専門性を高めるための研修室を使うことができなくなった。また、子どもたちが芸術文化を享受したり、学びの成果を発信したりする拠点であり、横浜市立学校全校の代表教職員が一堂に会して情報共有を図ったり、協議を行ったりする拠点であった教育文化ホールも失われることになった。視聴覚センターは廃止され、視聴覚教材・機材の貸出等の業務は、横浜市中心図書館に移管された。横浜市民ギャラリーは西区宮崎町に移転し、現在は文化観光局が所管する単独施設として稼働している。

教育センターの「カリキュラム・センター機能」「教職員の研修機能」は分権後も教育文化センターに多く残されていたが、令和元年度現在、関内駅前第一ビル、方面別学校教育事務所、横浜花咲ビル等、関内駅周辺の複数の民間施設に分散され、平成 22 (2010) 年の事務局再編に伴って機能を分担することになった各所管によって営まれている。

現在の教育センター機能の分散状況は以下のとおりである。

なお、令和 2 (2020) 年、横浜市庁舎が中区本町 6 丁目に移転する。それに伴い、関内駅前第一ビルに入居している各課は新市庁舎に移転する。

旧教育文化センターの施設概要(平成 22 年4月時点)

担当課等	用途	場所
指導企画課 指導主事室	事務室	関内駅前第一ビル
教職員育成課	事務室	旧教育文化センター
一般研修室	研修室	
実技系研究・研修室等	物理室・化学室・音楽室・音楽練習室・美術室・各室準備室・器材庫・薬品庫等	
指導企画課情報教育担当	情報教育担当 事務室・研修室	
	視聴覚センター・視聴覚室・調整室・録音室・器材室	
東部学校教育事務所	執務室	
東部授業改善支援センター (ハマ・アップ)	授業改善支援	
教育文化ホール(定員:524名)		
ギャラリー		
人権教育・児童生徒課	ハートフルスペース、いじめ 110 番、個別相談室、相談室、人権教育・児童生徒課事務室	
教職員人事課	事務室(分室)	
特別支援教育相談課	特別支援相談他	特別支援教育総合センター

現在の教育センターの施設概要(令和元年 10 月時点)

担当課等	用途	場所
小中学校企画課(旧指導企画課) 教育課程推進室(旧指導主事室)	事務室	関内駅前第一ビル
教職員育成課	事務室	横浜花咲ビル
一般研修室	研修室	
実技系研究・研修室等		(廃止)
小中学校企画課情報教育担当 (旧指導企画課情報教育担当)	情報教育担当 事務室・研修室	VORT 横浜関内Ⅲ
	視聴覚センター	(廃止) ※教材・機材の貸出等の業務は中央図書館に移転
東部学校教育事務所	執務室	横浜花咲ビル
東部授業改善支援センター (ハマ・アップ)	授業改善支援	
教育文化ホール		(廃止)
ギャラリー		横浜市民ギャラリー
人権教育・児童生徒課	いじめ 110 番	関内STビル
	個別相談室	関内山本ビル
	相談室	
	人権教育・児童生徒課事務室	関内駅前第一ビル
特別支援教育相談課	特別支援相談他	特別支援教育総合センター

2. 現状

教育センターにおける教育研究、研修、教育相談、成果発表、その他会議等について、活動実績と新たな教育センターの利用意向を整理する。(新たな教育センターの施設確保に向けた調査検討報告書(平成31年3月)より)

(1) 活動実績と新たな教育センターの利用意向

1) 教育研究、研修及び成果発表

教育研究、研修、成果発表、その他会議等については、平成30(2018)年度調査(※)より、教育相談については平成29(2017)年度の相談件数より把握する。

※ 平成29(2017)年度の活動実績及び今後実施が予定されている活動を把握した調査。

調査対象は、行政(教育委員会事務局、こども青少年局)、横浜市立学校(小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校)及び各学校種の校長会、副校長会、教育研究会、横浜市中学校体育連盟(以下、中体連)、横浜市PTA連絡協議会である。

まず、学校が主催する行事を除く、調査研究、研修及び成果発表に関する活動等の合計をみると、活動数は4,651回であり、延べ参加人数は400,636人であった。このうち新たな教育センターの利用意向がある活動は、4,024回(総計4,651回に対して約87%)で、参加人数は344,303人(総計400,636人に対して約86%)であった。

活動実績と新たな教育センターの利用意向(学校主催行事を除く)

活動内容	活動実績	新たな教育センターの利用意向がある活動(活動実績に対する割合)(A)
調査研究 研修 成果発表	活動数 4,651回	活動数 4,024回(約87%)
	参加人数 400,636人	参加人数 344,303人(約86%)

次に、学校が主催する行事(以下、学校行事)については、市立学校509校のうち176校が新たな教育センターを利用したいとの意向を示した。中でも、市立中学校146校中134校(約92%)が「新たな教育センターを利用する可能性がある」との回答をしている。市立学校が行っている計273回の学校行事において新たな教育センターを利用したいとの意向があった。なお、学校行事は、成果発表に該当する活動である。

学校行事の活動実績と新たな教育センターの利用意向

活動内容	学校数	新たな教育センターの利用意向がある学校(学校数に対する割合)
学校行事 (=児童生徒の 発表・発信)	市立学校 509校 ※うち、市立中学校は146校	市立学校 176校(約35%) ※うち、市立中学校は134校(約92%)

計273回、参加人数計233,888人の活動において、新たな教育センターを利用したいとの意向あり(B)

以上より、新たな教育センターの利用意向がある活動数の合計は 4,297 回、参加人数の合計は 578,191 人となった。

新たな教育センターの利用意向がある活動の回数と参加人数

活動内容	教育委員会事務局、校長会、副校長会、教育研究会、中体連、PTA 連絡協議会(A)	学校行事(B)	合計(A)+(B)=(C)
活動数	4,024 回	273 回	4,297 回
参加人数	344,303 人	233,888 人	578,191 人

なお、新たな教育センターの利用意向がある活動を活動主体別に整理すると、活動数では約 4 割、参加人数では 5 割以上の活動が、学校その他、教育研究会や校長会・副校長会、中学校体育連盟等、教職員により組織された団体による自主的、主体的な活動であることが分かる。

活動主体別にみた新たな教育センターの利用意向がある活動(活動数)

	教育研究	研修	成果発表	その他会議	合計
教育委員会事務局等	890 回	1,183 回	227 回	247 回	2,547 回(59.5%)
学校、教育研究会等	1,046 回	0 回	273 回	353 回	1,672 回(39.0%) (D)
PTA 連絡協議会	0 回	0 回	0 回	78 回	78 回(1.8%)
				計	4,297 回(100%)

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある

活動主体別にみた新たな教育センターの利用意向がある活動(参加人数)

	教育研究	研修	成果発表	その他会議	合計
教育委員会事務局等	24,946 人	121,807 人	96,580 人	16,396 人	259,729 人 (45.0%)
学校、教育研究会等	57,525 人	0 人	233,888 人	18,699 人	310,112 人 (53.6%)(D)
PTA 連絡協議会	0 人	0 人	0 人	8,350 人	8,350 人(1.4%)
				計	578,191 人 (100%)

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある

2) 教育相談

教育相談については、平成 29 (2017) 年度の相談件数を、新たな教育センターの利用意向がある活動数とする。平成 29 (2017) 年度の相談件数は以下の通りである。

なお、来所による相談の場合、当該児童生徒のほか、保護者等も来所するため、実際の来所人数は来所による相談件数の 2～2.5 倍と推定される。

教育相談に関する平成 29(2017)年度の相談件数

相談先	相談内容	相談件数	来所	電話
教育総合相談センター	一般教育相談 ・いじめ 110 番	3,891 件	-	3,891 件
	専門相談	3,672 件	2,632 件	1,040 件
特別支援教育総合センター	就学教育相談	4,321 件	4,321 件	-
合計		11,884 件(E)	6,953 件	4,931 件

3) 活動実績と新たな教育センターの利用意向のまとめ

- 教育研究や研修、成果発表に関する活動のうち、新たな教育センターで実施したいとする意向を示した活動は 8 割以上である（活動数 87%、参加人数 86%、※学校主催行事を除く）。(A)
- 市立学校については、509 校中 176 校が、児童生徒の学習成果の発表のために新たな教育センターを利用したいという意向を示した（273 回、233, 877 人）。中でも、中学校が 146 校中 134 校と（92%）と多くの利用意向を示している。(B)
- 新たな教育センターの利用意向は高く、その事業規模も大きい（年間活動数 4, 297 回、参加人数は 578, 191 人）。(C)
- 教育委員会事務局主体の活動だけでなく、学校と、校長会・副校長会・教育研究会・中体連といった教職員で構成する団体による、主体的・自主的な活動が全体数のうち多くを占める（活動数 39.0%、参加人数 53.6%）。(D)
- 教育相談は来所による相談を中心に行っている（相談件数 11, 884 件のうち、来所による相談は 6, 953 件、58.5%）。(E)

本市では、教育研究や研修、成果発表、教育相談のいずれも、事業規模が大規模であることがわかる。また、学校や、教育研究会等の教職員組織による主体的・自主的な活動がその多くを占め、教職員はもとより、児童生徒や保護者等も参加していることが明らかになった。

(2) 機能別にみた活動実績

以下では、教育研究、研修、教育相談及び成果発表、その他の会議等について、その概要と新たな教育センターの利用意向があった活動の内容について整理する。

1) 教育研究の活動実績

①概要

教育委員会事務局(主に教育課程推進室)が研究事業や教育関係職員の研究支援を行っている。研究内容は、教科ごとに教育課程の編成・実施の参考とすることを目的として行う実践的な研究(教育課程研究等)やグローバル化やICT、英語力の強化等を目的として行われる研究(教育課題研究等)、よりよい授業づくりに向けた研究(授業改善等)等である。

また、小・中・高・特別支援学校の学校種ごとに自主的に組織する教育研究会による教育研究も活発に行われている。

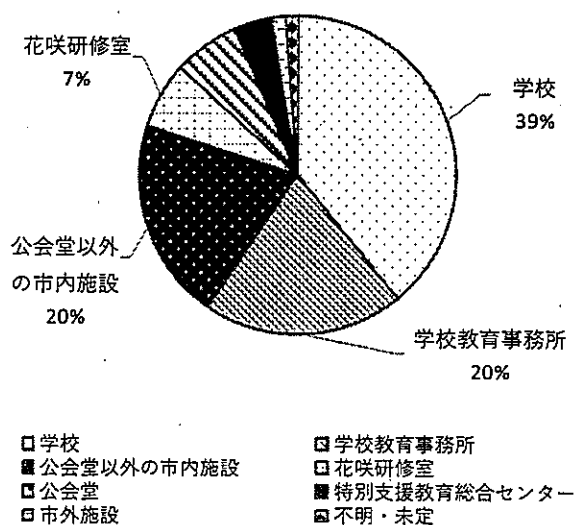
②実績

年間の活動数は1,936回、参加人数は82,471人である。

利用施設は、学校(756回、約39%)、学校教育事務所(396回、約20%)、公会堂以外の市内施設(396回、約20%)、花咲研修室(131回、約7%)の順に多い。

活動内容をみると、教育研究会が学校種ごとに行っている教科別研究が1,046回(全体の約53%)と最も多い。次いで、教育課程推進室が行っている活動が869回(全体の約45%)と多く、その内訳をみると、教育課程研究委員会・協議会¹(660回、21,792人)や市学状作問委員会²(209回、1,919人)が行われている。

利用施設別にみた活動数



活動内容例(活動主体別)

担当課等	回数	内容
教育研究会	1,046回 (約53%)	教科別研究
教育課程推進室	869回 (約45%)	教育課程研究委員会・協議会、市学状作問委員会等

¹ 各学校における教育課程の編成・実施の参考となるよう、学習評価、学習指導等教育課程に関わる実践的研究を行い、その成果を研究協議会や参考資料の発行を通じて学校に広める。

² 横浜市学力・学習状況調査を実施するため、作問委員会は教職員及び指導主事による調査問題の作成を行う。

2) 研修の活動実績

①概要

教育関係職員の資質・能力の向上を目指し、初任者研修や新任主幹研修等のキャリアステージに応じた年次研修は教職員育成課が、教職員の専門性を高めることを目的とした教科別研修は小中学校企画課（情報教育担当）が、特別支援教育に関する研修は特別支援教育相談課が、教育相談や専門分野に関する研修は各課・室が行っている。主に横浜花咲ビル（花咲研修室）や関内周辺の会議室、特別支援教育総合センター等を利用しており、花咲研修室の利用調整は教職員育成課が行っている。

また、各方面の学校教育事務所が、教職員の授業力向上等を目的とした授業づくり講座を行っている。

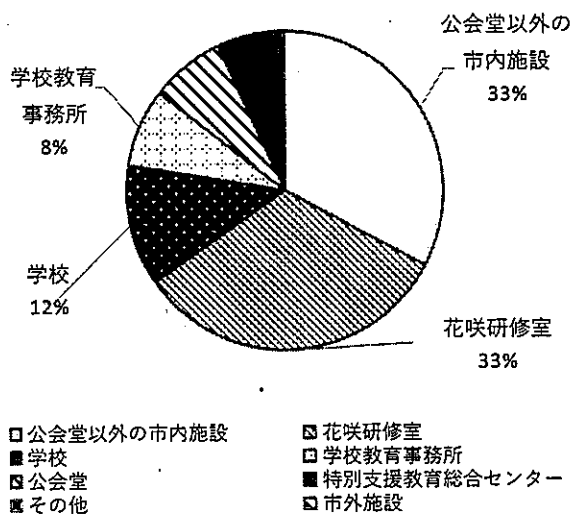
②実績

年間の活動数は1,183回、参加人数は121,807人である。

利用施設は、公会堂以外の市内施設（388回、約33%）、花咲研修室（385回、約33%）、学校（145回、約12%）、学校教育事務所（94回、約8%）の順に多い。

活動内容をみると、教職員育成課が行っている初任者研修や教育課題研修等の活動が196回（全体の約17%）と最も多く、次いで、こども青少年局保育・教育人材課が行っている乳幼児の保育に関する研修等が187回（全体の約16%）、特別支援教育相談課が行っている特別支援に関する研修等が174件（全体の15%）と多い。

利用施設別にみた活動数



活動内容例(活動主体別)

担当課等	回数	内容
教職員育成課	196回 (約17%)	初任者研修 教育課題研修等
こども青少年局保育・教育人材課	187回 (約16%)	乳幼児の保育に関する研修等
特別支援教育相談課	174件 (約15%)	特別支援に関する研修等

3) 教育相談にかかわる活動実績

①概要

【教育総合相談センター】

教育総合相談センターでは、市内在住・在学の児童生徒及び保護者を対象とし、教育全般に関する相談を行っている。相談には、不登校や友人関係、学習や進路に関する相談を受け付けている「一般教育相談」、いじめ等に関する相談を電話で24時間受け付ける「いじめ110番」、心理や医療等に関して専門家による相談やカウンセリングを行う「専門相談」がある。「一般教育相談」、「いじめ110番」は関内STビルで、「専門相談」は関内山本ビルで対応している。

【特別支援教育総合センター】

特別支援教育総合センターでは、市立小中学校に在学中又は就学予定の特別な支援を必要とする児童生徒を対象とし、その子どもにとってふさわしい学びの場（学校種・学級種）に関する相談等を行っている。相談には「就学相談」と「教育相談」の2種類がある。「就学相談」は小学校に入学予定で特別な支援を必要とする幼児の就学に関する相談、「教育相談」は学級種・学校種の判断に向けた特別支援教育等に関する相談となっている。相談方法は、原則、本人・保護者との面談と、幼児・児童・生徒の発達検査等となっている。所在地は保土ヶ谷区仏向町である。

②実績

教育総合相談センターにおける教育相談の平成29(2017)年度の実績は、一般教育相談、いじめ110番が3,891件、専門相談が3,672件であった。

特別支援教育総合センターにおける特別相談の平成29(2017)年度の実績は4,321件であった。

【再掲】教育相談に関する平成29(2017)年度の相談件数

相談先	相談内容	相談件数	来所	電話
教育総合相談センター	一般教育相談 ・いじめ110番	3,891件	-	3,891件
	専門相談	3,672件	2,632件	1,040件
特別支援教育総合センター	就学教育相談	4,321件	4,321件	-
	合計	11,884件	6,953件	4,931件

4) 成果発表にかかわる活動実績

①概要

成果発表として、児童生徒の音楽発表会、合同学芸会、各学校の文化祭、合唱コンクール等の発表や作品展示を行っている。発表については、市内の公会堂や各学校、市外施設等を利用しており、展示については横浜市民ギャラリー等を利用している。

また、教職員の研究の成果発表を行う教育研究会も開催している。

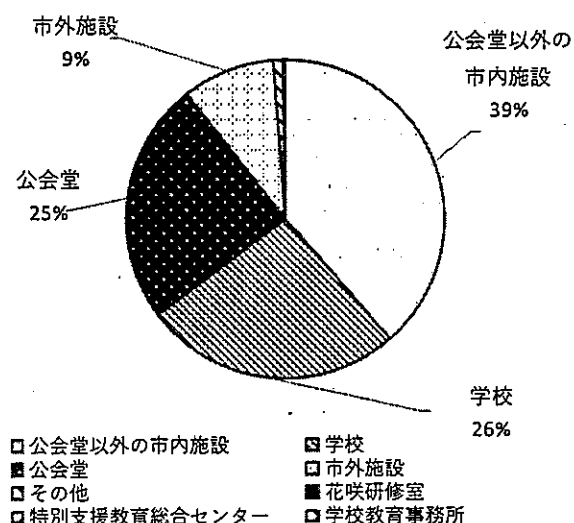
②実績

年間の活動数は500回、参加人数は330,468人である。このうち、学校行事は273回で参加人数は233,888人、教育委員会事務局による活動は227回で参加人数は96,580人である。

利用施設は、公会堂以外の市内施設(193回、約39%)、学校(131回、約26%)、公会堂(123回、約25%)、市外施設(47回、約9%)の順に多い。

活動内容をみると、市立中学校が行っている活動が222回(全体の44%)と最も多く、次いで、指導企画課(現：小中学校企画課)が行っている横浜市立学校総合文化祭等の活動が187回(全体の約17%)と多い。

利用施設別にみた活動数



活動内容例(活動主体別)

担当課等	回数	内容
市立中学校	222回 (約44%)	学校行事
指導企画課 (現：小中学校企画課)	187回 (約17%)	横浜市立学校総合文化祭等

5) その他会議等の活動実績

①概要

前述の活動のほか、校長会・副校長会やPTA連絡協議会、中学校体育連盟による活動、指導主事・人事主事全体指導主事会議等を行っている。

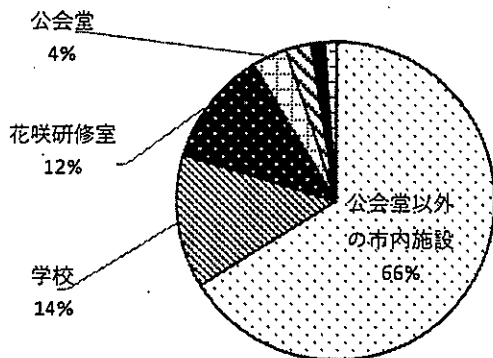
②実績

年間の活動数は678回、参加人数は43,445人である。

利用施設は、公会堂以外の市内施設(448回、約66%)が最も多く、次いで学校(92回、約14%)、花咲研修室(79回、約12%)が多い。

活動内容をみると、校長会・副校長会が309回(全体の約46%)と最も多く、次いで、PTA連絡協議会が78回(全体の約12%)、中学校体育連盟による活動が44回(全体の約6%)、指導主事・人事主事全体指導主事会議が37回(全体の約5%)と多い。

利用施設別にみた活動数



- 公会堂以外の市内施設
- 花咲研修室
- 市外施設
- 特別支援教育総合センター
- 学校
- 公会堂
- 学校教育事務所
- その他

活動内容例(活動主体別)

担当課等	回数
校長会・副校長会	309回 (約46%)
PTA連絡協議会	78回 (約12%)
中学校体育連盟	44回 (約6%)
指導主事・人事主事全体 指導主事会議	37回 (約5%)

《活動実績総括表(平成 30(2018)年度調査より)》
 新たな教育センターの利用を希望する活動(活動数)

活動 会場	教育委員会事務局													その他	総計
	教育研究	教育委員会事務局	教育研究会	研修	成果発表	教育委員会事務局	学校行事	その他会議等	校長会・副校長会	P T A 連絡協議会	中学校体育連盟	指導主任・人事主任 全体指導主任会議	その他		
花袋研修室	131	121	10	385	1	1	79	7			1	37	34	596	
学校	756	191	565	145	131	51	80	92	59	4	28		1	1,124	
市立小学校	469	106	363	70	61	34	27	18	18					618	
市立中学校	198	63	135	17	60	12	48	51	23		28			326	
市立高等学校	17	1	16	13	6	2	4	7	2	4			1	43	
市立特別支援学校	68	17	51	42	4	3	1	15	15					129	
市立義務教育学校	4	4						1	1					5	
複数の市立学校				3										3	
学校教育事務所	396	348	48	94				10	10					500	
東部学校教育事務所	217	188	29	19				9	9					245	
西部学校教育事務所	15	15		25				1	1					41	
南部学校教育事務所	140	121	19	26										165	
北部学校教育事務所	24	24		17										41	
複数の学校教育事務所				7										7	
特別支援教育総合センター	73	44	29	73				8	5				3	154	
公会堂	130	71	59	90	123	42	81	24	12		3		8	367	
公会堂以外の市内施設	396	83	303	388	193	133	60	445	210	71	3		164	1,425	
市庁舎周辺会議室	77	70	7	92	7	7		218	28	26			164	394	
健康福祉総合センター	72	4	68	43				103	102	1				218	
技能文化会館	9	9	9	141	7	7		5	1	4				162	
その他市内施設	39	11	28	47	9	3	6	7	7					102	
青少年育成センター	29		29	1	8	8		57	35	22				95	
横浜市民ギャラリー	1		1	1	49	49		4		4				55	
かながわ県民センター	50	5	45					1	1					51	
学校保健センター	22		22	27										49	
横浜市教育会館	10		10		3	3		30	30					43	
県立音楽堂	9		9	8	20	9	11							37	
区民文化センター	8		8	4	15	8	7	5	1	4				32	
地区センター	29	1	28											29	
歴史博物館				29		29								29	
ニュースパーク(日本新聞博物館)	19		19	2	1		1							22	
みなとみらいホール					18		18							18	
関内ホール	1		1	6	5		5			5				17	
青少年交流・活動支援スペース	10		10					7	4	3				17	
横浜情報文化センター	1		1	1	10	10								12	
大学	3	2	1	3	1		1							7	
県立青少年センター				1	6		6							7	
図書館	1		1	5										6	
横浜美術館	5		5	1										6	
横浜文化体育館					1		1	3			3			4	
区役所				2				1	1					3	
あーすぶらさ					1		1	2		2				3	
ウィング横浜	1		1											2	
横浜市研修センター				2										2	
県民ホール					1		1							1	
動物愛護センター					1		1							1	
三菱みなとみらい技術館					1		1							1	
市外施設	30	19	11	2	47		47	17	6	2	9			96	
県立総合教育センター	18	18		1				1			1			20	
横浜貿易文化会館	1		1		7		7	8			8			16	
その他市外または県外施設	7	1	6	1				5	3	2				13	
横浜芸術劇場					10		10							10	
鎌倉芸術館					9		9							9	
川崎市教育文化会館					4		4	3	3					7	
大和芸術文化ホール					3		3							3	
海老名市文化会館					3		3							3	
川崎市市民館	3		3											3	
厚木市文化会館					2		2							2	
高崎市市民館					2		2							2	
大田区民ホール					1		1							1	
ハーモニーホール座間					1		1							1	
ミュージア川崎					1		1							1	
逗子文化プラザホール					1		1							1	
相模女子大学グリーンホールなど					1		1							1	
横浜ベイサイドポケット					1		1							1	
川崎市男女共同参画センター					1		1							1	
大学(市外)														1	
その他	24	3	21	6	5		5							35	
総計	1,936	890	1,046	1,183	500	227	273	678	309	78	44	37	210	4,297	

《活動実績総括表(平成 30(2018)年度調査より)》
 新たな教育センターの利用を希望する活動(参加人数)

活動 会場	教育研究			研修	成果発表	教育委員会事務局		その他企画等	校長会・副校長会	PTA 連絡協議会	中学校体育連盟	指導主事・人事主事 全体指導主事会議	その他	総計
	教育研究	教育委員会事務局	教育研究会			教育委員会事務局	学校行事							
花咲研修室	2,576	1,357	1,219	45,088	100	100		10,082	440		25	5,920	3,697	57,846
学校	24,661	2,469	22,192	6,078	69,030	1,720	67,310	4,551	1,161	160	2,900		330	104,320
市立小学校	20,030	1,866	18,164	2,955	20,290	1,060	19,230	507	507					43,782
市立中学校	3,225	420	2,805	570	44,540	360	44,180	3,370	470		2,900			51,705
市立高等学校	662	12	650	291	3,780	180	3,600	526	36	160			330	5,259
市立特別支援学校	736	163	573	1,575	420	120	300	112	112					2,843
市立義務教育学校	8	8						36	36					44
複数の市立学校				687										687
学校教育事務所	4,185	2,862	1,323	4,328				307	307					8,820
東部学校教育事務所	2,196	1,377	809	332				279	279					2,797
西部学校教育事務所	139	139		1,308				28	28					1,475
南部学校教育事務所	1,562	1,048	514	564										2,126
北部学校教育事務所	298	298		590										888
複数の学校教育事務所				1,534										1,534
特別支援教育総合センター	1,913	209	1,704	4,609				526	226				300	7,048
公営堂	31,145	16,817	14,328	26,478	67,489	14,189	53,300	5,917	1,178	800	80		3,859	131,029
公営堂以外の市内施設	16,275	1,168	15,107	34,551	138,331	60,571	57,760	21,238	11,578	7,310	60		2,290	210,395
市庁舎周辺会議室	869	719	150	3,101	210	210		3,830	440	1,100				8,010
健康福祉総合センター	3,354	30	3,324	2,108				5,886	5,536	150				11,148
技能文化会館	415		415	13,300	350	350		510	350	160				14,575
その他市内施設	1,957	403	1,554	3,647	6,210	210	6,000	242	242					12,056
青少年育成センター	663		663	32	1,470	1,470		1,844	1,004	840				4,009
横浜市民ギャラリー				20	47,451	47,451		900		900				48,371
かながわ県民センター	1,802	11	1,791					30	30					1,832
学校保健センター	686		686	374										1,060
横浜学校教育会館	1,611		1,611		480	480		3,706	3,706					5,797
県立音楽堂	1,356		1,356	4,688	17,000	4,700	12,300							23,044
区民文化センター	12		12	722	12,380	9,600	2,780	1,120	150	970				14,234
地区センター	564	2	562											564
歴史博物館					15,260	15,260								15,260
ニュースパーク(日本新聞博物館)	1,010		1,010	130	35	35								1,175
みなとみらいホール					25,100	25,100								25,100
開内ホール	409		400	3,951	3,950	3,950		2,820		2,820				11,121
青少年交流・活動支援スペース	349		349					214	84	130				563
横浜市情報文化センター	17		17	128	840	840								985
大学	503	3	500	304	300	300								1,107
県立青少年センター				300	4,760	4,760								5,060
図書館	150		150	676										826
横浜美術館	192		192	150										342
横浜文化体育館					1,000	1,000		60			60			1,060
区役所				130				36	36					166
あーずぶらざ					200	200				240				440
ウイング横浜	365		365	675										1,040
横浜市研修センター				115										115
県民ホール					1,000	1,000								1,000
動物愛護センター					300	300								300
三菱みなとみらい技術館					35	35								35
市外施設	1,503	60	1,443	63	51,318	51,318		824	484	80	260			53,708
県立総合教育センター	59	59		40				25			25			124
横浜貿易文化会館	50		50		7,398	7,398		235			235			7,883
その他市外または県外施設	884	1	883	23				564	484	80				1,471
横浜貿易芸術劇場					11,300	11,300								11,300
鎌倉芸術館					10,300	10,300								10,300
川崎市教育文化会館					4,800	4,800								4,800
大和芸術文化ホール					3,200	3,200								3,200
沼巻名市文化会館					2,800	2,800								2,800
川崎市市民館	460		460											460
厚木市文化会館					2,850	2,850								2,850
宮前市民館					2,000	2,000								2,000
大田区民ホール					1,000	1,000								1,000
ハーモニーホール夜間					1,200	1,200								1,200
ミュージアム川崎					2,000	2,000								2,000
蓮子文化プラザホール					300	300								300
相模女子大学グリーンホールなど					1,000	1,000								1,000
横浜ベイサイドポケット					570	570								570
川崎市男女共同参画センター					600	600								600
大学(市外)	50		50											50
その他	213	4	209	612	4,200	4,200		43,445	15,374	6,950	3,325	5,920	10,476	5,025
総計	82,471	24,946	57,525	121,807	330,468	96,580	233,888	43,445	15,374	6,950	3,325	5,920	10,476	578,191

3. 新たな教育センターの必要性

(1) 教育文化センターが閉館したことによる課題

1) 施設分散による業務の効率低減

①教職員や関係各課の連携の非効率化

教育文化センターが閉館し、施設が分散したことにより、教職員が直接的にコミュニケーションをとる機会が少なく、研究に必要な情報等を一元的に得ることが困難になり、自主研究や教科等横断的な研究を効果的・効率的に推進することが難しい。

関係各課の連携については、教育委員会事務局の教育センター事業を行う部署が、連絡調整や打ち合わせ等のためにその都度集合しており、往来に時間を要している。また、民間オフィスの賃料等が発生している等、業務、コストともに非効率な状況となっている。

<具体的な状況>

- ・研究を行う拠点施設がなくなったため、教職員同士の教育研究に関する議論やコミュニケーションの機会を自然と得ることが難しくなった。
- ・教育図書、教材、指導案等の情報を一元的に収集・管理できていない。
- ・研究発表に向けた会議等を行う際に、関係課・室の指導主事が花咲ビルに集まって連絡・調整を行っている。
- ・学校・教育研究会・教育委員会の各所属で行った研究の成果を集め発信する拠点がなくなり、発信力の低下が指摘されている。
- ・分散した民間オフィスの賃料等は年間約1億5千万円を要している。

((平成30(2018)年度実績)

②教育総合相談センターにおける課題

教育総合相談センターは、一般相談を関内 ST ビル、専門相談を関内山本ビルで実施しており、いじめ等、相談事案に対する迅速な対応や関係機関との緊密な連携体制に課題が生じている。

<具体的な状況>

- ・人権教育・児童生徒課の担当職員は関内 ST ビルと関内山本ビル、関内駅前第一ビル間を1日に何回も往復しなくてはならない等、非効率な状況となっている。
- ・施設が分散しており、かつ狭隘であるため、活動的なプレイセラピーが行えない、相談室及び職員の待機場所が不足している、待合スペースでプライバシーの確保が困難である、教育相談の研究が行えない等の課題がある。
- ・教育総合相談センターには、様々な相談に応え、対応方法を実践的に研究することによりその専門性を高め、児童生徒指導と連携しながら学校で行われる教育相談を支える役割が求められているが、現在の分散した状況ではその期待に十分応えることが難しい状況にある。

2) 設備が整った研究・研修スペースの不足

①賃貸オフィスビルの限界

教育文化センター閉館後に移転した花咲ビルは民間の賃貸オフィスビルであるが、多人数を収容する研修施設としての利用には不都合な面がある。また、教職員が研究に専念できる場やクリエイティブな思考が生まれる場がない。花咲ビルでは無線 LAN 等の ICT 設備環境が整っていない。

<具体的な状況>

- ・通常、大規模な研修室では、スライド資料が会場後列からも見えるように、可動式スクリーンやモニターを会場の中間や後列の天井にも設置するが、天井高の制約により設置ができない。よって、現在は研修室を横長に使用し、スライドを左右に映す方法で実施するため、プロジェクターが2～3台必要となる。
- ・アイランド形式の研修や個人でも大人数でも利用できるフレキシブルな空間がない。
- ・トイレの数が少なく、研修では休憩時間に行列ができてしまう。
- ・Wi-Fi が研修に使えない。

②実技系研究、研修への支障

教育文化センター閉館後に移転した花咲ビルは民間の賃貸オフィスビルであり、火気や水が使用できる設備等が不足しているため理科、音楽科、図画工作科、美術科、家庭科、技術・家庭科の実践的な研究や研修が行えなくなった。そのため、外部施設や学校を利用しているが、外部施設を借り上げる際には賃料を負担する必要がある、学校を利用する際（特に、教育研究会の開催時）は、授業終了後に行われるため会場校の副校長等が戸締りのため研究会終了まで残っている必要がある。

実技を伴う教科研究や研修場所が毎回変わるため、研究や研修のために会場を確保することが教職員の負担になっている。

また、旧教育文化センターには、教科の研究や研修で用いる備品等が保管されていたが、現在は、複数の施設に分散して保管され、貸し出しにおける手間が増えたこと、十分な管理やメンテナンスができないこと等が問題である。

<具体的な状況>

- ・約 350 名の小学校の初任者を対象とした理科の安全研修は、平成 30 (2018) 年度までは國學院大学たまプラーザキャンパスの施設で 5 部屋を借りて実施していたが、令和元 (2019) 年度はこれらの施設を借りることができなくなり、市立小学校 2 校で、午前・午後の計 4 回に分けて実施した。また、薬品や火気の管理、身の回りの危険生物や飼育動物への対応等、理科実験の基礎・基本について学ぶ初任者にとって重要な研修であり、参加人数も多いが、施設不足のため、開催において関係者の手間や時間、費用を要しているという状況である。
- ・各教科の備品は、複数の施設に分散して保管されている。具体的には、方面別学校教育事務所に近い小学校を各 1 校ずつ、計 4 校を「理科研修拠点校」として指定し、教育文化センターに保管していた理科の実験器具や標本等を移転した。また、その他の教科の備品（例：楽器等）や教育研究会が所有する様々な教科の研究成果品についてもこれらの学校に移した。
- ・研究会等でこれらの備品等を使用する場合、保管している学校から会場校に持ち出し、終了後に返却する必要がある、貸し出しにおける手間が増えている。理科の研究では薬品を使用することもあり、保管や持ち出しの管理は厳重に行う必要がある。

3) 教育センター専用のホール、展示場がない

①児童生徒の発表の場の不足

各学校では、合唱コンクール等、児童生徒の日頃の学習成果の発表に力を入れている。本市の児童生徒数は減少傾向にあるが、保護者や地域の方々の参観人数は増加傾向にあり、十分なキャパシティの施設を確保することが容易ではない。また、会場を確保するために教職員の負担が大きい。また、児童生徒の作品の展示スペースが不足している。

<具体的な状況>

- ・児童生徒の発表は、主に公会堂等を利用している。平成30(2018)年度調査では、公会堂等の利用回数が年間123回に上り、公会堂の市民利用に影響を与えている。
- ・市内公会堂の定員を超える生徒数(605人以上)の中学校では、市内の大規模施設が限られているなか、全校生徒が一堂に会して行う場所の確保ができない状況になっている。
- ・平成30(2018)年度調査より、約92%の中学校が、学校行事等で新たな教育センターのホールを使用したいという意向があること、中学校の合唱コンクールや吹奏楽発表会で中学校の5校に1校が川崎市や横須賀市、鎌倉市、大和市、厚木市、東京都大田区等の市外施設を使用していることが把握されている。
- ・横浜市内外の公会堂等を利用して成果発表を行っており、教職員が会場の確保に事前予約、下見、打ち合わせ、減免申請等の手間と時間を要している。
- ・また、公会堂等の予約が取れないため、学校の体育館で、学年入れ替え等で発表会を運営している学校も多い。
- ・公会堂は教育関連の活動でのみ利用する施設ではなく、6箇月ほど前からしか予約できないので、予約がとりにくく、活動計画が立てづらい。
- ・現在利用している横浜市民ギャラリーでは、市内全校の代表者の作品の展示のみ行っており、旧教育文化センターの市民ギャラリーに比べて子どもたちの作品を限定して展示せざるを得ず、発表の機会が限られた状況になっている。また、交通の便が悪く、会場が狭隘である。
- ・市内のホールは、車いすスペースが限定的で使いにくい、ストレッチャー対応ができていない等、肢体不自由の児童生徒が使える施設が少ない。

②教育委員会事務局主催の行事や会議・研修等における会場確保が困難

教育委員会事務局が主催している大規模な発表会や会議、研修等の会場の確保が困難である。

<具体的な状況>

- ・教育委員会事務局が主催している横浜市立学校総合文化祭や、全体校長会議、教職員への研修や説明会でも大人数の会場が必要となるが、会場の確保は容易ではない。
- ・現在は公会堂等の外部会場を確保するか、最大300人定員の花咲研修室を活用して、本来、1回で済む会議や研修を、数回に分けて実施することで対応している。
- ・教科等ごとに行っている「教育課程研究」は各学校や公会堂が会場となっているので、会場校の教職員の準備や公会堂の予約等が負担になっている。

③研究発表大会等への影響

ホールで大規模研修を行った後に、研修室等を利用した小規模研修を行う際は、参加者が円滑に会場を移動できるよう、場合によっては主催者が会場案内を行う等の工夫を強いられている。

研究発表大会は、全体会(大規模研修)で全体目標を共有し、分科会(小規模研修)で議論を深めた後、再度全体会で内容を共有しているため、全体会のためのホールと5~20程度の分科会で使用する複数の会議室が必要となる。

<具体的な状況>

- ・教育委員会事務局が主催している大規模な教育研究大会を本市で開催する場合、主催者は複数の会場を確保する必要があるが、コスト等の制限があるため会場確保に大変苦勞している。参加者が会場を移動する際は、参加者が迷わないよう、主催者は会場案内を丁寧に行い、道案内に立つ等の工夫を強いられている。分科会のあとの全体会の開催も制限されてしまう。
- ・公会堂や関内ホールには分科会を開催できる部屋がなく、花咲ビルでは分科会は開催できるが全体会が開催できるホールは備えていない。例えば、県が主催する教育研究大会では、西公会堂と花咲ビルが会場となり、西公会堂で全体会を行った後、花咲ビルで分科会を実施した。
- ・全国規模の教育研究大会を開催できる会場がない。

(2) 横浜市における教育センターの役割

～横浜の教育が目指す人づくりに向けて～

複雑で変化の激しい時代の中で、解が一つでない課題にも柔軟に向き合い、持続可能な社会の実現に向けて、自分たちができることを考え、他者と協働し、解決していくことが重要となる。

変化し続ける社会情勢やそれを踏まえた学習指導要領、人口減少社会の到来やグローバル化の一層の進展、インクルーシブ教育の充実の必要性等、横浜市の置かれている状況を踏まえ、常に新しい技術や文化を積極的に取り入れていく進取の精神を持って、絶えず研究と研鑽に努めることが求められる。

1) 次世代を見据えた教育研究の推進

学校を取り巻く社会情勢が複雑化・多様化するなか、いじめや不登校、日本語支援などの課題への理解や対応力が教職員に求められるなど、今後も新たに表出される教育課題や教育ニーズ等に的確に対応するため、実践的な研究活動のさらなる充実が必要である。

学校とともに迅速かつ適切な対応を行っていくためには、現在の教育センターが担っている機能の拡充はもとより、500校を超える市立学校、教育研究会、教育委員会事務局における多種多様な研究や取組を結集できる中核的な研究拠点の設置が求められている。

さらに、Society 5.0³の到来による社会構造の変化、学びの個別最適化、ICT技術の急速な進歩等を見据えて、学校の教職員を中心とする調査や研究活動のみならず、企業・大学等の様々な活動主体と連携しながら、先進的かつ高度で多角的な視点から常に新たな調査研究活動に取り組んでいく必要がある。

学校教育の一層の充実を図るには、教職員の指導力・資質の向上とともに、教育課題や学校運営、教育課程、児童生徒指導等に関する調査研究を、学校単位を超えて多様な主体と連携・協働しながら、多角的な視点や社会全体・市全体の視点から、継続的・専門的に研究を行い、その成果を学校に提供し、支援していくことが重要である。

2) 客観的な根拠に基づく教育政策の推進 (EBPM⁴)

これまでの教育活動は、教職員の個人の経験やノウハウに頼ってきた部分が多く、それらを共有する仕組みは構築されていない。また、各種の教育統計や国や市の学力・学習状況調査等が行われているものの、その結果を分析し、調査・研究・開発や人材育成を通して教育現場に効果的に反映できているとはいえない。

教職員のなり手が減少している中、新学習指導要領では、小学校での英語の教科化やグローバル人材の育成、プログラミング教育・デジタル教科書等、時代のニーズに対応した新たな教育内容が求められている。また、いじめ、不登校や日本語支援等複雑化・多様化している子どもたちが抱える課題への対応も求められている。

そのためには、約500校の市立学校から得られる課題やデータを大学、企業、教育関係機関等と連携しながら一元的に集約、分析した上で教育研究や教職員の育成等に役立て、教育現場に反映していくことが求められる。

³ サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

⁴ Evidence Based Policy Making の略称

3) 主体的に学び続ける教職員の育成

社会情勢や子どもを取り巻く環境が変化しているなかで、教職員の指導力、専門性、資質・能力の向上がより求められており、企業、大学等と連携し、それぞれが持つ専門分野と連携・協働しながら、経験年数（年次研修等）だけではなく、役割別等に合わせた細かなキャリアステージ分けや研修体系を整えるとともに、教職員一人ひとりが自ら主体的にキャリア形成ができる環境を整える必要がある。

技術革新により定型的業務の AI 技術等への代替が可能となることが想定される。産業や働き方が変化していく Society5.0 の社会を見据え、様々な分野において、AI やデータの力を最大限活用し、展開できる人材が求められている。教育においても、スタディ・ログ等を蓄積した学びや、デジタル教科書・教材等による ICT 環境の整備充実など、一斉一律授業から、個人の進度や能力、関心に応じた個別最適化された学びの実現に向けて、学びの先端技術や新たな教育ツールを活用できる能力や情報活用能力の向上が求められている。

また、教職員は、午後の授業や業務を終えた後に研修を受講する等、業務多忙のため時間、場所等の制約が多く、学校における ICT 環境等、遠隔から研修に参加できるような環境の整備が求められている。

教職員にとって、e ラーニングや Web 会議等の ICT の活用は、効率性を生み出し、働き方改革に寄与する。他方で、研究会や対話的な研修の中で、人が集まって感情や感性を伴いながら語り合い、仲間とともにチームとなって刺激し合いながら学ぶことも必要である。

一方、教員の志願者数はここ数年減少しており、教員採用試験の合格者倍率は低下している。横浜市の倍率は 5.2 倍（平成 26（2014）年度）から 2.6 倍（令和元（2019）年度）に低下しており、臨任・非常勤講師を含め人手不足は深刻な状態である。そのため、新たな教育センターでは横浜の教育の魅力を大学と連携して発信するなど、大学生や教員志望者が横浜の教育を知ることができる拠点としての役割が求められる。

4) インクルーシブ教育の推進

特別な支援を要する児童生徒数はこの 10 年間で 1.6 倍（令和元（2019）年度：11,800 人、平成 21（2009）年度：7,209 人）に増加している。不登校児童生徒の人数はこの 10 年間で 1.3 倍（平成 30（2018）年度：4,978 件、平成 20（2008）年度：3,790 件）に増加している。

特別支援教育相談センターの相談件数（平成 30（2018）年度：4,468 件、平成 25（2012）年度：3,692 件）と教育総合相談センターの相談件数（平成 29（2017）年度：7,563 件、平成 20（2008）年度：5,544 件）は、増加傾向にあり、相談の増加及び人員不足により予約から相談までの待機時間が長期化している。

特に近年、知的な遅れはないが発達障害によって特別な支援を要する児童生徒の相談が急増し、一般学級における支援・指導が課題となっており、それに伴い、教育相談に関する学校の対応力の向上が求められている。また、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援・指導を行っていくためには、全ての教職員に特別支援教育・不登校支援等に関する専門性・指導力の向上が求められている。

また、教育総合相談センターと特別支援教育相談センターは、相談窓口が異なるが、実際には相談の主訴がはっきりと切り分けられるものばかりではなく、相談に至る要因は複合的である。そのため、教育総合相談センターで特別支援教育に関する相談を、特別支援教育総合センターでいじめの相談を受け付けることが多くある。そのような時には両方で迅速に情報共有し、本人・保護者に適切な相談場所を示す必要があるが、両センターは、別の場所に設置されており、情報共有に時間がかかる等連携体制に課題を抱えている。学校や保護者が、適切な相談先を選択することも難しい状況にある。

教育総合相談センターと特別支援教育相談センターの相談窓口を一元化し、新たな教育センタ

一に教育相談機能を集約することで、教育相談機関として、特別な支援を要する児童生徒だけでなく、発達障害やいじめ、不登校の問題も含め、児童生徒に適切な学習の場の提供すること、学校に対して、学校支援体制の構築や指導方法等を提供することが可能となる。また、保護者や教職員にとっては相談先がわかりやすいものとなる。さらに、教職員が、研究活動や研修に来所した際に両センターと調整ができるようになる等、集約のメリットは大きい。

教育課題は、日々の相談業務から把握されることも多いため、教育相談機能と同じ場に研究、研修機能があることが望まれる。教職員養成の強化に向け、教育総合相談センターと特別支援教育総合センターの統合に合わせて、教育相談機能と調査・研究・開発機能、人材育成機能を統合し、これら機能を担う各部門が一層連携できる仕組みを構築することが求められる。

さらに、「保育・幼児教育センター」を教育センターに併設することで、特別な支援を要する子どもと保護者に対し、乳幼児期からの一貫した相談・支援、就学に向けての情報提供等に加え、人材育成により幼児教育に関わる保育者の専門性の向上を図ることで、乳幼児期から小学校への一層の円滑な接続が期待できる。

5) 幼児期から小学校教育への接続

保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、「保育所保育指針等」という。）に示された資質・能力は、幼児期から小学校・中学校・高等学校へとつながっていく。保育所保育指針等で示される「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力が乳幼児期に育まれることで、学びの芽生えが生まれ、小学校低学年で育つ自覚的な学びの基礎となる。そのことを、保育・教育施設と小学校双方が認識をともにし、取組や研究を行っていくことが大切である。

本市では、これまでも全国に先駆けて幼保小連携の取組を推進してきているが、民間園が主となる幼保については、設立主体や種別も異なることから、取組についてはそれぞれの園や団体等の自主性に委ねられている。今後、ますます求められる幼保小の円滑な連携・接続を図るためにも、民間園と行政が協力して調査・研究・開発や人材育成等を行い、乳幼児期の保育・教育と小学校以降の教育との連携を図ることができる環境が求められる。

幼保小の連携は、「小1プロブレム」や不登校、いじめ等の今日的な課題の改善・未然防止につながっており、学校への信頼を高めるものとなっている。

「保育・幼児教育センター」を教育センターに併設することで、それぞれの発達段階を踏まえた保育・教育の充実を一層図るとともに、育ちと学びの連続性・一貫性を保障し、円滑な接続を図るためのカリキュラム研究・開発に協働で取り組めるような仕組みを構築することが必要である。

6) 教職員の働き方改革の推進

社会環境の変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境が複雑化、多様化しており、学校に求められる役割が拡大している。他方で、教職員のなり手は減少傾向にあり、教職員の負担増加、長時間勤務が問題視されている。

子どもたちが豊かに学び育つことができる学校を作るために、教職員が働きがいを感じながら心身ともに健康でいきいきと働くことができる環境整備が不可欠である。

そのためには、教育センターにおいて、教職員が自ら学び続けられる環境を整備する必要があり、限られた時間の中で教材研究や自己啓発等の学びの時間を効率的に確保することや、企業や大学等と連携しながら学ぶ意欲を刺激するような仕組み等を構築することが求められる。

7) 企業・大学等との連携・協働

人口減少社会の到来、グローバル化の一層の進展や情報社会、AIの進化等、子どもたちを取り巻く環境は刻々と変化しており、これからの時代に対応した新たな教育研究や教育人材の育成、授業力の向上が求められている。

また、横浜の教育は、子どもたちが主体的に考え学び続け、多様な人々や社会と関わり合うことを大切にしており、社会全体で子どもたちを育むこととしている。

そのため、教職員だけでなく、企業、民間団体、大学、教育関係機関等と子どもの成長に向けた目標を共有しながら、連携・協働し、教育内容の充実を図ることが求められており、連携強化を具体的に進めるための場や機会を教育センターが創出することが必要である。

(3) 新たな教育センターの現状と必要性のまとめ

教育センターの現状

- 平成 23(2011)年3月 教育文化センター 閉館
 - ・教育センター専用の研修室、ホール、ギャラリーが廃止
 - ・関係各課が複数の民間賃貸ビルに分散
- 教育研究、研修、教育相談及び成果発表の機能を有する
 - ・各機能に関する活動は、多くの関係各課が携わりながら活発に行われている
 - ・教育センター専用の施設がないため、市内外の公共施設や民間施設を利用している
 - ・教育相談を行っている教育総合相談センターと特別支援教育総合センターで行っている
 - ・いずれの機能に関する活動においても、新たな教育センターの利用意向は非常に高い

新たな教育センターの必要性

- ①教育文化センターが閉館したことによる課題
 - 施設分散による業務の効率低減
 - ・教職員や関係各課のコミュニケーションの機会の損失
 - ・教育総合相談センターにおける問題
 - 設備が整った研究スペースの不足
 - ・活動に適した環境ではない等の賃貸オフィスビルの限界
 - ・実技系研究、研修のための施設の不足
 - ・実技系研究、研修で使用する備品等の管理問題（貸し出しの非効率、メンテナンスが不十分）
 - 教育センター専用のホール、展示場がない
 - ・児童生徒の発表の場の不足
 - ・教育委員会事務局主催の行事や会議・研修等における施設確保が困難
 - ・大人数を収容するホールと併設する研修室がないことによる研究発表大会等への影響
- ②教育センターの役割
 - 次世代を見据えた教育研究の推進
 - ・学校、教育研究会、教育委員会事務局の多様な研究・取組を結集する中核的な研究拠点を設置
 - 客観的な根拠に基づく教育政策の推進(EBPM)
 - ・市立学校のデータを一元的に集約・分析し、教職員の育成や教育現場に反映する機能の構築
 - 主体的に学び続ける教職員の育成
 - ・役割別等に合わせたキャリアステージ分けやそれに合わせた研修の実施
 - ・教職員が研修を遠隔から研修に参加できるような ICT 環境等の整備
 - ・横浜の教育の魅力を大学生や教員志望者が知ることができる発信拠点
 - インクルーシブ教育の推進
 - ・児童生徒、保護者、教職員にわかりやすい相談先とするための教育相談窓口を一元化
 - ・学校現場の状況を適時に把握するため、教育相談と調査・研究・開発、人材育成の機能統合
 - 幼児期から小学校教育への接続
 - ・幼児教育で身に付けた力が学習の素地を形成するため、幼保と小学校とで円滑にカリキュラムをつないでいくための連携と接続の在り方の研究
 - 教職員の働き方改革の推進
 - ・教職員が働きがいを感じながら心身ともに健康でいきいきと働くことができる環境整備
 - 企業・大学等との連携・協働
 - ・子どもたちが主体的に考え学び続け、多様な人々や社会と関わり、社会全体で子どもたちを育むために、教職員だけでなく、企業や大学等が連携・協働し、教育内容を充実化

第2章 新たな教育センターについて

1. 新たな教育センターの整備方針

教育センターの現状と必要性を踏まえ、新たな教育センターの整備方針を示す。

(1) 基本理念

「子どもの新たな学びを創造する『教育デザインラボラトリー』」

～産学官と連携し、子どもの教育に関わる様々な人々が集い、
互いを刺激し合う開放的でクリエイティブな教育センター～

<目指す教育センター像>

- 1 「多様な主体が新たな考えを持ち寄り、子どもの学びを創造」(オープンイノベーション)
- 2 「子どもの成長に関わる人々の結節点」(コミュニケーションのプラットフォーム)
- 3 「自宅や学校・職場を離れ、多様な価値観に出会う場」(サードプレイス)

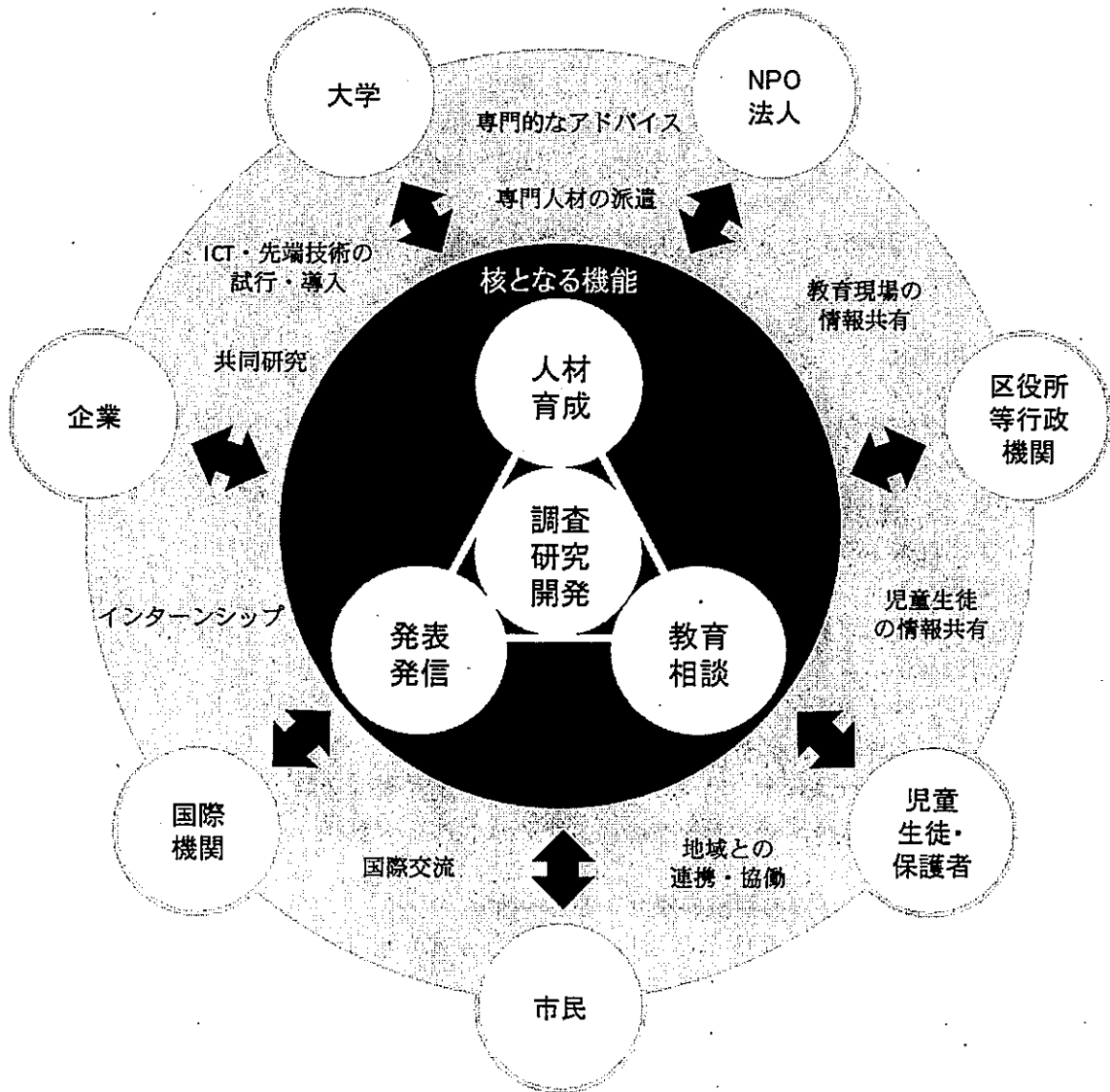
- ・新時代の到来を見据え、企業や大学、教育関係機関等、教育に関わる様々な人々をはじめ、教育分野に加え、国際交流、ICT、福祉、医療、環境等、様々な分野の人々と連携・協働することで、多様な価値観で、教育活動の充実を図る。
- ・教育に関する最新の情報や専門的な知見、新しいアイデアに触れることで、創造的な教育活動を促進する。
- ・子どもの豊かな学びや育ちのため、様々な課題を抱える子ども一人ひとりに寄り添い、多様な個性を引き出し輝かせる。
- ・教職員の主体的な学びを支援するとともに、自宅や学校・職場以外の場として、様々な人々と出会い、つながりを持つことができ、安心して学べる機会を提供する。

<核となる機能>

新たな教育センターの基本理念を実現していくため、「調査・研究・開発」を核とした「人材育成」「発表・発信」「教育相談」の4つの機能を構想・集約し、各機能の連携により相乗効果を発揮する。

調査・研究・開発を核として機能を集約することで、教育相談や学校教育事務所等の教育現場から得た課題について研究し、その効果を共有することで、より実践的な研修を通じた人材育成や、専門性の高い教育相談を行う。

新たな教育センターの概念図



(2) 新たな教育センターにおける取組

1) 調査・研究・開発

○多様で質の高い研究の推進

- ・横浜らしい多様性を活かした各教科等で行っている教育課程研究、日本語指導が必要な児童生徒への支援やいじめ・不登校児童生徒への支援等の教育課題研究、学習指導案や単元づくり等の日々の授業改善の3つの柱に基づき、学校現場のニーズを踏まえた実践的な研究を行う。
- ・保育・幼児教育から小学校・中学校・高等教育までの連続性のあるカリキュラムの開発を行う。
- ・特別な配慮や支援を必要とする子どもへの効果的な学習等の具体的手法や取組の研究・開発を行う。
- ・大学、企業、地域が学校と連携する地域学校協働活動等、学校教育と社会教育の連携や質的向上に向けた研究を行う。

<想定する取組例>

- ・「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」の活用
- ・各教科等の教育課程研究委員会における実践的な研究
- ・教育研究会との連携による授業研究
- ・一種研究員や大学院派遣の教職員による研究
- ・大学や企業と連携した共同研究の実施
- ・幼保小接続期カリキュラムの推進
- ・幼児教育から高等教育までの連続性のあるカリキュラムの設計
- ・学びの個別最適化によるモデル研究
- ・ユニバーサルデザインの視点に基づく授業の実践研究の実施
- ・一般学級における障害のある児童生徒への支援の授業実践
- ・児童生徒支援体制の充実に向けた「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
- ・地域学校協働活動の先進事例や他地域等への拡大等に向けた検討

○ICTを活用した新たな学びの手法の研究・開発の推進

- ・ICT環境・機器を整備し、ICTを活用した先駆的な研究や教材開発を行うとともに、ICTを活用した子ども一人ひとりへの学びの機会を保障する。

<想定する取組例>

- ・企業・大学等と連携したプログラミング教育や情報活用能力の育成に向けた研究や教材開発
- ・AIを用いた個別学習やタブレットを活用した双方向型授業
- ・5Gを活用した遠隔授業の実施に向けた実践研究や機器貸出
- ・オンライン上で教材等を共有・活用できるシステムの活用（教材等共有システム）
- ・不登校児童生徒へのICTを活用した学習支援の実施
- ・学習支援アプリを活用した授業研究、教材開発
- ・授業のポイントをまとめた動画の配信に向けた開発

○客観的な根拠に基づく教育政策の推進（EBPM）

- ・各種の教育統計や国と市の学力・学習状況調査等のデータを企業・大学と連携しながら活用し、状況把握や分析、施策の効果検証を行い、学校の授業改善や教育施策に活かすとともに、保護者や地域等と共有する。

<想定する取組例>

- ・学力・学習状況調査の分析・活用
- ・横浜市学力・学習状況調査の学校での活用支援
- ・体力向上に向けた科学的・分析的な取組の推進
- ・学習の定着に困難を抱える子どもへの学習支援の拡充（「読みのスキル」に関するアセスメントの活用）
- ・学力・学習状況調査や学校評価等のデータを地域や保護者と共有・議論し学校運営に活かすための支援
- ・教職員の働き方改革推進に向けた施策の効果検証
- ・教育統計情報のオープンデータ化

○教育情報の蓄積・共有・活用

- ・研究に活かせる図書、資料、教材、指導案等の情報を一元的に収集・管理し、教職員が手軽に検索・閲覧をできるようにすることで、教職員の主体的な研究を支援する。また、教職員、教育関係者、保護者、市民向けに教育関連情報の提供を行う。

<想定する取組例>

- ・教育関連図書、指導案、教材、研究紀要等の閲覧・貸出
- ・教育研究会の研究冊子・教材・映像・指導案・指導計画等の収集・閲覧
- ・国、研究機関、大学、企業等の資料・情報の閲覧・貸出
- ・授業改善支援員や指導主事による「授業づくり講座」の実施
- ・学級・授業づくりの相談支援
- ・オンライン上で教材等を共有・活用できるシステムの活用（教材等共有システム）
- ・教育関連図書、資料、研究紀要等の検索システム
- ・タブレット・アプリ等のICT機器、教材、教具等の企業と連携した展示や試用
- ・教科書展示会の実施

○教科等横断的な教育の推進

- ・キャリア教育（自分づくり教育）やSDGs等、地域や社会、自然等と触れ合う豊かな体験を通して探究的な学習を行うためのカリキュラムの作成を行う。
- ・学校種や教科等にとらわれない教職員同士の交流促進を促すための仕組みづくりを行う。

<想定する取組例>

- ・はまっ子未来カンパニープロジェクト等の実施によるキャリア教育の推進
- ・ESD推進コンソーシアムの活用
- ・社会課題に対してSDGsを意識した学校運営とカリキュラムデザイン
- ・各教科等の教育研究会の交流・発表会の実施
- ・教育研究会の教科等の枠を超えた授業づくり研究の実施
- ・各教科等を横断した共同研究の実施

2) 人材育成

○セルフマネジメントに基づいた研修体系の構築

- ・教職員による主体的な選択研修を重視し、教職員一人ひとりが人材育成指標に基づき、自分に必要な研修を選択できる仕組みや自分に不足している研修を認識できる仕組みを構築する。また、実施された研修資料等を教職員が必要な時に活用できるように管理を行う。

<想定する取組例>

- ・研修受講履歴の蓄積ができる研修受講システムの構築
- ・経験年数に応じたキャリアデザイン研修の実施
- ・教職員のニーズに応じて選択できる豊富な研修メニューの充実

○実践的な研修等の推進

- ・教職員の資質の向上に資する効果的・効率的な研修を体系的に整備するとともに、新たな人材育成指標やキャリアステージに合わせた研修体系の再構築を行う。
- ・多様化する研修ニーズに対応するために、研修を企画する課室が連携し、特別支援教育、いじめ、合理的配慮、児童生徒支援・指導等、学校種や教科等を越えた研修企画を行う。
- ・次世代を見据え、AI等学びの先端技術を活用できる能力の育成を図る。
- ・SSW、カウンセラー、地域協働活動推進員、部活動指導員、学校司書等の子どもの育成に関わるスタッフへの研修の充実を図る。
- ・教職員の時間と場所の制限を超えた学びが可能となるICT環境を整備し、情報提供型研修をeラーニング化で行い、集合研修では対話や体験を充実させて研修効果をさらに高めていく。
- ・子ども一人ひとりのニーズに応じた適切な指導・支援を行っていくため、すべての教職員にインクルーシブ教育に対する専門性の向上を図る。
- ・無線LANや録画機器等、ICT機器を活用した研修スペース等の確保を図る。

<想定する取組例>

- ・教職員研修の企画・運営（キャリアステージ研修、教科研修、課題研修等）
- ・メンターチームによる支援
- ・キャリアステージ研修の中に特別支援教育に関する研修を組み込む等の研修体系の再構築
- ・理科、音楽科、図画工作科、美術科、家庭科、技術・家庭科等実技系教科の実践研修や安全研修
- ・プログラミング教育やデジタル教科書等、ICTを活用した効果的な授業を行うための研修
- ・eラーニングシステムやデジタルコンテンツ、サテライト等ICTを活用した研修の実施
- ・学校経営、授業改善、危機管理等を学校に指導・助言する指導主事の資質・能力を高める研修

○大学、企業等との連携の推進

- ・大学や企業、関係機関、民間団体、地域等と連携し、新たな教育センターが連携ネットワークの窓口となり、教職員が学校外の人材とともに学び続け、新たな専門性を身に付ける環境づくりを行う。

<想定する取組例>

- ・教職員のニーズに合わせた専門家による研修の実施
- ・専門性の高い研修講師の情報集約や紹介等を行う人材バンク機能の構築
- ・管理職を対象とした企業等研修派遣の実施
- ・大学の講義や企業等の実践講座の実施
- ・教職志望の大学生、潜在的な教職員志望者はもとより、企業、市民、保護者へ横浜市の教育の魅力を発信

3) 教育相談

○総合的な相談体制の構築

- ・教育総合相談センターが担う不登校、友人関係等の一般教育相談及び心理・医療等に関する専門相談、特別支援教育総合センターが担う特別な支援を必要とする子どもへの就学相談や教育相談を新たな教育センターへ統合する。
- ・複合的な課題を抱えるケースに対応するため、相談申し込みから支援まで組織的な対応ができる仕組みづくりを行う。
- ・相談の専門性を高めることを目的とした育成体制の整備を行い、学校への専門的なアセスメントを行うコンサルテーション機能を強化する。
- ・蓄積した相談支援実績や国や他都市における事例に基づき、よりよい支援の在り方や学校に役立つ支援方法等の研究・開発、学校の対応力の向上を目指した研修を行う。

○相談機能

- ・児童生徒・保護者からの不登校やいじめをはじめとする性格・行動・心身の発達・障害・学校生活・家庭生活等の教育に関する相談に対応する。対応に当たっては、専門職による複合的なアセスメントを行う。
- ・オンライン対話による遠隔相談など様々な事情で来所できない児童生徒・保護者への配慮を行う。

<想定する取組例>

- ・一般教育相談（電話・来所）
- ・専門相談
- ・就学相談

○学校支援機能

- ・教育相談におけるコンサルテーション機能を強化し、学校や学校教育事務所では解決困難な相談に対し、専門的・複合的なアセスメントに基づき対応するとともに、学校支援に当たっては、学校教育事務所とともに支援ツールの提供や担任等への働きかけも行う。

<想定する取組例>

- ・学校相談
- ・要請訪問（コンサルテーション）
- ・横浜型センター的機能⁵
- ・検査器具や車いすや階段昇降機の貸出

○研究・研修機能

- ・相談支援実績をデータベース化し、より効果的な相談のあり方の検討や、支援方法、ツール等の研究開発を行う。また、教職員対象に児童生徒理解・特別支援教育等の研修を行うとともに、教育のパートナーである保護者向けにも研修を行う。

<想定する取組例>

- ・相談支援実績に基づく調査研究
- ・相談支援効果検証研修（教職員・保護者向け）

⁵ 横浜市立学校に在籍する支援の必要な児童生徒のために、特別支援学校・通級指導教室・地域療育センター等が、障害種ごとの専門性を生かし、学校のニーズに応じて行う学校支援

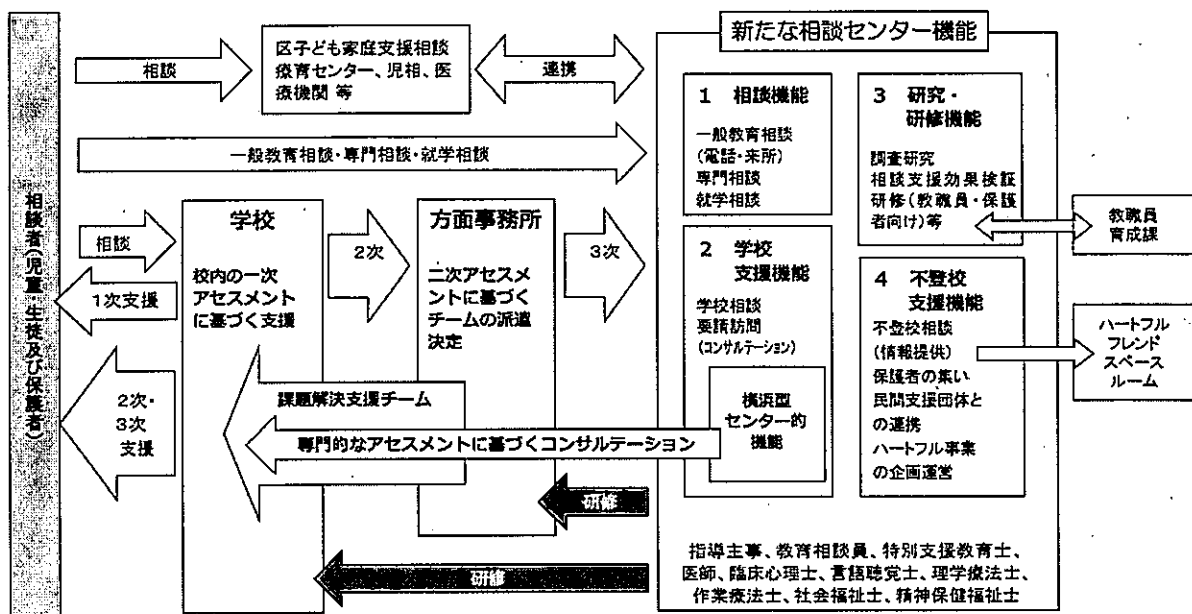
○不登校支援機能

- ・児童生徒・保護者・教職員からの不登校に関する相談に対応する。また、保護者を支えるための学習会等を開催するとともに、不登校を支援する民間支援団体と連携し、地域における学習保障や子どもの居場所の確保等に努める。

<想定する取組例>

- ・ハートフル事業の企画運営
- ・民間事業者と連携した不登校支援（ハートフルみなみ、家庭訪問による学習支援）
- ・特別支援教室等を活用した不登校支援の実施
- ・不登校児童生徒への ICT を活用した学習支援の実施
- ・保護者の集いの開催

新たな相談機能イメージ図



4) 発表・発信

○児童生徒の学習成果・表現活動の発表

- ・児童生徒の学習成果や表現活動の発表・展示を行い、学校間や保護者や地域の方々に子どもの成長と教育の成果を共有する。

<想定する取組例>

- ・横浜市立学校総合文化祭、音楽発表会、合同学芸会、よこはま国際平和スピーチコンテスト、各学校の合唱コンクール、部活動発表会等
- ・図画工作・美術、書写等の作品展示
- ・はまっ子未来カンパニーやESD交流会等、児童生徒の学習発表やイベントの開催
- ・SGH（スーパーグローバルハイスクール）、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）等の高校生の研究発表会による学習成果の発信や高校生主催のイベントの実施
- ・海外姉妹校との交流の実施
- ・各学校での学習成果発表における小中高との連携
- ・学校や市民向けのデジタルサイネージやライブ配信等の実施
- ・過去の発表のアーカイブ化

○研究や実践の成果発表

- ・教育研究・実践の成果を蓄積し、日々の研究活動や授業実践に生かすとともに、先進的な研究成果を国内外に発信する。また、大学や企業、NPO等の活動報告やイベントを実施する。

<想定する取組例>

- ・各教科等の教育課程研究協議会の開催
- ・教育関連図書、指導案、教材、研究紀要等の閲覧・貸出
- ・教育研究会の研究冊子・教材・映像・資料の収集・閲覧
- ・国、研究機関、大学、企業等の資料・情報の閲覧・貸出
- ・各学校の研究成果を相互に発信・共有できる仕組み
- ・ユネスコスクール全国大会、STEAM⁶教育大会等、国際的なフォーラムの開催
- ・全国・関東・県教育研究所連盟主催の研究大会の開催
- ・学校の実践や各教科等の研究会の成果の展示

○教育情報の収集・提供

- ・学校や企業等から教育分野における公民連携に関する相談・具体的な提案を受け付け、実現に向けた検討や調整を行う。

<想定する取組例>

- ・企業や大学等との連携窓口の設置
- ・タブレット・アプリ等のICT機器、教材、文具等の企業展示や試用
- ・教科書展示会の実施
- ・市民や企業の講座情報等、社会教育関連資料の配架

⁶ Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (ものづくり)、Art (芸術)、Mathematics (数学) 等の各教科での学習を実社会での課題解決に活かしていくための教科横断的な教育。

2. 施設コンセプト

(1) 施設コンセプトと必要諸室の概要

新たな教育センターの位置付けや基本方針、現状の課題と今後の方向性を踏まえ、施設コンセプトを設定する。

コンセプト①多様に転換できるフレキシブルなラボ

<必要諸室>

研究・研修エリア

○研究・研修室

- ・研究・開発、研修・人材育成のための多様に転換できるフレキシブルな一般研究・研修室、実技系研究・研修室（備品庫及び準備室含む）
- ・教育の研究・研修に必要な設備が整備された研究・研修室
- ・グループ討議ができるアイランド形式の研修室や交流の場としてのミーティングスペース
- ・海外の学校や研究機関とディスカッション可能な高速通信環境

○研究・研修に関する執務室

- ・研究及び研修の企画立案・連絡調整を行うための執務室

○学校教育事務所

- ・教育活動、人材育成、学校事務支援、地域連携機能を発揮するための執務室
- ・授業改善支援センター（ハマ・アップ）

コンセプト②様々な活動で利用可能なホール

<必要諸室>

ホールエリア

○ホール

- ・教育研究大会（全国、関東、県、市）、大規模な研修、総合文化祭、合同学芸会、学校単位の文化祭、合唱コンクール等を行うことができるホール

○スタジオ

- ・ライブ配信及びデジタルコンテンツや映像アーカイブ等を作成するための空間、設備

コンセプト③教育相談の総合拠点

<必要諸室>

教育相談エリア

○相談に必要な諸室

- ・相談室・検査室、プレイルームの他、一般教育相談、専門相談及び就学・教育相談に必要なとなる諸室

○事務室及びカンファレンスルーム

- ・ケース会議を行ったり、保護者及び民間支援団体と連携したりするための諸室

○研究・研修室

- ・教育相談に関する研究や研修を行うための研究・研修室

コンセプト④交流と連携を促進するラウンジ

<必要諸室>

コミュニケーションエリア

○コミュニケーションラウンジ

- ・市内全校の代表者の作品が展示できる規模のフレキシブルなスペース
- ・子どもの学習発表や小規模なイベントが開催できるスペース
- ・教職員同士が交流を図るためのスペース
- ・企業や大学等と連携・協働を図るためのスペース
- ・市民にも広く開放され、交流を図ることができるスペース
- ・グループでも個人でも作業できるスペース

○社会教育を支援するためのスペース

(2) 必要となる共用・付帯施設等

前述した諸室以外に必要な共用・付帯施設は以下の通りである。

運営・管理室

- 運営・管理室の事務室
- 受付カウンター（全館共通受付カウンター）
- 資料等の倉庫（施設全体で共用化）

共用施設

- エントランス、廊下、階段、エレベーター・エスカレーター等
- 便所、給湯室等
- 機械室、設備スペース、共用倉庫等
- 駐車場、駐輪場

3. 教育センターの施設規模の想定

(1) 研究・研修エリア

1) 研究・研修室

ア 現況

○現在利用している施設の面積

現在、主に利用している横浜花咲ビルの研修室は床面積 1,636 m²、特別支援教育総合センターの研修室は床面積 401 m²である。

実技系研究・研修室については、旧教育文化センターの閉館とともに専用の施設が廃止された。旧教育文化センターの音楽室、美術室、物理室、化学室の合計床面積は約 725 m²である。

研究・研修室の面積

施設名	床面積	備考
横浜花咲ビル 研修室2階、3階	1,636 m ²	収容人数 27 人×2室、36 人×1室、45 人×1室、 72 人×5室、150 人×3室、計 945 人
特別支援教育総合センター 研修室	401 m ²	収容人数 20 人×1室、30 人×2室、80 人×1室、 100 人×1室、計 260 人
合計	2,036 m ²	

実技系研究・研修室の面積(旧教育文化センター)

科目	室名	面積
音楽	音楽研修室	80 m ²
	音楽準備室	27 m ²
	音楽練習室	186 m ²
美術	美術実習室	77 m ²
	美術準備室	35 m ²
物理	物理実験室	105 m ²
	物理準備室	51 m ²
化学	化学実験室	92 m ²
	化学準備室	38 m ²
	化学分析室	34 m ²
合計		725 m ²

○稼働率

平成 30 (2018) 年度実態調査より、新たな教育センターの研究・研修室を利用すると想定される活動の開催日数は 329 日であり、新たな教育センターの開館日を、年末年始を除く 359 日と仮定すると、稼働率 (1 つ以上の研修室が利用されている日にちの割合) は 91.6%となる。

また、研究・研修室を利用すると想定される活動 3,119 回のうち、実技系研究・研修室を利用すると想定される活動数の割合は、音楽が 15 回 (0.5%)、家庭科が 6 回 (0.2%)、図画工作・美術が 8 回 (0.3%)、理科が 23 回 (0.7%) であり、計 52 回 (1.7%) となっている。

イ 研究・研修室の面積の設定

研究・研修室を利用すると想定される活動日のうち、全ての参加者を収容することができる日を7割以上とすることとする。

平成30(2018)年度実態調査より、1日あたりの参加人数の合計が1,000人以下の活動日数が、全活動日数の約76%を占めている。

従って、研究・研修室全体で1,000人程度を収容することとし、全体の専用面積を2,000㎡とする。さらに、廊下等の共用面積を200㎡とし、研究・研修室の面積を2,200㎡と計画する。

合計参加人数の区別にみた活動日数(平成30(2018)年度実態調査より)

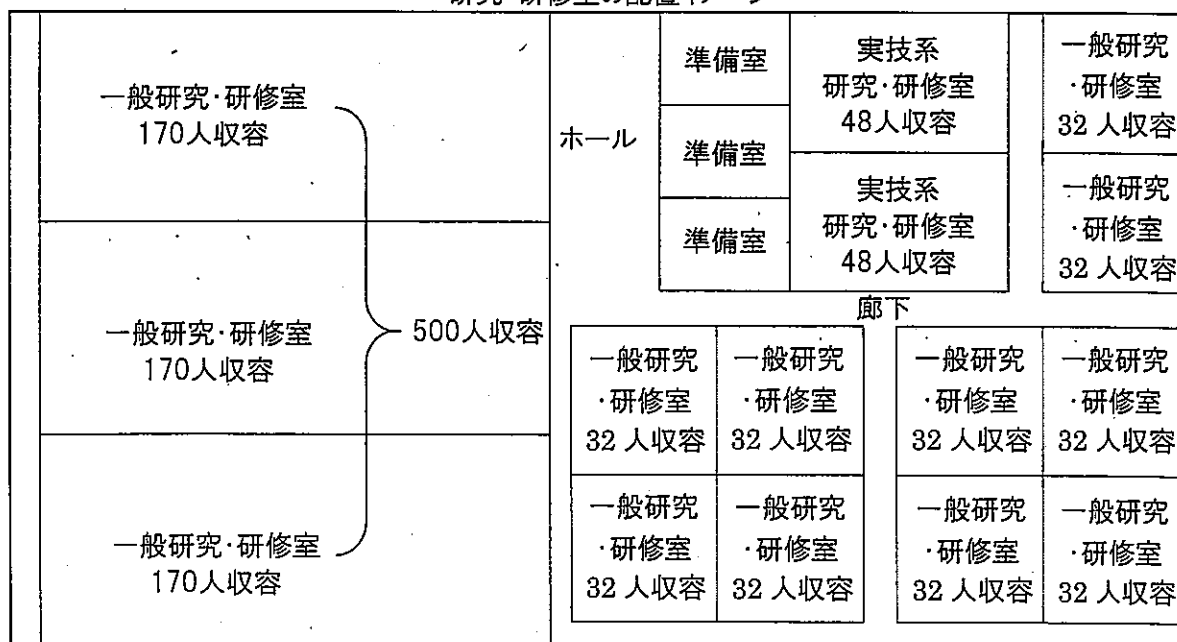
参加人数の区分	活動日数	割合	活動日数(累計)	割合(累計)
～500人	169日	51.4%	169日	51.4%
501～1,000人	81日	24.6%	250日	76.0%
1,001～1,500人	32日	9.7%	282日	85.7%
1,501～2,000人	19日	5.8%	301日	91.5%
2,001人～	28日	8.5%	329日	100.0%
合計	329日	100%		

《研究・研修室の構成例》

収容人数約170人(340㎡)の一般研究・研修室を3室設置し、組み合わせて利用できる仕様とすることで340人(680㎡)または510人(1,020㎡)での利用を可能とする。収容人数約32人(64㎡)の一般研究・研修室を10室設置し、組み合わせて利用できる仕様とすることで64人(128㎡)または128人(256㎡)での利用を可能とする。

実技系研究・研修室については、これまでの活動実績や特別教室を必要とする教科研究会へのヒアリング調査を踏まえ、理科、図画工作科、美術科、家庭科、技術・家庭科で利用できる実技系研究・研修室を2部屋配置し、一般研究・研修室に転用可能な仕様とする。面積は、学校の特別教室を整備する際の基準と同等の1.5クラス分の広さである96㎡とする。また、32㎡の準備室を3部屋配置する。音楽の研究・研修室、準備室、練習室はホールの練習室と兼用することとする。

研究・研修室の配置イメージ



2) 研究・研修に関する執務室

ア 現況

○現在利用している施設の面積

横浜花咲ビル2階に入居している教職員育成課の執務室は延床面積 368 m²、VORT 横浜関内Ⅲ 6階に入居している小中学校企画課情報教育担当の執務室(研修室含む)は床面積 268 m²である。

執務室の面積

施設名	用途	床面積
横浜花咲ビル2階	教職員育成課事務室	368 m ²
VORT 横浜関内Ⅲ 6階	小中学校企画課情報教育担当事務室・研修室	268 m ²
合計		636 m ²

イ 執務室の面積の設定

新たな教育センターの研究・研修に関する職員数は69人と想定する。「平成22年度地方債同意等基準運用要綱(総務省)」(参考資料(2)参照)より事務室面積は513 m²と算定される(職員1人当たり約7.9 m²となる)。

書庫倉庫等の面積は66.7 m²(事務室面積の13%相当)、及び会議室面積は138 m²(職員1人当たり2 m²)と算定され、合計で717.7 m²となり、執務室面積を720 m²と計画する。

現況職員数(教職員育成課、小中学校企画課情報教育担当、こども青少年局保育・教育人材課)

所属課等 職員の役職	教職員育成課	小中学校企画課 情報教育担当	こども青少年局 保育・教育人材課	合計
部長、次長級	1人	0人	0人	1人
課長級	2人	1人	1人	4人
課長補佐級、係長級	12人	3人	3人	18人
一般職員	22人	16人	8人	46人
合計	37人	20人	12人	69人

※職員数は令和元年10月時点

※首席指導主事は課長級、指導主事は係長級に含む

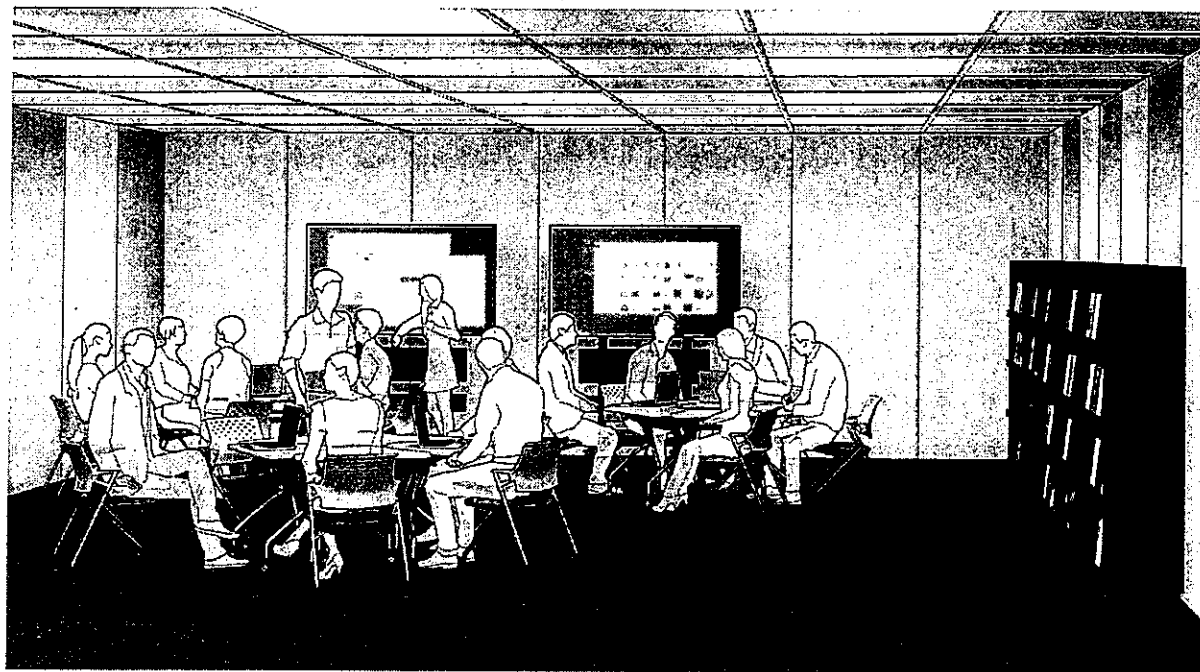
※一般職員には嘱託及びアルバイトを含む

執務室面積の算定

事務室	想定職員数:69人	総務省基準(※)算定面積	513.0 m ²
書庫・倉庫	事務室面積×13%		66.7 m ²
会議室等	職員数×2m ²		138.0 m ²
合計			717.7 m ²
計画面積			720.0 m ²

※会議室等には、会議室、便所、洗面所等を含む。

少人数研修のイメージ図



3) 学校教育事務所

ア 現況

○現在利用している施設の面積

横浜花咲ビル4階に入居している学校教育事務所は床面積 666 m²、授業改善支援センター（ハマ・アップ）は床面積 336 m²である。

学校教育事務所・授業改善支援センター(ハマ・アップ)の面積

施設名	用途	床面積
横浜花咲ビル4階	東部学校教育事務所	666 m ²
横浜花咲ビル4階	東部授業改善支援センター(ハマ・アップ)	336 m ²
合計		1,002 m ²

イ 学校教育事務所の面積の設定

新たな教育センターの学校教育事務所に関する職員数は55人と想定する。「平成22年度地方債同意等基準運用要綱（総務省）」より事務室面積は454.5 m²と算定される（職員1人当たり約8.3 m²となる）。書庫倉庫等の面積は59.1 m²（事務室面積の13%相当）、及び会議室面積は110 m²（職員1人当たり2 m²）と算定され、合計で623.6 m²となり、執務室面積を630 m²と計画する。

また、東部授業改善支援センター（ハマ・アップ）として現状と同等の300 m²を確保する。

現況職員数(学校教育事務所)

職員の役職	施設名	学校教育事務所
部長、次長級		1人
課長級		4人
課長補佐級、係長級		19人
一般職員		31人
合計		55人

※職員数は令和元(2019)年10月時点

※首席指導主事は課長級、指導主事は係長級に含む

※一般職員には嘱託及びアルバイトを含む

学校教育事務所の執務室面積の算定

事務室	想定職員数:55人	総務省基準算定面積	454.5 m ²
書庫・倉庫	事務室面積×13%		59.1 m ²
会議室等	職員数×2m ²		110.0 m ²
合計			623.6 m ²
計画面積			630.0 m ²

※会議室等には、会議室、便所、洗面所等を含む。

(2) ホールエリア

1) ホール及びスタジオ

ア 現況

旧教育文化センターの閉館とともに専用の施設は廃止され、市内外のホール施設を利用して活動が開催されている。以下では、平成 30 (2018) 年度実態調査より、ホールの使われ方をみる。

○現在利用している施設

ホールを利用すると想定される活動で現在利用している施設は、公会堂：210回 (42.9%)、公会堂以外の市内施設：106回 (21.6%)、学校：93回 (19.0%)、市外施設：52回 (10.6%)、花咲研修施設：23回 (4.7%)、その他：6回 (1.2%) となっている。

○活動内容

ホールを利用すると想定される活動は、成果発表が312回 (63.7%)、教育研究会が82回 (16.7%)、研修が71回 (14.5%)、その他会議等が25回 (5.1%) であり、合計490回となっている。

○利用人数

ホールを利用すると想定される活動で、参加人数が正確に把握できている活動454回のうち、500人以下の活動は182回 (40.1%)、501人以上1,000人以下の活動は207回 (45.5%)、1,001人以上の活動は65回 (14.3%) となっている。なお、901人以上1,000人以下の活動は63回と全体の13.9%を占めている。

市外施設を利用している活動のうち、参加人数が501人以上の活動が8割を超え、901人以上の活動も6割を超えている。参加人数の多い児童生徒の発表の活動において市外施設を利用していることが分かる。

○稼働率

ホールを利用すると想定される何らかの活動がある日数は167日である。新たな教育センターの開館日を、年末年始を除く359日と仮定すると、稼働率は46.5%となる。ただし、このうち1回の活動のみ開催されている日数は78日 (46.7%) であり、1日2回以上の活動が開催されている日数は89日となっており、同じホールでは対応できない活動数は314回となっている。

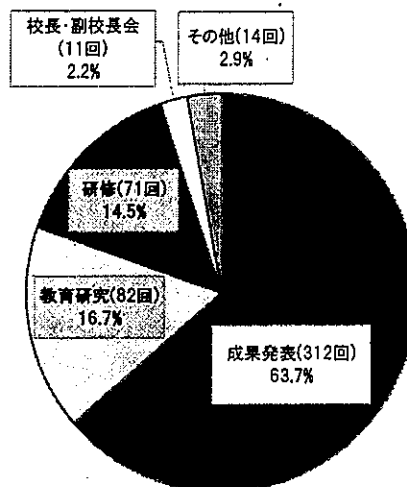
イ ホールの面積の設定

横浜市には510校の学校があるため、各学校から2名ずつ参加する研修や研究の場合、1,020人収容のホールが必要となる。さらに、保護者や地域の方々も交えた児童生徒の発表等の規模を勘案し1,000人規模のホールを想定し、床面積を2,000㎡と計画する。

なお、この2,000㎡にはライブ配信の実施及びデジタルコンテンツや映像アーカイブ等を作成するためのスタジオ、音楽の研究・研修室、準備室、リハーサル室を含む。

【参考：平成 29(2017)年度の活動実績にみるホールを利用すると想定される活動内容】

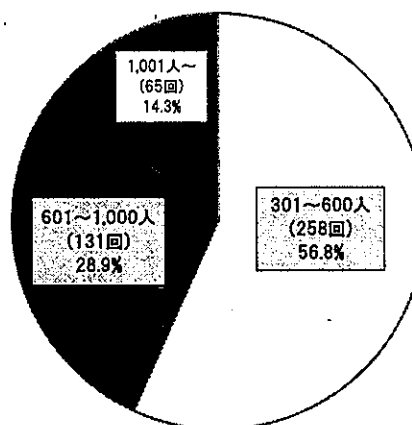
活動内容		活動(回)	割合
成果発表		312	63.7%
教育研究		82	16.7%
研修		71	14.5%
その他 会議等	校長・副校長会	11	2.2%
	その他	14	2.9%
合計		490	100.0%



【参考：平成 29(2017)年度の活動実績にみるホールを利用すると想定される活動の利用人数】

合計参加人数の区別にみた活動数

参加人数の区分(人)	活動(回)	割合	割合(累計)
301~400	97	21.4%	21.4%
401~500	85	18.7%	40.1%
501~600	76	16.7%	56.8%
601~700	31	6.8%	63.7%
701~800	27	5.9%	69.6%
801~900	10	2.2%	71.8%
901~1,000	63	13.9%	85.7%
1,001~1,100	5	1.1%	86.8%
1,101~1,200	17	3.7%	90.5%
1,201~1,300	1	0.2%	90.7%
1,301~1,400	3	0.7%	91.4%
1,401~1,500	21	4.6%	96.0%
1,501~1,600	3	0.7%	96.7%
1,601~1,700	1	0.2%	96.9%
1,701~1,800		0.0%	96.9%
1,801~1,900	1	0.2%	97.1%
1,901~2,000	8	1.8%	98.9%
2,001~	5	1.1%	100.0%
合計	454	100.0%	



【参考：市立学校の児童生徒数】

横浜市立小学校、横浜市立中学校、横浜市立義務教育学校、横浜市立高等学校、横浜市立特別支援学校の児童生徒数の平均は522人である。

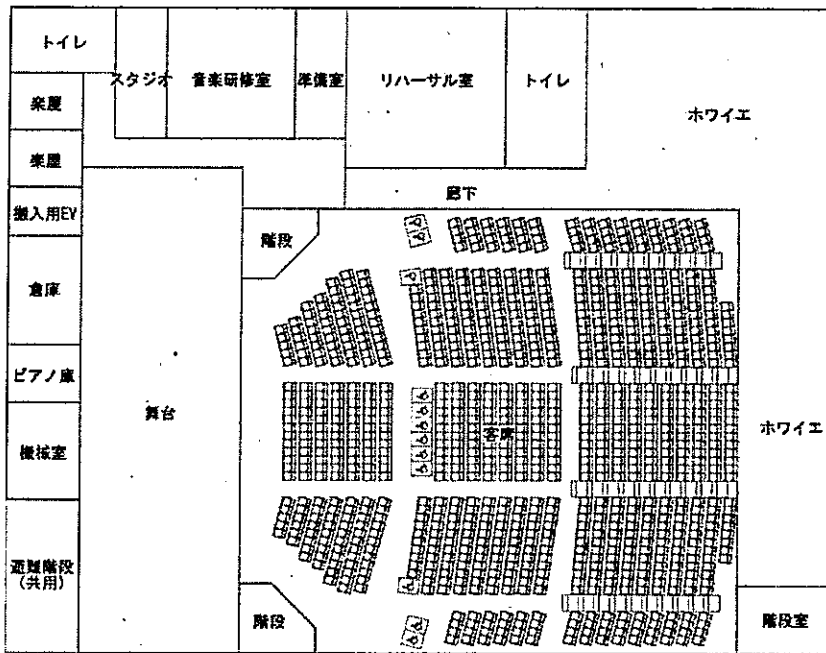
学校種別の学校数と児童生徒数

	校数	児童生徒数	平均児童生徒数
小学校	341校	180,226人	529人
中学校	147校	76,643人	521人
高等学校	9校	7,822人	869人
特別支援学校	13校	1,546人	119人
合計	510校	266,237人	522人

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含む

※学校数は令和元(2019)年5月1日時点

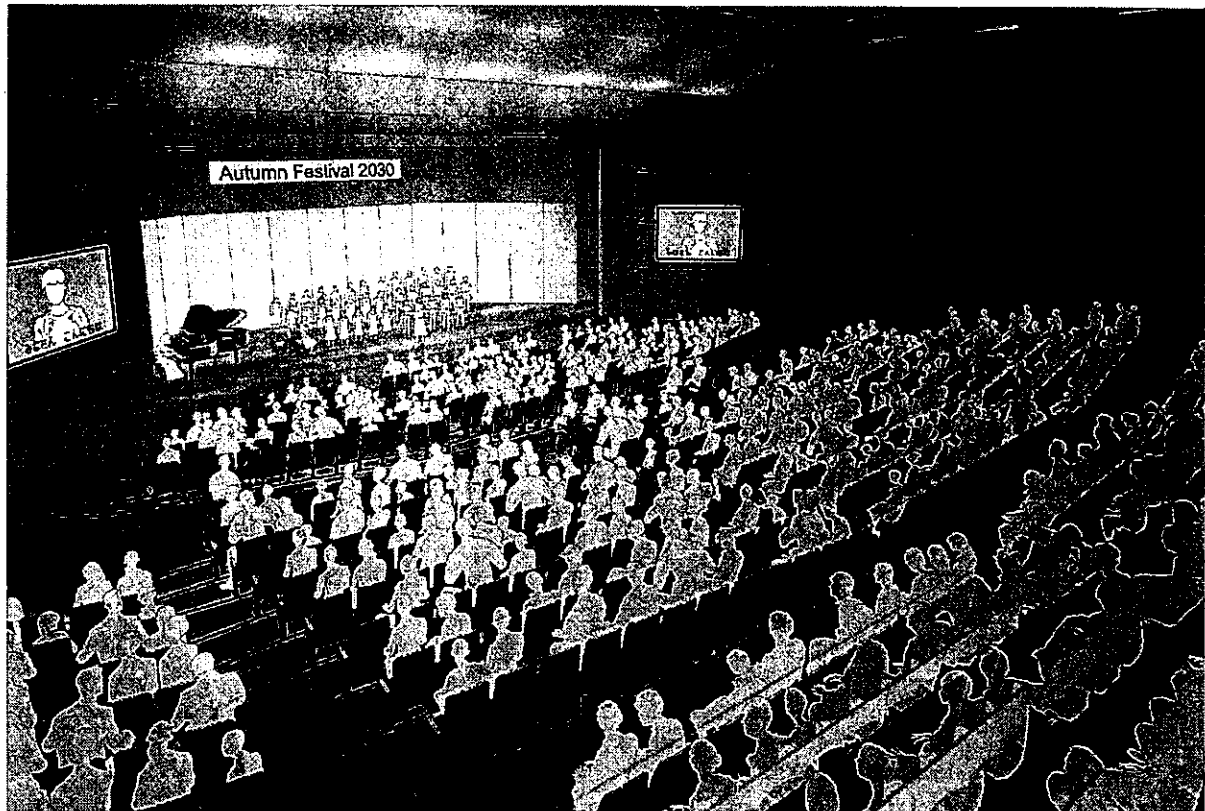
1000 席ホールのプランイメージ



ホール参考面積表

室名	床面積
客席・舞台	1,100 m ²
リハーサル室、音楽研修室、スタジオ、準備室、楽屋、倉庫、ピアノ庫	300 m ²
トイレ、ホワイエ、廊下、階段、EV、機械室 等	600 m ²
合計	2,000 m ²

ホールのイメージ



(3) 教育相談エリア

1) 教育相談に関する諸室

ア 現況面積

教育総合相談センターは関内 ST ビル及び関内山本ビルに入居しており、利用している床面積はそれぞれ 142 m²、197 m²である。人権教育・児童生徒課の事務室は関内駅前第一ビルにあり、床面積は 223 m²である。特別支援教育総合センターの延床面積は 4,381 m²である。

教育総合相談センターと特別支援教育総合センターの面積

施設名	用途	床面積	相談のための室数
教育総合 相談センター	いじめ 110 番 (関内STビル3階)	142 m ²	相談室、検査室:各3室 プレイルーム:2室
	個別相談室 (関内山本ビル)	197 m ²	
	人権教育・児童生徒課事務室 (関内駅前第一ビル)	※1 223 m ²	
特別支援教 育総合センター	特別支援相談他	※2 4,381 m ²	相談室、検査室:各 10 室 ※3 プレイルーム:1室

※1 人権教育・児童生徒課の全職員が利用

※2 特別支援教育総合センターの延床面積であり、教育相談で利用している諸室の専用面積は 2,200 m²

※3 相談件数が多い際には、相談室として整備されていない部屋を利用する場合もある

イ 教育相談の面積の設定

現在の教育総合相談センター及び特別支援教育総合センターの現状や各諸室の使い方等を考慮し、教育相談の面積を 2,450 m²と計画する。

教育相談の面積内訳

室名	利用区分	面積	室数	面積
待合室	◎	50 m ²	2	100 m ²
相談室 ※	◎	12 m ²	21	252 m ²
検査室 ※	◎	12 m ²	21	252 m ²
プレイルーム	◎	50 m ²	3	150 m ²
利用者トイレ(授乳室・おむつ交換室を含む)	◎	60 m ²	2	120 m ²
診察室	○	20 m ²	1	20 m ²
電話相談ブース	○	4 m ²	4	16 m ²
夜間職員仮眠室	○	10 m ²	1	10 m ²
観察室	●	20 m ²	2	40 m ²
評価訓練室	●	70 m ²	1	70 m ²
作業能力検査室	●	70 m ²	1	70 m ²
職業適性検査室	●	50 m ²	1	50 m ²
進路相談室	●	20 m ²	1	20 m ²
パソコン指導室	●	40 m ²	1	40 m ²
図書資料室	●	50 m ²	1	50 m ²
執務室(会議室、カンファレンスルーム、職員ロッカー、職員用トイレ、職員休憩室を含む)	□	730 m ²	1	730 m ²
エントランス・廊下等(専用エレベーター1台)	□	460 m ²	1	460 m ²
合計		-	65	2,450 m ²

※相談室と検査室の2室を1対として設置

利用区分凡例 ◎:一般・専門相談及び就学相談、○:一般・専門相談、電話相談、●:就学・教育相談、□:職員共用

【参考：教育相談の執務室の面積】

新たな教育センターの教育相談に関する職員数は85人と想定する。「平成22年度地方債同意等基準運用要綱（総務省）」より事務室面積は490.5㎡と算定される（職員1人当たり約5.8㎡となる）。書庫倉庫等の面積は63.8㎡（事務室面積の13%相当）、及び会議室面積は170㎡（職員1人当たり2㎡）と算定され、合計で724.3㎡となり、執務室面積を730㎡と計画する。

現況職員数(人権教育・児童生徒課及び特別支援教育相談課)

職員の役職	所属課等	人権教育・児童生徒課	特別支援教育相談課	合計
部長、次長級		0人	0人	0人
課長級		1人	1人	2人
課長補佐級、係長級		6人	10人	16人
一般職員		27人	40人	67人
合計		34人	51人	85人

※職員数は令和元年10月時点

※首席指導主事は課長級、指導主事は係長級に含む

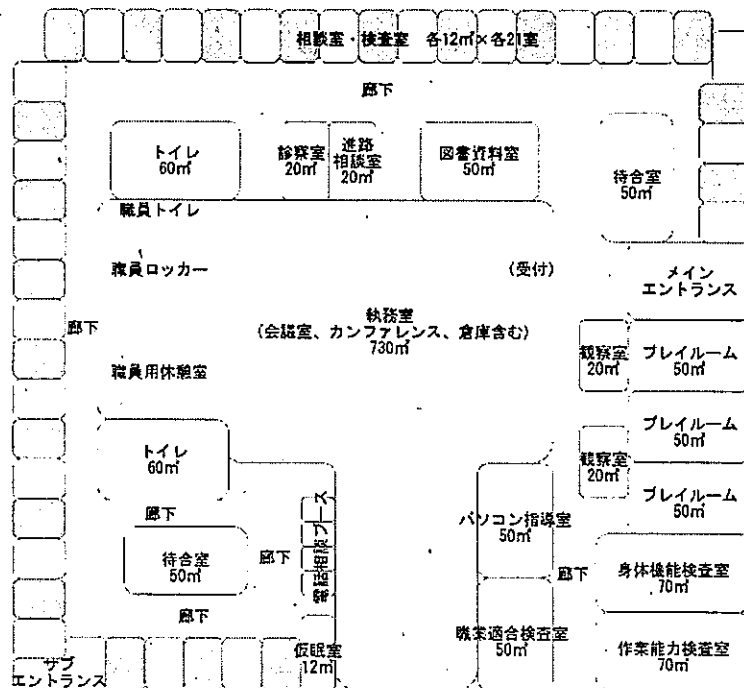
※一般職員には嘱託及びアルバイトを含む

執務室面積の算定(教育相談)

事務室	想定職員数:85人	総務省基準算定面積	490.5㎡
書庫・倉庫	事務室面積×13%		63.8㎡
会議室等	職員数×2㎡		170.0㎡
		合計	724.3㎡
		計画面積	730.0㎡

※会議室等には、会議室、便所、洗面所等を含む。

教育相談の機能配置イメージ図



(4) コミュニケーションエリア

1) コミュニケーションラウンジ

ア 現況

○面積

現在、子どもたちの作品展示は主に市民ギャラリー（西区宮崎町、展示スペース 1,146 m²）を利用している。

なお、市民ギャラリーでは、市内全校の代表者の作品の展示のみ行っており、旧教育文化センターの市民ギャラリーに比べて子どもたちの作品を限定して展示せざるを得ず、発表の機会が限られた状況になっている。

市民ギャラリーの面積

施設名	延床面積
市民ギャラリー（※展示スペースのみ）	1,146 m ²

○稼働率

平成 30（2018）年度実態調査より、展示室を利用すると想定される活動は 72 日あり、新たな教育センターの開館日を年末年始を除く 359 日と仮定すると、稼働率は 20.1%となる。

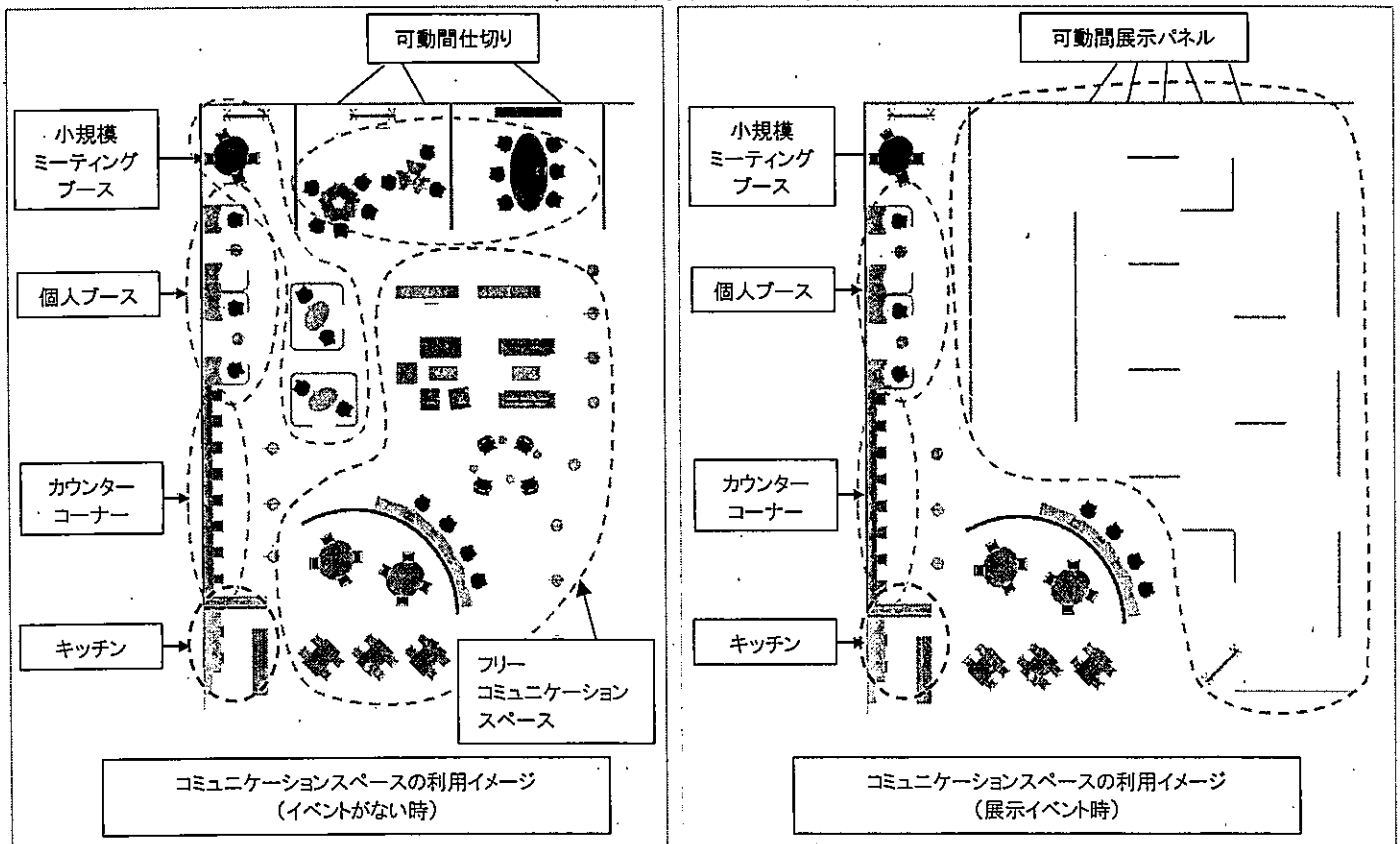
イ コミュニケーションラウンジの面積の設定

子どもたちの作品展示や学習発表に加え、小規模なイベント、教職員や地域・企業・大学等の交流スペース等として、現在の市民ギャラリーの展示スペースと同等の面積である 1,000 m²をコミュニケーションスペースとして確保する。

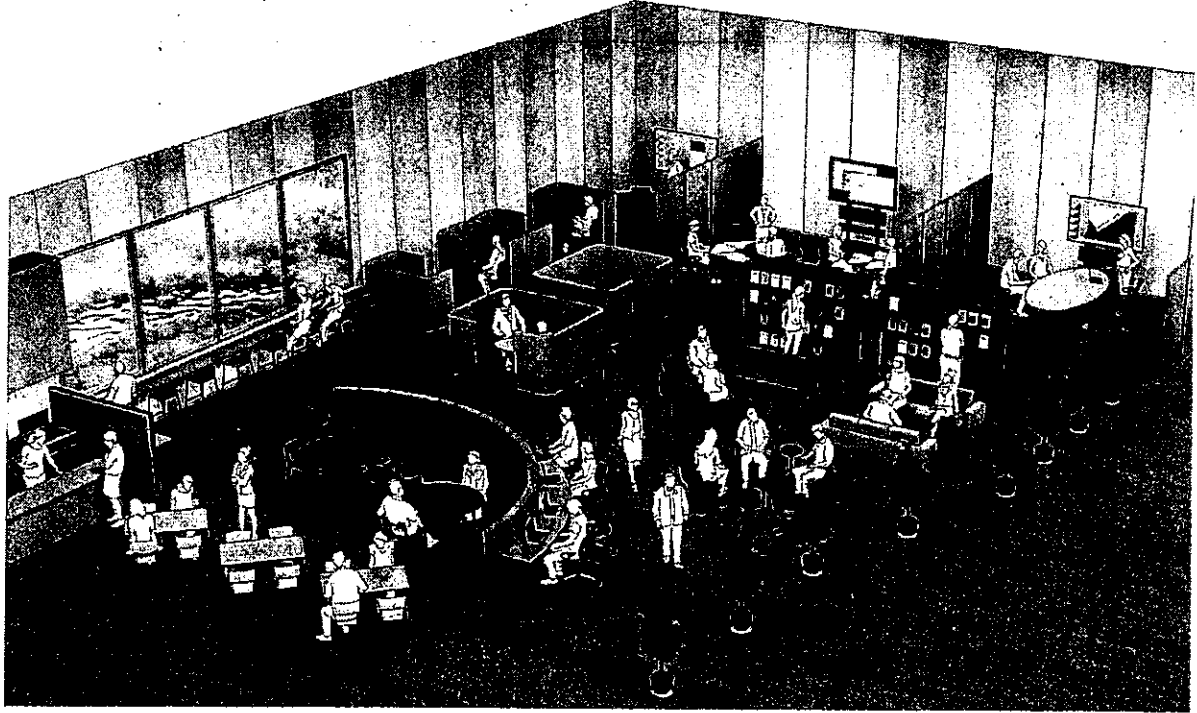
さらに、社会教育を支援するためのスペースとして 100 m²を確保する。

以上より、コミュニケーションラウンジ全体で、1,100 m²と計画する。

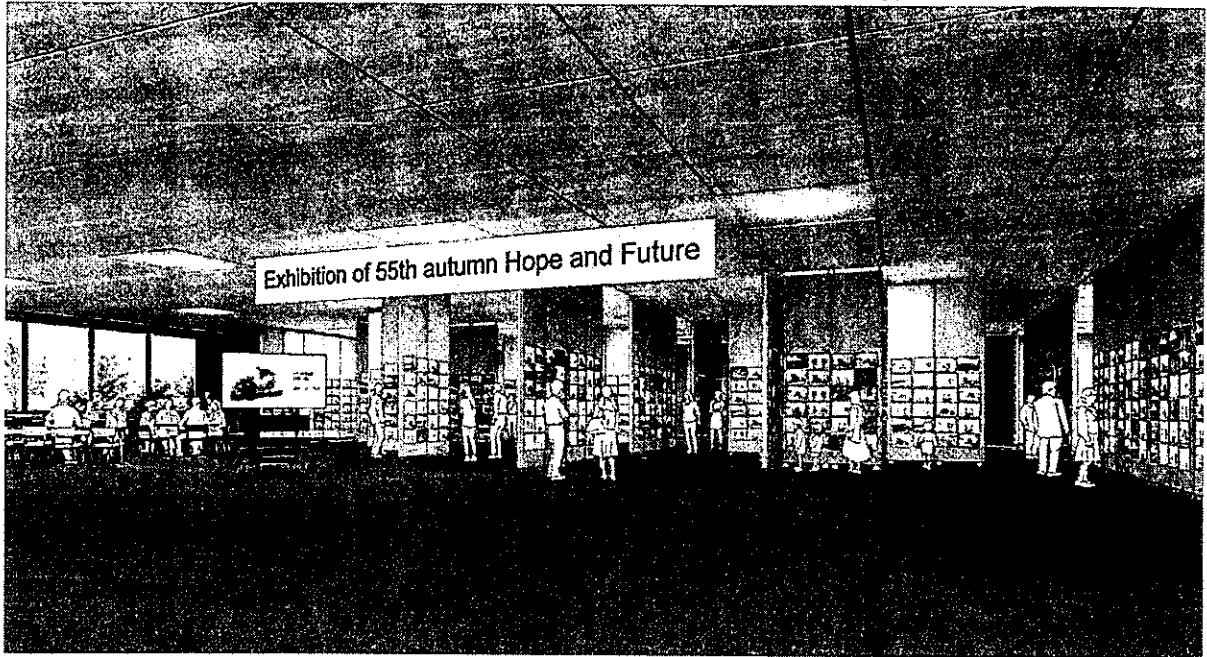
コミュニケーションラウンジのプランイメージ



コミュニケーションラウンジのイメージ(イベントがない時)



コミュニケーションラウンジのイメージ(展示イベント時)



(5) 管理・運営室

新たな教育センターの管理・運営室に関する職員数は11人と想定する。「平成22年度地方債同意等基準運用要綱（総務省）」より事務室面積は153㎡と算定される（職員1人当たり約13.9㎡となる）。書庫倉庫等の面積は19.9㎡（事務室面積の13%相当）、及び会議室面積は22㎡（職員1人当たり2㎡）と算定され、合計で194.9㎡となり、執務室面積を200㎡と計画する。

管理・運営室の職員数

所属課等 職員の役職	職員数(想定)
部長、次長級	1人
課長級	2人
課長補佐級、係長級	4人
一般職員	4人
合計	11人

※職員数は令和元年10月時点

※首席指導主事は課長級、指導主事は係長級に含む

※一般職員には嘱託及びアルバイトを含む

管理・運営室の算定(教育相談)

事務室	想定職員数:11人	総務省基準算定面積	153.0㎡
書庫・倉庫	事務室面積×13%		19.9㎡
会議室等	職員数×2㎡		22.0㎡
		合計	194.9㎡
		計画面積	200.0㎡

※会議室等には、会議室、便所、洗面所等を含む。

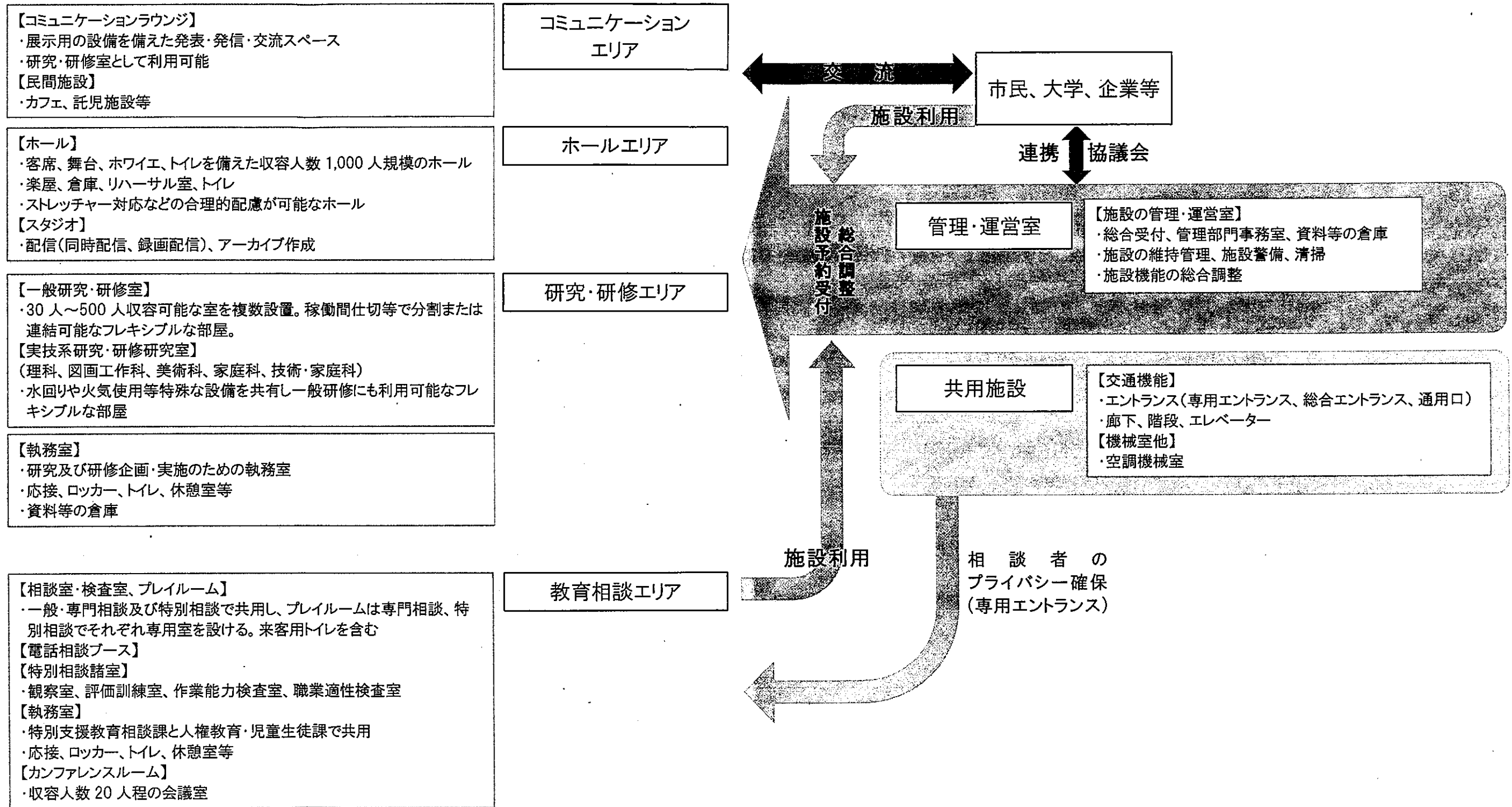
(6) 新たな教育センターの必要諸室

1) 諸室と内容と面積

施設	施設の内容	必要諸室が擁する機能等具体的なイメージ	想定床面積
(1) 研究・研修エリア	○研究・研修室 ・調査・研究・開発、人材育成のための多様に転換できるフレキシブルな一般研究・研修室、実技系研究・研修室(備品庫及び準備室含む) ・教育の研究・研修に必要な設備が整備された研究・研修室 ・教育の研究・研修に必要な情報を一元的に収集・管理 ・グループ討議ができるアイランド形式の研修室や交流の場としてのミーティングスペース	・1室で30人～500人収容可能な室を複数設置し、稼働間仕切等で分割または連結して利用可能な一般研究・研究室 ・座学時の集中力を高め、活発なグループワークの実施に適した室内環境・ICT環境・什器が整備された研究・研修室 ・水回りや火気使用等特殊な設備を共有し、一般研究・研究室としても可能な部屋 ・模擬授業ができる設え ・無線LANや録画機器等、ICT機器を活用できる設え ・教育図書、教材、指導案等の情報を一元的に収集・管理できる設え ・海外の学校や研究機関とディスカッション可能な高速通信環境	2,200㎡
	○研究・研修に関する執務室 ・研究及び研修の企画立案・連絡調整を行うための執務室	・職員数に合わせた事務室	720㎡
	○学校教育事務所 ・教育活動、人材育成、学校事務支援、地域連携機能を発揮するための執務室 ・授業改善支援センター(ハマ・アップ)	・職員数に合わせた事務室 ・書庫、貸出カウンター、閲覧スペース、相談スペース	930㎡
(2) ホールエリア	○ホール ・教育研究大会(国際、全国、関東、県、市)、大規模な研修、総合文化祭、合同学芸会、学校単位の文化祭、合唱コンクール等を行うことができるホール	・客席、舞台、ホワイエを備えた収容人数1,000人程のホール ・楽屋、倉庫、リハーサル室 ・車いす席の十分な確保やストレッチャー等の合理的な配慮	2,000㎡
	○スタジオ ・ライブ配信の実施及びデジタルコンテンツや映像アーカイブ等を作成するための空間、設備	・スタジオ、機材倉庫	
(3) 教育相談エリア	○相談室・検査室 ・一般教育相談・専門相談及び就学・教育相談のための相談室及び検査室、不登校相談のための相談室	・相談室、検査室は、2室で1対とし、それぞれ12㎡程度 ・一般教育相談、専門相談及び就学・教育相談で共用	2,450㎡
	○プレイルーム ・専門相談、就学・教育相談の際に利用する、子どもの集団への適応等をみるための部屋	・専門相談、就学・教育相談それぞれ専用のプレイルーム	
	○研究・研修室 ・教育相談に関する研究や研修を行うための研究・研修室	・研究・研修室は、調査・研究・開発及び人材育成と共用(研究・研修エリアを使用)	
	○一般教育相談・専門相談、電話相談のための諸室	・電話相談ブース、診察室、夜間職員仮眠室等	
	○就学・教育相談のための諸室	・観察室、評価訓練室、作業能力検査室、職業適性検査室等	
	○教育相談に関する執務室 ・教育相談に関する執務や特別支援に関する研究・研修の企画立案・連絡調整、不登校支援事業の企画運営のための執務室	・職員数に合わせた事務室 ・特別支援教育相談課と人権教育・児童生徒課で共用 ・医師用の医務室も設置	
	○カンファレンスルーム ・ケース会議を行ったり、保護者及び民間支援団体と連携したりするための諸室	・収容人数20人程の会議室	
○その他(教育相談の共用部分) ・入口、窓口、待合室 ・教育相談のカルテ等の資料を保存するための資料室 ・トイレ	・相談者のプライバシーに配慮した入口、待合室 ・いじめ、不登校、就学相談等の教育相談に包括的に対応する窓口 ・執務室の近くに資料室 ・子ども用、車いす対応のトイレ		
(4) コミュニケーションエリア	○コミュニケーションラウンジ ・市内全校の代表者の作品が展示できる規模のフレキシブルなスペース ・子どもの学習発表や小規模なイベントが開催できるスペース ・教職員が交流を図るためのスペース ・企業や大学等と連携・協働を図るためのスペース ・市民にも広く開放され、交流を図ることができるスペース	・研究・研修室や交流スペースとしても利用可能なオープンな雰囲気空間 ・複数の活動に同時に利用できるように稼働間仕切りを配置 ・展示・発表用の設備(荷捌き口やエレベーター、ピクチャーレール、ストックヤード、照明、音響、映像、天井高等)	1,100㎡
	○社会教育を支援するためのスペース	・事務室等	
(5) 管理・運営室	・施設の総合受付、案内、入退館管理等 ・施設機能の総合調整、施設利用予約及び調整等 ・共用備品等の保管、維持管理	・受付カウンター(施設全体で共用化) ・管理部門事務室(施設全体で共用化) ・資料等の倉庫(施設全体で共用化)	200㎡
専用面積合計			9,600㎡
共用施設	・エントランス、廊下、階段、エレベーター・エスカレーター等 ・便所、給湯室等 ・機械室、設備スペース、DS・PS(ダクトスペース、パイプスペース) ・駐車場、駐輪場		2,400㎡ (※1)
合計(※2)			12,000㎡

※1 専用面積合計の25%相当とする。 ※2 単独施設として必要な面積。ただし駐車場面積は含まない。

2) 新たな教育センターの施設構成イメージ



4. 運営体制の考え方

企業や大学、関係機関等、教育に関わる多様な人材が連携と交流を図りながら、調査・研究・開発を中心とした教育センターの運営を実施するためには、新たな組織体制や運営の仕組みが必要となる。

①運営体制

- ・調査・研究・開発を中心とした教育センターの各機能を効果的に発揮していくため、学校教育に関する調査研究、教育課程等の編成等の支援、教職員の研修の企画・実施、教科等の研修等を行う部署から人材を集約して、教育センターの総合調整を行う部署の立ち上げを検討し、関係部署や教育研究会を集めて調査・研究・開発、研修の企画立案、連絡調整等の各機能を越えた横断的な総合調整を行う。また、学校や企業等から教育分野における公民連携に関する相談・具体的な提案を受け付け、実現に向けた検討や調整を行う。
- ・教育相談機能は、人権教育・児童生徒課、特別支援教育相談課から人材を集約し、設置する。
- ・教育センター所長は、教育センターが取り組む先駆的な調査・研究・開発や実践的な研修といった様々な機能全体を統括する役割を担うものと位置付け、設置を検討する。
- ・施設の維持管理業務については民間事業者等を導入し、庁内の人材が教育センターにて教育研究活動に専念できる環境を整える。また、最先端の ICT 環境を整えることができる人材を配置することが望ましい。

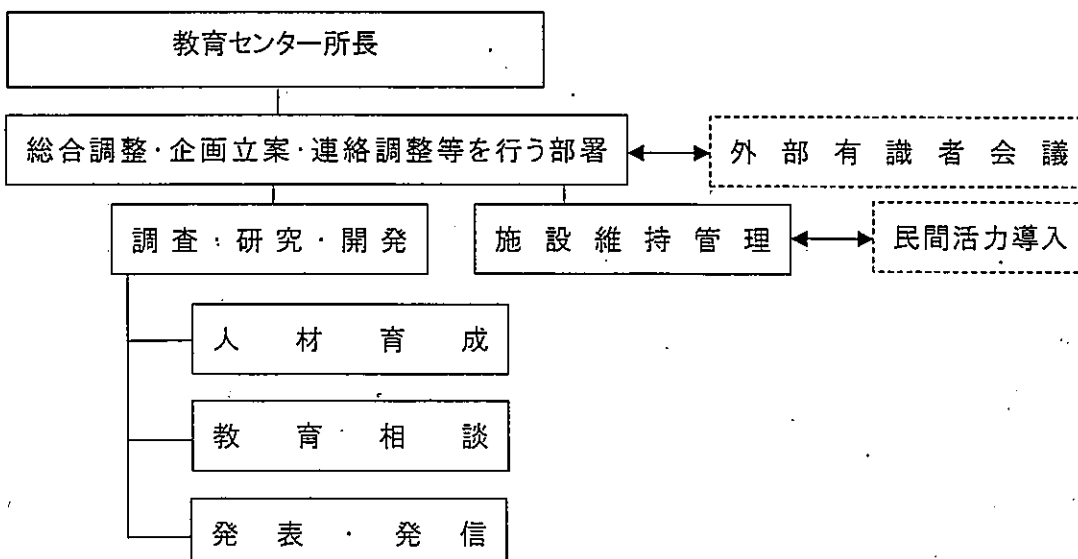
②外部人材の活用

- ・教職員の調査・研究・開発や相談については、地域の企業や市民（経験豊富な高齢者）との連携や交流により実施できる可能性があり、さらに教職員 OB が自由楽しく参加できる仕組みをつくることで、より効果が高まることが考えられる。
- ・教育センターの取組内容に対して、専門的な見地から助言・評価・検証の意見をいただく大学教授等で構成する外部有識者会議を設置する。

③施設維持管理の民間事業者への委託

- ・施設点検、メンテナンス、研究・研修室やホールの利用調整、ホールの機材・ライブ配信等の施設維持管理業務については、民間事業者等の導入により実施する。

(運営体制のイメージ)



④開館時間

- ・現行の教育センター機能関連施設の開館時間等を勘案し、開館時間は9時～21時と想定する。年末年始や施設点検日は休館日とする。
- ・研修用途としては17時までの利用を想定し、自主的な研究活動等については施設管理業務受託者による管理の下で17時以降の施設利用も可能とする。

【参考】現状の教育センター機能関連施設の開館時間・休館日

施設名	開館時間	休館日
花咲研修室	月～金 9時～12時、13時～17時	土日祝日、年末年始
ハマ・アップ	<通常時> 火～金 13時～20時 土 10時～18時 <長期休業日(夏季・冬季・学年末春季)> 月～金 10時～18時	日・月・祝日
教育相談総合センター	<一般教育相談> 月～金 9時～17時 <専門相談> ・心理相談 月～金 9時～17時 ・医療相談 学校及び各区こども家庭支援課 ・幼児相談 月、火、水、金 9時～17時 <いじめ110番> 通年(365日24時間体制)	土日祝日・年末年始
特別支援教育総合センター	月～金 9時～17時	土日祝日・年末年始
旧・教育文化ホール	月～金、土日祝日 9時～22時	年末年始
社会教育コーナー	月～土 9時～21時 日・祝日 9時～17時	年末年始・定期清掃日(原則第1月曜日)

⑤新たな教育センターと相乗効果を発揮できる民間施設の例

今後の事業手法の検討により、新たな教育センターが 12,000 m²を超える民間ビル等の一角に設置される可能性がある。その場合には、余剰容積に民間等が運営する教育研究機関や生涯学習関係、飲食・物販施設が配置されると、教育センターの事業と相乗効果を発揮し、教育拠点としての価値や利用者にとっての利便性が高まると期待される。

テナント(例)

○教育研究機関

- ・大学等のエクステンションセンター 等

○子どもの学習関係

- ・体験型英語学習施設
- ・子どもの体験施設 等

○生涯学習関係

- ・フィットネスクラブ
- ・英会話スクール
- ・海外留学支援事業団体 等

○飲食・物販

- ・レストラン、喫茶店
- ・ブックカフェ
- ・コンビニエンスストア 等

5. 立地場所について

新たな教育センターは、市内全域の学校等から教職員が集まりやすく、かつ産官学との連携が図りやすい場所に設置することが必要である。

①立地場所検討の視点

教育センターの利用者や現状の利用状況をふまえて立地場所の検討の視点について以下に整理する。

- ・市内をはじめ東京や首都圏の企業や大学、他都市等、教育に関わる様々な立場の人々がアクセスしやすい場所にあることで、クリエイティブな教育空間の創出が可能となる。
- ・管理職や教職員が授業や多忙な学校業務をやりくりして研修等に出席する実態を踏まえる必要がある。管理職や教職員が午前中の研修等を終えて午後の業務や授業に間に合うよう学校に到着できる、または午後の業務や授業を終えて、研修等の開始時刻までに教育センターに到着できる、さらに夜間の講座・研究活動終了後、急ぎ帰路につくことが可能な場所であることが必要である。
- ・研修や教育研究会のほかにも、教育相談部門との調整や自主的な学び、情報交換等を目的として、教職員が高い頻度で日常的に利用する施設である。
- ・現在も研修や教育研究会等の開催のため、市内の交通至便な場所を借り上げて実施している。(健康福祉総合センター、技能文化会館、横浜市教育会館、開港記念会館、関内ホール(地下1階:青少年育成センター含む)等)

②立地場所の条件の基本的な考え方

上記視点より、立地場所に求められる条件の基本的な考え方を示す。

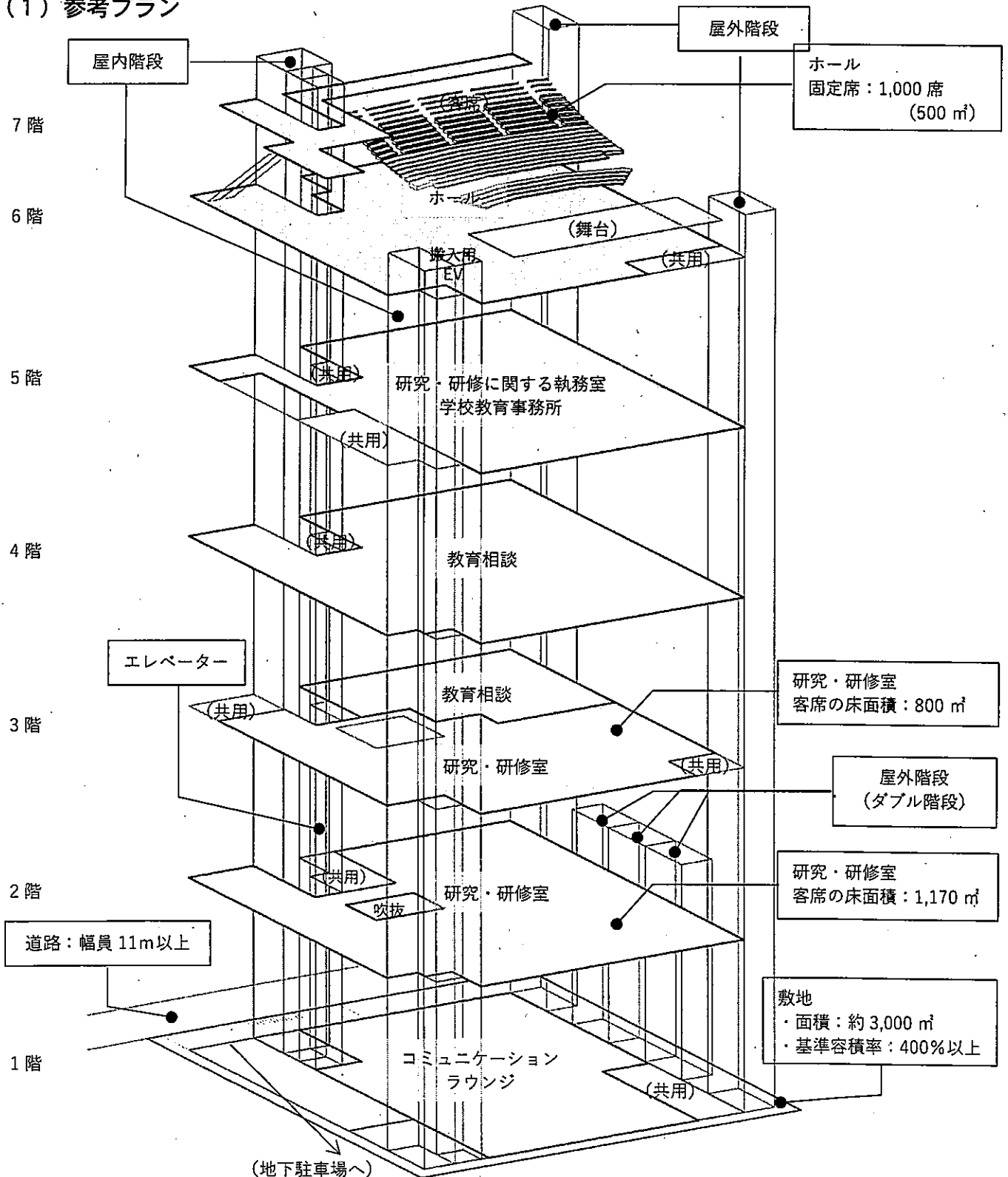
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・約 12,000 m²の延床面積の規模の教育センターの建物が整備できる土地・市内全域の学校等から教職員が集まりやすい交通至便な場所・駅から徒歩圏内、かつ複数路線が利用可能な場所・企業、大学、関係機関等との産官学連携が図りやすい場所 |
|--|

6. 教育センターの施設計画留意点

新たな教育センターの施設計画では、関連法規を遵守し、関連部局等との事前協議を行い、計画内容を作成することが重要となる。作成された施設計画に基づき、事業スケジュールの作成や運営方法及び事業手法の検討を行い、事業費の概算を算出することとなる。

本項では、「3. 教育センターの施設規模の想定」での検討をもとに作成した参考プランを参照しながら、必要となる前提条件や法的要件等を整理し、施設計画の検討を進めるための留意点を整理する。

(1) 参考プラン



(2) 建築基準法上の用途と床面積

横浜市の新たな教育センターは、教育相談センター、学校教育事務所及び執務室等の事務室を中心とした部分（市役所、事務所）と、研究・研修室及びホール・コミュニケーションラウンジ等の集会を中心とした部分（公会堂又は集会場）の複合施設である。※（ ）内は建築基準法の用途区分を示す。

ア 市役所、事務所の用途：4,300 m²

- ・教育相談（2,450 m²）
- ・学校教育事務所（930 m²）
- ・研究・研修執務室（720 m²）
- ・運営・管理室（200 m²）

イ 公会堂又は集会場：5,300 m²

- ・研究・研修室（2,200 m²）
- ・ホール（2,000 m²）
- ・コミュニケーションラウンジ（1,100 m²）

ウ 共用面積：2,400 m²

ウを上記ア及びイの面積に応じて按分し、各用途の付帯部分として振り分け、ア及びイの床面積を算定する。

アの付帯部分：2,400 m²×4,300 m²/9,600 m²=1,075 m²

イの付帯部分：2,400 m²-1,075 m²=1,325 m²

各用途の床面積

アの床面積：4,300 m²+1,075 m²=5,375 m²

イの床面積：5,300 m²+1,325 m²=6,625 m²

新たな教育センター基本構想における面積表

施設名	室名	面積
研究・研修室エリア	研究・研修室	2,200 m ²
	研究・研修に関する執務室	720 m ²
	学校教育事務所	930 m ²
ホールエリア	定員1,000名のホール スタジオ	2,000 m ²
教育相談エリア	相談に必要な諸室 研究・研修室（研究・研修の研究・研修室を利用） 執務室 その他（待合室、職員休憩室等）	2,450 m ²
コミュニケーション エリア	研究・研修室や交流スペースとして利用できる空間 展示用の設え	1,100 m ²
運営・管理室	事務室（受付カウンター含む）、各種倉庫	200 m ²
専用面積合計		9,600 m ²
共用施設	共用エントランス、共用廊下、共用トイレ、機械室、階段・エレベーター 一他（※1）	2,400 m ²
合計（※2）		12,000 m ²

※1 専用面積合計の25%相当とする。

※2 単独施設として必要な面積。ただし駐車場面積は含まない

(3) 建築関連法規上の留意点

1) 建物用途と用途地域

①用途別面積の整理

- ・事務所、市役所の用途：5,375 m²
- ・公会堂又は集会場の用途：6,625 m²

②用途制限

6,625 m²の・公会堂又は集会場の用途を含む複合施設であり、建築基準法の用途規制（※）では、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の用地地域で建築が可能となる。

2) 必要な接道要件

①建築基準法による接道要件

建築基準法第43条第1項において、建築物の敷地は建築基準法第42項で定める道路に2m以上接しなければならない。また建築基準法第43条第3項では地方公共団体が付加的制限を条例で定めることができると規定されており、横浜市では「横浜市建築基準条例」にて接道要件に関する付加的制限が規定されている。

・建築基準法第43条第3項

地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する建築物について、その用途、規模又は位置の特殊性により、第一項の規定によっては避難又は通行の安全の目的を十分に達成することが困難であると認めるときは、条例で、その敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係に関して必要な制限を付加することができる。

一 特殊建築物

二 階数が三以上である建築物

三 政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物

四 延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計。次号、第四節、第七節及び別表第三において同じ。）が千平方メートルを超える建築物

五 その敷地が袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）にのみ接する建築物で、延べ面積が百五十平方メートルを超えるもの（一戸建ての住宅を除く。）

○留意点

新たな教育センターは、建築基準法第2条第2項の特殊建築物（劇場、集会室）であり、延べ床面積が1,000 m²を超える建物となる。また参考プランでは7階建てであり、階数が3以上の建築物であるため、横浜市の建築基準条例にて、敷地が接しなければならない道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、その他敷地又は建築物と道路との関係に関して必要な制限が付加されている。

②横浜市建築基準条例による接道要件

横浜市建築基準条例の第2章特殊建築物等第2節通則4条の2、及び第5節興行場公会堂及び集会場の第29～32条にて規定されている。

・第4条の2 【階数が3以上である建築物及び大規模建築物の敷地と道路との関係】

第2項 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計をいう。）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、幅員6メートル以上の道路に1箇所6メートル以上接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設けたものでなければならない。

・第29条 【敷地と道路との関係】

第1項

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場（以下「興行場」という。）、公会堂又は集会場（興行場又は公会堂の用途に供しない建築物にあっては、床面積が200平方メートルを超える集会室を有するもの又は集会室の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるものに限る。）の用途に供する建築物の敷地は、その客席又は集会室（以下「客席等」という。）の床面積の合計に応じて、次の表に掲げる幅員の道路（法第42条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路又は同項第2号若しくは第5号に該当する道路のうち同条第2項若しくは第3項の規定により指定された道路を経由しないで同条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路に至る道路に限る。以下この条において同じ。）に1箇所下同表に掲げる道路の幅員の2倍の長さ（敷地の外周の長さの7分の1以上接する場合においては、その長さ）で接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設けたものでなければならない。

客席等の床面積の合計	道路の幅員
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	4メートル以上
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	6メートル以上
300平方メートルを超え600平方メートル以下のもの	8メートル以上
600平方メートルを超えるもの	11メートル以上

第2項

前項に掲げる用途に供する建築物の敷地が、客席等の床面積の合計に応じて、次の表に掲げる幅員の2以上の道路にそれぞれ1箇所下同表に掲げる道路の幅員の2倍の長さで接する場合で、その接する部分にそれぞれ出入口（一の道路にあっては、主要な出入口）を設け、かつ、その建築物の客用の出口がそれぞれの道路に面するときは、同項の規定は、適用しない。

客席等の床面積の合計	道路の幅員	
	一の道路	他の道路
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	5メートル以上	4メートル以上
300平方メートルを超え600平方メートル以下のもの	6メートル以上	4メートル以上
600平方メートルを超えるもの	8メートル以上	4メートル以上

○留意点

新たな教育センターの研究・研修室は、1室が200㎡以上のものが複数あり、研究・研修室の合計は2,000㎡である。またホールの客席（1,000席）の面積は600㎡を超えると予想されるため、接する道路が1箇所の場合は幅員11mの道路に22m以上接することが必要であり、道路が2箇所以上の場合は、1箇所は幅員8mの道路に16m以上接し、1箇所は幅員4mの道路に8m以上接する必要がある。道路が2箇所以上の場合、出入口も接する道路毎に設ける必要がある。

(4) 計画の留意点について

候補地の敷地面積や建蔽率の基準により、建物の階数は異なるため、機能配置は敷地によって異なるが、基本的な考え方は施設コンセプト及び以下の項目に留意し、合理的な施設計画を行うことが必要となる。

1) 階数、構造（耐震性能）、避難、居室、高さ等の考え方について

・階数

建築面積により階数が異なる。建築面積は敷地面積と基準建蔽率により最大面積が規制される。

・構造

教育センターは、国の定める官庁施設の総合耐震診断・改修基準（平成8年版）における「耐震安全性の目標及び分類の一覧」（■参考資料（3）参照）にて、対象施設（7）または（8）に分類され、構造体の耐震安全性の目標はⅡ類（※1）となる。

※1：大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。

・避難

横浜市建築基準条例第5節興行場、公会堂及び集会場、第38条（直通階段）にて避難階又は地上に通ずる直通階段の幅員が定められている。

また、集会室等から階段に至る廊下の幅員や構造等が規定されており、建物の入り口には全面空地を設ける必要がある。

【客席面積と必要階段幅員の参考例】

○6階（ホール階）：一席当たり0.5㎡として1つの階で1,000人収容する場合、客席面積は500㎡となる。固定席の場合10席当り8cmの階段幅員が必要であるため、1,000人収容の場合は階段幅員は8m必要となる。

○4、5階は客席はない

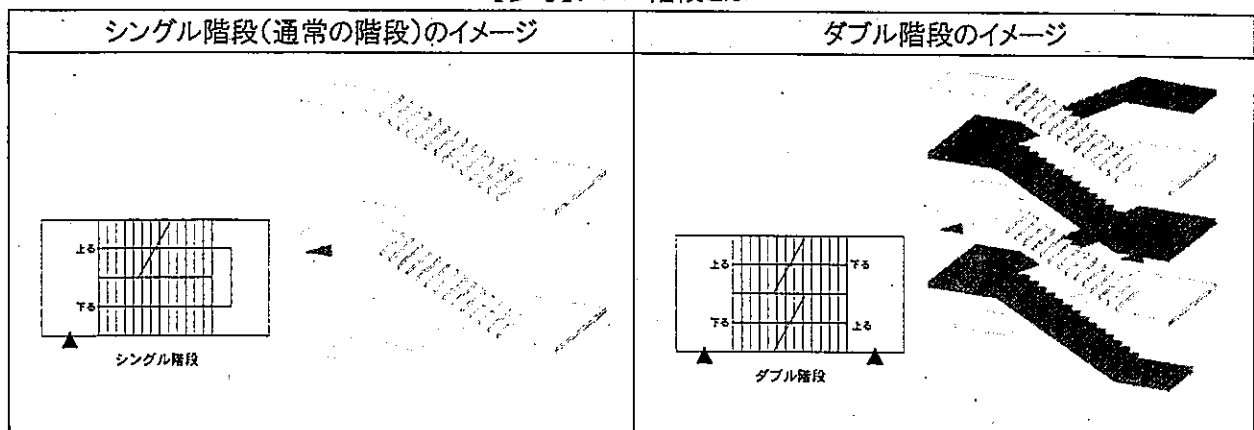
○3階（研究・研修室）：64㎡及び96㎡の会議室があり、その合計が1,000㎡以下であるため、建築基準条例29条第1項の規定により、同38条の興行場、公会堂又は集会場の用途には該当しない。

○2階（研究・研修室）：200㎡を超える会議室があり、その合計を約1,150㎡とした場合、10㎡につき17cmの幅員の階段が必要となり、2階から1階への階段幅員の合計は19.55m必要となる。

⇒階段1基当たりの幅員を2mとした場合2階から6階には4基の階段が必要となる。1階～2階には10基の階段が必要となる。2階までは4基の階段が必要で、2階から1階には6基（※2）増やす必要がある。

※2：ダブル階段とすることで、平面上は3基増設と同じ建築面積で6基分の幅員設置が可能となる。また外階段をダブル階段として必要幅員を増やすことで容積対象面積は増えない。

【参考】ダブル階段とは



・第38条【直通階段】

第1項

興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物の避難階又は地上に通ずる直通階段の各階における幅の合計は、その直上階以上の階（地階にあっては、当該階以下の階）のうち客席等の床面積の合計が最大の階における客席等の床面積 10 平方メートルにつき 17 センチメートル の割合で計算した数値（いす席が床に固定されている客席等にあっては、客席等のいす席の席数 10 席につき 8 センチメートル の割合で計算した数値）の合計以上としなければならない。

ただし、当該建築物に興行場、公会堂又は集会場以外の用途に供する部分がある場合においては、その直通階段の各階における幅の合計は、それぞれの用途に供する部分について必要とされる幅の合計の和以上としなければならない。

第2項

前項の直通階段のうち2以上の直通階段は、客席等の各部分からの歩行距離が 60 メートル以下となる位置に設けなければならない。

第3項

客席等の各部分から前項の直通階段に至る歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときは、その重複区間の長さは、それぞれの歩行距離の数値の2分の1以下としなければならない。

第4項

第1項の直通階段のうち2以上の直通階段は、令第122条の規定により特別避難階段としなければならない場合を除き、令第123条の規定による避難階又は特別避難階としなければならない。ただし、主階を避難階に設けた興行場、公会堂又は集会場の直通階段にあっては、この限りでない。

(平5条例43・全改)

2) 附置義務施設等について

① 駐車場の附置義務

横浜市駐車場条例にもとづく必要駐車場台数の計算例を示す。

附置義務台数は施設を設置する場所、建物の用途とその規模によって異なる。

・設置場所

設置場所は、大きく「駐車場地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」と「周辺地区又は自動車ふくそう地区」の2つの地区に分けられる。

・建物の用途

建物用途は特定用途とそれ以外の非特定用途の2つに分類される。

・建物の規模

附置義務の対象となる建物は、「駐車場地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」では特定用途と非特定用途の面積の半分の合計が 1,000 m² を超える建物、「周辺地区又は自動車ふくそう地区」では特定用途の面積が 2,000 m² を超える建物となる。

・附置義務台数の算定例

例えば、関内駅周辺の商業地域で、新たな教育センターに必要となる駐車場台数は以下のように算定される。

○特定用途の面積：ホール：2,000 m²、集会場：2,200 m²、コミュニケーションラウンジ：1,100 m²、事務所：4,300 m²、共用面積：2,400 m² ⇒ 12,000 m²。非特定用途はなし。

○「駐車場地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」

○附置義務台数の計算：12,000 m² ÷ 250 m²/台 = 48 台

横浜市駐車場条例の概要(抜粋)

1 乗用車(※1)駐車場の附置義務について

(1) 対象となる建築物

下表①に掲げる地区又は地域内において、②に掲げる面積が、③に掲げる面積を超える場合に対象となります。

また、共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿については、横浜市建築基準条例により乗用車の駐車場設置を義務付けていますので、横浜市駐車場条例の対象外です(荷さばき駐車場、自動二輪車駐車場についても同様です)。

①	駐車場整備地区(※2)又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区(※3) 市域の1中高、2中高、1住、2住、準住、準工業、工業、工専の各用途地域 (1低専、2低専と調整区域は含まれません。)
②	特定用途に供する部分の床面積(※4) + (非特定用途(※5)に供する部分の床面積)×0.5	特定用途に供する部分の床面積
③	1,000㎡	2,000㎡

- ※1 乗用車………ここでの乗用車とは、おおむね幅2.3m×奥行5mに収まる二輪車を除く自動車指します。
 ※2 駐車場整備地区……自動車交通が著しくふくそうする地区として、駐車場法第3条第1項及び都市計画法第8条第1項に基づき、都市計画決定している地区。現在、市内6箇所
 ※3 周辺地区又はふくそう地区……自動車交通がふくそうする地区及びふくそうすることが予想される地区として、横浜市駐車場条例第3条第1項及び第2項に基づき、市内の第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域として定められている地域で、告示(平成14年4月5日第125号)により指定している地区
 ※4 部分の床面積……駐車場・駐輪場の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の面積も含みます。
 ※5 非特定用途……特定用途以外の用途で、共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿は除きます。

(2) 附置義務台数の算定方法

下表④に掲げる用途の部分の床面積を、⑤に掲げる面積で除して得た台数を合計した数値の台数以上とします(小数点以下切上げ)。

また、延べ面積6,000平方メートル未満又は一部の用途で床面積10,000平方メートルを超える場合は、緩和や逡減の措置があります(荷さばき駐車場、自動二輪車駐車場についても同様です)。

乗用車駐車場の駐車ますの大きさについては、幅23メートル、奥行5メートル以上とします。

④		⑤	
		駐車場整備地区又は商業地域 若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区
特定用途	百貨店その他の店舗	200㎡	200㎡
	事務所	250㎡	250㎡
	倉庫、工場	250㎡	300㎡
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、病院、卸売市場	250㎡	250㎡
	非特定用途	550㎡	—

※「横浜駅周辺地区」及び「みなとみらい21地区」は、⑤に掲げる面積について別途定めており、対象の区域および基準については「横浜市駐車場条例取扱基準別表」をご覧ください。

②緑化について

「横浜市緑の環境をつくり育てる条例」の第9条第2項に示されている基準（緑化率）は以下のとおりであり、教育センターの緑化率は、公共建築物の基準が適応され、敷地面積が1,000㎡以上の場合は、商業系用途地域では敷地面積の10%以上、その他の用途で20%必要となる。緑化面積は敷地以外（建物の屋上や壁面）でも確保することができる。緑化面積の測定方法については横浜市緑の環境をつくり育てる条例にもとづき基準が定められている。

別表1(第6条)緑化率(工場等・工場等を除く建築物・公共建築物)

敷地面積 用途地域 建物の区分	500㎡以上 1,000㎡未満			1,000㎡以上		
	商業系	住居系	左記以外	商業系	住居系	左記以外
工場等	5%以上	10%以上	5%以上	10%以上	15%以上	
工場等を除く建築物	5%以上	10%以上	5%以上	5%以上	10%以上	
公共建築物	10%以上	15%以上	10%以上	10%以上	20%以上	

出所：横浜市 緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準

7. 事業手法等の検討及び事業費の算定

(1) 事業手法等の検討

1) 導入可能な事業手法

新たな教育センター整備は、候補地から建物の整備及び施設維持管理、運営に至る範囲で民間活力の導入を視野に入れて検討を行うこととする。

事業手法は、市が建物を取得する場合と、賃貸する場合の2つに分類できる。建物を取得する場合は、市有地を活用する場合や新たに土地を取得したり借地したりして用地を確保する。建物を賃貸する場合は、教育センターに必要な施設を民間事業者が整備し、市が借り上げる場合と、既存の民間建物を借り上げ、市がリニューアルする場合等が考えられる。

建物を取得するための施設整備手法は、従来方式に加え、民間ノウハウを生かした発注方法であるDB方式やDBO方式、民間資金を活用するPFI事業等が考えられる。建物を賃貸する場合は、新たな教育センターに必要な施設の仕様にもとづき民間事業者が整備した建物を借り上げる方法と、教育センターに必要な施設の仕様にもとづき市が改装を行い、建物を借り上げる方法が考えられる。

導入可能な事業手法

整備手法	土地の確保	建物の整備+維持管理手法
建物取得	・市有地を活用	○公共資金調達型 ・従来方式(設計業務発注、施工分離発注方式)+維持管理 ・DB(設計施工一括発注)方式+維持管理 ・DBO方式(設計施工維持管理一括発注方式)
	・土地取得方式 ・定期借地方式	○民間資金調達型 ・PFI事業
建物賃貸	・建物賃貸借方式	○民間建物を借り上げる方法 ・民間事業者が整備した教育センターを市が借り上げる ・民間事業者の建物を市が改装して借り上げる(賃借+R方式)

2) 民間活力を活用した事業手法の特徴

①建物を取得する場合の事業手法

建物を取得する場合に、従来方式と民間ノウハウや民間資金等を活用した事業手法の考え方について整理し比較する。

○従来方式

市が、施設整備に必要な設計・設計監理業務、建築工事業務及び運営・維持管理業務の3つの業務について、それぞれ設計書や仕様書を作成し、入札等により発注を行う方式である。

○設計施工一括発注(DB)方式

市が施設に必要な規模や性能等を要求水準書で示し、設計及び工事を一括で発注する方式。維持管理は市が行う。材料や工法等の仕様は民間事業者の裁量に任されるため、工事費低減のためのチャンスが従来方式より広がる。また設計施工一括発注により、発注の事務手続きが省略でき、設計者と施工者が連携することで実施設計業務等の設計費や設計期間の縮減が図れ、工期と費用の縮減が可能となる。

○設計施工維持管理一括発注(DBO)方式

市が施設に必要な規模や性能及び維持管理業務の内容を要求水準書で示し、設計及び工事と施設の維持管理業務を一括で発注する方式。民間事業者の維持管理を前提に材料や工法等の仕様が民間事業者の裁量に任されるため、工事費及び維持管理費低減のためのチャンスが従来方式やDB方式より広がる。また設計施工一括発注により、設計費や設計期間の縮減が図れ、工期と費用の縮減が可能となる。

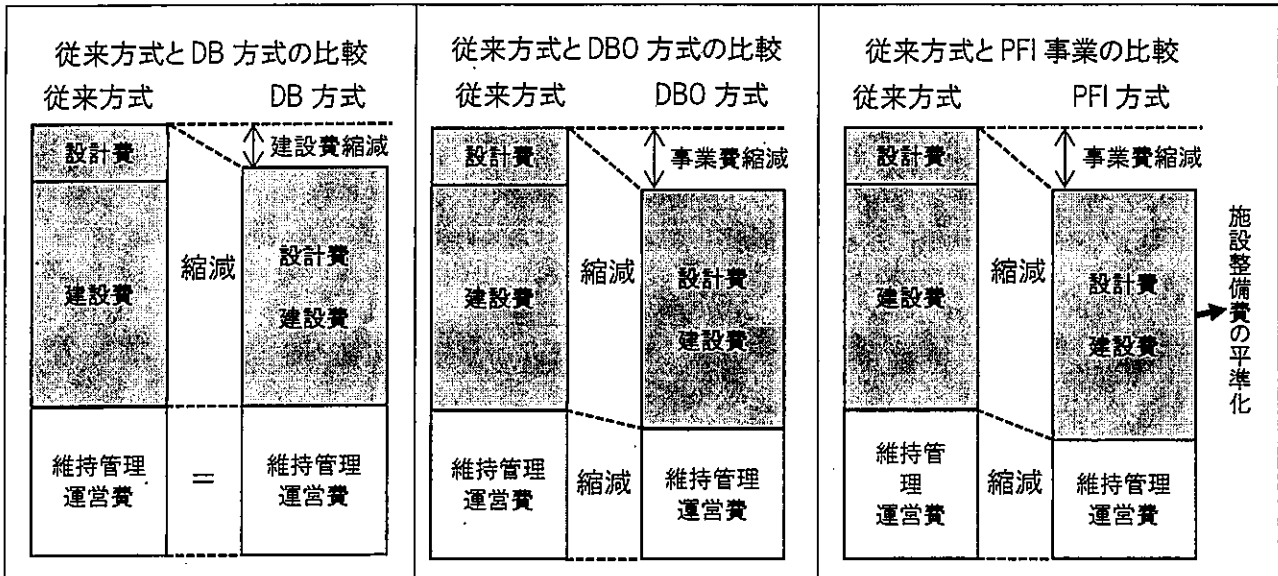
OPFI 事業

設計・工事から施設維持及び管理に至るまでの全部または一部を民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用して、適切なリスク分担のもと効率的・効果的なサービスの提供を図ることで、従来方式に対して事業費が縮減可能となる PFI 法に基づく PFI 事業である。

市は施設整備費を事業者に契約期間内に割賦で支払うこととなり、費用の平準化が図れる。

市は PFI 事業を導入する手続きを経て事業者を選定した後、事業者と事業契約を結び、事業（設計、工事、運営）を実施することとなる。

建物を取得する場合の従来方式と民活導入事業手法の比較



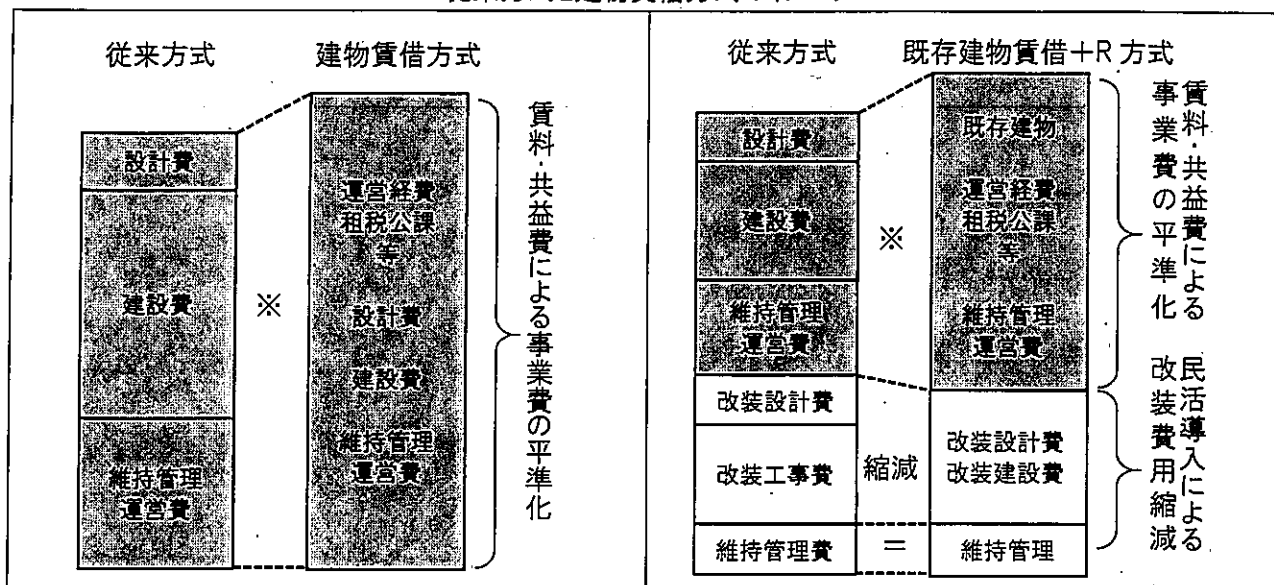
②建物を賃借する場合

市は、必要な機能、規模及び賃料・維持管理費の条件を満たした施設を借り上げることとなるが、条件を満たした施設を賃借する方法には、教育センターの条件を満たした建物として民間事業者が整備したうえで借り上げる場合と、民間事業者の建物（既存建物等）を借り上げたうえで内装や設備等を市が整備する場合の2通りが考えられる。

内装や設備等を市が整備する場合には設計、施工を分離して発注する従来方式と一括して発注する方式（R方式）がある。

建物賃借方式では賃料、賃貸借期間や契約内容等の詳細な検討が必要になるが、いずれの建物賃貸方式でも、市が意図する計画やスケジュールに適合する民間事業者の有無が、事業実施の成否を決定することとなる。

従来方式と建物賃借方式のイメージ



【参考】賃借方式の賃貸借契約期間について

建物賃貸方式には、普通借家契約と定期借家契約がある。普通借家契約では、最大 20 年の契約期間となるが、概ね 2～3 年毎に契約の更新を行うことが多い。定期借家契約では、制度上の契約期間は無期限であるが、契約書に契約期間を明記することとなる。なお定期借家契約では、期間満了時に再契約を前もって約束する再契約型が可能である。

借主である市が、契約期間満了時以降再契約を行わなかったり、中途解約したりすると、建物所有者は、市からの賃料収入がなくなるというリスクを抱える。民間事業者がリスクを回避するために、中途解約のペナルティや期間満了時の原状回復等の義務を借主に課することとなる。よって市は本事業において適切な契約期間を設定し、その間の賃料を担保する事業計画を作成することが必要となる。

※建物賃借方式における総事業費について

建物所有者は、設計費や建設費等の施設整備費、借入金の金利、維持管理費や運営費、租税公課及び運営経費等の費用や周辺相場より建物賃料や共益費を設定する。賃料や共益費の単価は、周辺相場や施設整備費・維持管理費等だけではなく、契約期間や中途解約条項等の契約内容によっても異なる可能性がある。

(2) 事業費の算定

従来方式における建物整備にかかる事業費の算定を行う。

1) 建設費の算定

① 設計費の算定

国土交通省告示第98号(※)を参考に、設計費を算定する。

※：平成31年1月21日公布・施行

・参考とする建物の類型、用途

- ・建物の類型：十二 文化・交流・公益施設
- ・建物の用途等：第2類 映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等

・設計費算定の流れ

・設計工事監理等に係る人時間の算定

⇒別表第12の2 文化・交流・公益施設(別添二第十二号(第2類)関係)から、直線補間により床面積に応じた人時間を算定する。

・単価

⇒技師C(平成31年度単価)より32,000円/人日とする。

・設計費

⇒略算法(人件費×2)にて算定する。

・設計費の算定

○用途：教育センター

○床面積：12,000㎡

○略算法：5,460人日×32,000円/人日×2(略算法係数)＝349,440千円

○設計費：3.5億円(税抜)

設計及び工事監理にかかる人日の算定

延床面積12,000㎡		人・時間	人・日	
(一)	設計	総合	22,298	2787.19
		構造	5,448	681.02
		設備	7,517	939.57
(二)	工事監理等	総合	5,335	666.86
		構造	1,141	142.63
		設備	1,942	242.74
人・日計			5,460.01	

出所：国土交通省告示第98号(別表第12の2より面積直線補間により算出)

平成31年度設計業務委託等技術者単価(設計業務)

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
主任技術者	68,800	50%
理事、技師長	63,500	45%
主任技師	53,800	50%
技師(A)	47,500	50%
技師(B)	39,100	50%
技師(C)	32,000	50%
技術員	26,400	55%

②工事費の算定

「建築着工統計調査」(平成29年次:2017年1月~12月)を参考に、神奈川県総計における「公務用建築物の工事予定額」を「公務用建築物の床面積の合計」で除した金額より推計し、工事費単価を45.5万円/m²とする。各候補地での建て方検討における床面積に工事単価45.5万円/m²(消費税含まず)を乗じて、工事費を算定する。

・工事費の算定

- 用途:教育センター
- 床面積:12,000 m²
- 算定:12,000 m²×45.5万円/m²=5,460,000千円
- 工事費:54.6億円(税抜)

○公務用建築物の工事予定額:1,450億7,878万円
 ○公務用建築物の床面積:318,502 m²
 ⇒14,507,878万円÷318,502 m²=45,504円/m²
 出所:「第1表 着工建築物:用途別、建築主別(建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)」(出所:国土交通省)

建築着工統計 第1表(平成29年計分)
 着工建築物:用途別、建築主別(床面積の合計、工事費予定額)抜粋

建築主	総計				市区町村			
	建築物の数 (棟)	床面積の合計 (m ²)	工事費予定額 (万円)	工事費単価 (円/m ²)	建築物の数 (棟)	床面積の合計 (m ²)	工事費予定額 (万円)	工事費単価 (円/m ²)
用途 Q 公務用建築物								
全国計	5,465	2,641,420	93,122,947	352,549	3,778	1,482,394	49,868,101	336,402
東京都	274	234,569	10,586,559	451,320	138	48,891	1,663,338	340,214
神奈川	180	318,502	14,507,878	455,504	150	228,393	10,452,033	457,634

出所:建築着工統計調査(国土交通省)

参考:工事費予定額単価の推移

年	工事費予定単価の推移(各年1月~12月の集計値)							R1
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
全国	216,556	251,824	273,718	287,806	305,786	352,549	355,477	389,708
東京都	230,819	308,546	242,440	294,113	354,763	451,320	461,177	417,310
神奈川県	205,578	283,368	283,421	355,001	227,732	455,504	238,056	356,083

出所:建築着工統計調査(国土交通省) 第1各市町村総計より推計

③建設費の算定

- ・工事費:54.6億円(税抜)、60億円(税込)
- ・設計費:3.5億円(税抜)、3.85億円⇒4億円(税込)(工事費の約7%)
- ・建設費:60億円+4億円=64億円(税込)

2) 維持管理費の算定

・床面積当たりの年間維持管理費の算定

横浜市公共建物マネジメント白書(第2版)第3章用途別実態把握より、公会堂、ホール等、区民文化センター、研修施設等教育センターの維持管理の参考となる施設の運営等に係る費用や施設規模をもとに、床面積当たりの年間維持管理費を算定する。

公会堂、ホール等及び区民文化センターのホール施設では、年間運営費は30,633円/m²であり、これを参考に新たな教育センターのホール部分の維持管理費は31,000円/m²として算定を行う。

研修施設の年間運営費は47,594円/m²であり、これを参考に新たな教育センターのホール以外の部分の維持管理費は48,000円/m²として算定を行う。

横浜市公共施設における面積当たりの年間運営費の算定

公共建物用途		a.平均規模 (m ²)	b.施設数	c.床面積 m ² (a×b)	d.年間総コスト ※ 万円/年	e.面積当たり運営費 (d÷c) 円/m ²
ホール 施設	公会堂	2,713	17	46,121	112,802	24,458
	ホール等	7,622	14	106,708	277,973	26,050
	区民文化センター	3,357	10	33,570	180,216	53,684
	合計	4,546	41	186,399	570,991	30,633
研修施設		3,933	5	19,665	93,593	47,594

※:年間総コストとは、平成29年度の管理運営費(移転的費用、減価償却費は含まない)の実績値に年間の修繕・改修費等を加えたもの。具体的には、使用料、補助金・有料貸付料等その他、指定管理料等、修繕・改修費等の合計。ただし、管理運営費又は年間の修繕・改修費等の一部が未把握な施設については、把握している部分の費用のみを年間総コストに算入。使用料等が含まれる。

施設内容

- ・公会堂:公会堂16施設及び開港記念会館をあわせた17施設
- ・ホール等:関内ホール、みなとみらいホール、芸能センター能楽堂、技能文化会館、横浜アリーナ等14施設
- ・区民文化センター:青葉区フィリアホール、緑区みどりアートパーク、神奈川区かなつホール等10施設
- ・研修施設:男女共同参画センター、社会教育コーナー、野島青少年研修センター等5施設

出所:横浜市公共建物マネジメント白書(第2版)(令和元年7月)より抜粋したa、b及びcをもとに算定

・新たな教育センターの維持管理費の算定

参考プランにおけるホール部分の床面積である5,375m²と、それ以外の床面積の6,625m²について、それぞれに面積当たりの年間運営費を乗じて、合計したものを年間維持管理費とする。

○ホール部分の維持管理費の算定:5,375m²×31,000円/m²=166,625,000円

○ホール以外の維持管理費の算定:6,625m²×48,000円/m²=318,000,000円

○新たな教育センターの維持管理費の算定:166,625,000円+318,000,000円=484,625,000円

⇒新たな教育センターの年間運営総コストは約4億8,462万円と算定される。

8. 事業スケジュールの検討

事業方式別にみた事業スケジュールは以下の通りである。

事業手法別事業スケジュール案

事業方式	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
従来方式	基本 計画	設計者 選定	基本 設計	実施設計	入札	工事	開業	
一括発注 方式(DB・DBO)		募集要項	事業者選定	設計～工事			開業	
PFI等 民活導入方式		導入可能 検討調査 ～ 事業者選定	募集要項	事業者選定	設計～工事			開業
建物賃借 方式		募集要項・事業者選定・工事等⇒開業 (対象施設によって異なる)						

■参考資料

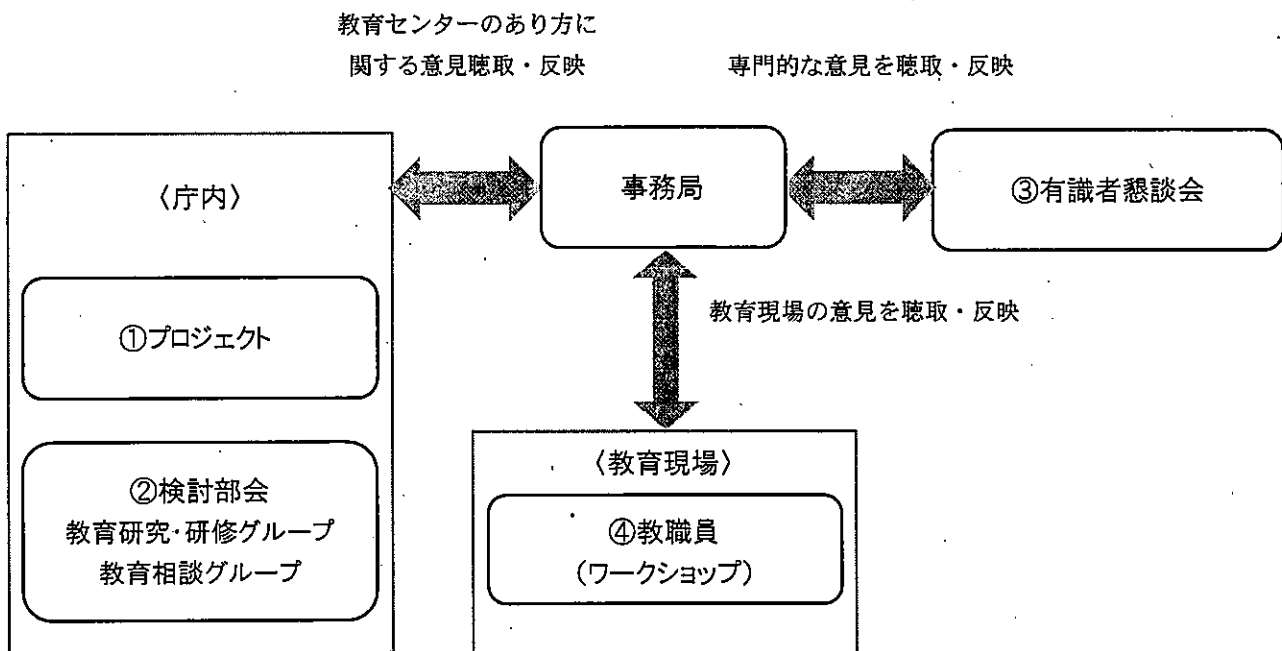
(1) 検討体制

新たな教育センターの基本構想策定に向け、庁内にプロジェクト及び検討部会を設置し、教育センターで活動を実施する際に必要となる諸室や設備や運営方法等の具体的な内容について意見を伺い、基本構想に反映した。

また、今後求められる教育や研究・研修室等のあり方に関して専門的な立場より意見をいただくため、新たな教育センター基本構想検討懇談会を開催した。

さらに、新たな教育センターで想定している調査・研究・開発、人材育成、教育相談、発表・発信の4つの機能のうち、「調査・研究・開発」及び「人材育成」について、教育現場の意見を基本構想に反映するため、教職員を対象としたワークショップを実施した。

基本構想策定に向けた検討体制



①プロジェクトの実施内容

■プロジェクトの構成員と検討内容

構成員 (課長級)	◎学校教育企画部長、生涯学習文化財課長、教職員育成課長、学校計画課長、小中学校企画課長、小中学校企画課情報教育担当課長、教育課程推進室長、教育課程推進室首席指導主事、高校教育課長、特別支援教育課長、特別支援教育相談課長、人権教育・児童生徒課担当課長、東部学校教育事務所指導主事室長、こども青少年局保育・教育人材課長 事務局：教育政策推進課
検討内容	基本構想全体の方向性、基本理念、施設コンセプト、導入機能や機能間の連携、施設規模・構成…等

◎：プロジェクトリーダー

■第1回プロジェクト

日時	令和元(2019)年7月4日(木)13:30～15:00
場所	横浜市役所関内駅前第1ビル
議事	・昨年度の検討状況及び今年度の検討体制について ・今年度の検討状況について(各検討部会の報告等)

■第2回プロジェクト

日時	令和元(2019)2019年10月30日(水)9:00～10:30
場所	横浜市役所関内駅前第1ビル
議事	・新たな教育センターの整備方針について

■第3回プロジェクト

日時	令和2(2020)年1月16日(木)9:00～10:30
場所	横浜市役所関内駅前第1ビル
議事	・基本構想案について (整備方針、必要施設の規模の想定、運営体制等)

■第4回プロジェクト

日時	令和2(2020)年3月26日(木)
場所	横浜市役所関内駅前第1ビル
議事	・基本構想策定の報告について

②検討部会の実施内容

■検討部会の構成員と検討内容

構成員 (担当係長、指導主事級)	教育課程推進室、教職員育成課、小中学校企画課、小中学校企画課(情報教育担当)、高校教育課、特別支援教育課、特別支援教育相談課、東部学校教育事務所、西部学校教育事務所 事務局:教育政策推進課
検討内容	〈教育研究・研修グループ〉 教育研究・開発、研修・人材育成・成果の発表・発信の現状と課題、今後の方向性、必要な機能、大学・企業との連携方法…等
	〈教育相談グループ〉 教育相談機能の現状と課題、今後の教育相談の体制のあり方…等

■第1回検討部会

(教育研究・研修グループ)

日時	令和元(2019)年5月28日(火)14:30~16:00
場所	横浜市役所関内駅前第1ビル
議事	・昨年度の検討内容報告、今年度の進め方 ・ワーキング「これからの教育センターに求められる機能について」①

(教育相談グループ)

日時	令和元(2019)年5月28日(火)16:00~17:15
場所	横浜市役所関内駅前第1ビル
議事	・昨年度の検討内容報告、今年度の進め方 ・教育相談機能の現状と課題、今後の教育相談の体制のあり方①

■第2回検討部会

(教育研究・研修グループ)

日時	令和元(2019)年6月17日(月)10:30~12:00
場所	横浜市役所関内駅前第1ビル
議事	・ワーキング「これからの教育センターに求められる機能について」②

(教育相談グループ)

日時	令和元(2019)年6月20日(木)15:30~17:00
場所	横浜市役所関内駅前第1ビル
議事	・教育相談機能の現状と課題、今後の教育相談の体制のあり方②

■第3回検討部会

(教育研究・研修グループ、教育相談グループ)

日時	令和元(2019)年7月16日(火)13:30~15:00
場所	横浜市役所関内駅前第1ビル
議事	・ワーキング:新たな教育センターが目指すべき方向性の内容について

■第4回検討部会

(教育研究・研修グループ)

日時	令和元(2019)年8月29日(木)13:00~15:30
場所	横浜市役所関内駅前第1ビル
議事	・新たな教育センターに導入する機能について

(教育相談グループ)

日時	令和元(2019)年9月9日(月)13:30~14:30
場所	横浜市役所関内駅前第1ビル
議事	・新たな教育センターに導入する機能について

③有識者懇談会の意見

■新たな教育センター基本構想検討懇談会 構成員

(五十音順)

補職名	氏名(敬称略)
NPO法人らんぷあんぷらざ 理事長	安藤 壽子
株式会社富士通エフサス イノベーション&フューチャーセンター 認定プロフェッショナルビジネスコーチ	岸本 伴恵
横浜すばいす 代表理事 鎌倉女子大学教育学部 准教授	北村 克久
国立教育政策研究所 初等中等教育研究部副部長・統括研究官	藤原 文雄
横浜国立大学教職大学院 准教授	脇本 健弘

■第1回有識者懇談会

日時	令和元(2019)年11月12日(火)15:00~17:00
場所	横浜花咲ビル
議事	・新たな教育センターの基本理念・機能及び整備方針について

■第2回有識者懇談会

日時	令和2(2020)年1月23日(木)9:30~11:30
場所	富士通エフサス みなとみらい Innovation&Future Center
議事	・基本構想案について (整備方針、必要施設の規模の想定、運営体制等)

■第3回有識者懇談会

日時	令和2(2020)年3月25日(水)
場所	横浜花咲ビル
議事	・基本構想策定の報告について

○教育センターのあり方に関して

- ・オープンイノベーションにより、教育界だけではなく、色々な知恵を集めてエビデンスを蓄積し、それを研究に生かして教育を行う必要がある。
- ・多様な人材が教育センターの中において、一緒に考えることでよりクリエイティブな対応が可能となる。特に福祉に依存している教育現場が多くなっていると感じる。横浜市には教育に必要な多様な人材がいるので、コメディカルスタッフが入れれば、市全体がもっとレベルアップするはずである。福祉と教育のそれぞれの専門性を活かしながら教員以外のスペシャルな人材を取込むと良い。
- ・教職員以外の子どもの幸せのために貢献する人も教育センターで学べるような場になるとよい。
- ・横浜市は、社会との接点を持った新しい学びができるという都市型教員像を打ち出すべきである。サードプレイスや越境学習等の組織を超えた学びが、横浜市の教職員のスタンダードとなっていき、教育センターはその先頭をいく可能性を持っている。
- ・教職員の主体的な学びを支援する仕組みが大切である。教員一人がお互い励まし合ったり、刺激し合ったりする場、コーチや仲間(colleague)がいる場として新たな教育センターが必要となる。
- ・この先 10~20 年は ICT 中心の教育施策が展開される。
- ・児童生徒数は減ってきているが、27 万人規模の基礎自治体は他に存在しないので、階層性を持たないと機能しない。学校教育事務所がそれぞれの地域特有の問題を扱えるような独自性を持ち、教育センターの持っているものを地域の中で活かすように作り変える役割を持つべきである。
- ・日ごろから地域に開くことで災害時等も含め必要な時に、地域や企業と連携することが可能となり、運営にメリットが生まれる。また、例えば日常生活では人見知り等でなかなか挨拶が苦手な若い教職員が、地域の先輩たちと接することで、人間力や人格を育むことができる。
- ・教育界の今後について検討するために、デジタルネイティブ世代である 30 代以下の若いスタッフがどんな学びを欲しているかについてヒアリングを実施することが必要である。
- ・先生に参加意欲があっても、限られた時間の中では限度があるため、時間の効率化を図る必要がある。例えば研究や研修の中で、受けたいものや必要なものを自由に受けられるような仕組みや、先輩教員の研究や宿題等の成果についてはアーカイブ化し共有できる工夫が必要である。
- ・「魅力あるクリエイティブな空間」を創出するには、話せる場と作業に集中できる場の両方が必要であると感じる。

○各機能のあり方について

〈調査・研究・開発〉

- ・新たな教育センターの基本理念の打ち出し方として、必要機能の4本柱を横並びにするのではなく、調査・研究・開発を土台に位置付け、研究・開発をしっかりやることで人材育成・研修がついてくると考える。
- ・全国の教育研究所や教育センターでは、教職員は研修事業に多くの努力を必要とされており、研究が十分にできなくなっている状況であり、研究部門が弱くなっている傾向にある。
- ・横浜市(政令指定都市)は、様々なデータが収集できるという強みを活かして、教育センターは EBPM (Evidence-based policy making) 化の一大拠点となる可能性を持つ。
- ・教育センターが中心となって実施する研究は、データの総合調整機能および HR(ヒューマンリレーション)の研究を推進する機能と、データを集めて施策を考えるシンクタンク的な機能の二本立てが現実的。
- ・教員が積極的に研究を行おうとしても、どのように取り組めば良いかが分からない場合が多いので、様々なテーマについて研究できる講座をもうけ、仲間が集まる等、具体的に取り組める環境をつくる必要がある。
- ・教育文化センター時代には、先輩教員の研究発表を見て、自分もここで研究したいとの思いが芽生えた。また、様々な人が集まって教科横断的な研究が行われ、研究に必要な情報が旧教育文化センターで情報が集約されていたため、研究を行う体制が整っていた。
- ・横浜市のような規模の大きな自治体において、全ての教職員を対象に研究を推進することは難しいため、階層的な人材育成が必要だと考える。具体的には、教職員の研究意欲の向上や主体的な研修の受講に資する

取り組みを行うことでミドルリーダーを育成し、教育力・授業力の向上を図る必要があると考える。そのためには、教科横断的な視点で研究テーマを設定することが重要である。

- ・ICT 環境の整備は重要である。教職員が開発した教材を共有できる仕組みがあるとよいが、現在は ICT 環境が整備されていないため、そういったことに取り組むことが難しい。
- ・情報教育や ICT 関係の新しいものが教育センターに行けば必ずあれば、ICT を使った新しい調査・研究・開発が行われることにつながるのではないかと。
- ・現在、研究と研修は紐づいておらず、研修だけでみてもキャリア別研修や教科別研修が独立して行われている。新たな教育センターが、各活動の橋渡しの場となり、そこに来れば様々な人々が集まっていて、そこで行われている活動に自由に参加できるという文化がつけられるとよい。

〈人材育成〉

- ・みなとみらい地区には大手企業やベンチャー企業が集まっており、魅力的な人材がとても多く就業しているため、全ての研修を教育センターで実施するのではなくこれらの人々とネットワークをつくり、ノウハウを吸収する等の人脈作りやわくわくするような関係性を作っていくと良い。
- ・研修自体がこれから先 e ラーニングとログの蓄積になってくる。児童生徒の他に教職員の研修ログをとり、学習履歴を蓄積する動きになり、個別に適用した研修が実施される形になっていく。
- ・企業や大学等の関心のある色々な組織や人に集まってもらい、お金の仕組みも含めてプロジェクトベースで研究・開発を進めるというような具体的な仕組みを作らないと、実際の連携は難しい。
- ・自ら学び続ける教員を支援する仕組みや、他者の力を借りながら教育の質を上げる教員を育てることが人材育成のベースとなる。

〈教育相談〉

- ・今後は、障がいをもつと診断され特別支援学校に通っている生徒だけではなく、一般学級に在籍している発達障害の疑いがある生徒等への対応も求められる。
- ・教育相談と就学相談の役割を明確にすべきである。就学相談のような事務的なものは方面別学校教育事務所で行う等、役割分担し、発達障害、不登校、いじめ、及び引きこもり全部を包括的にみられるようなセンターを作るのであれば、特別支援教育相談課の位置付けを考え直して、再編する必要がある。
- ・教育相談はマイナスイメージだが、明るくクリエイティブなイメージで検討されている教育センターの中において、教育相談が暗い印象にならないように、横浜市の子どもの多様性や未来を引き継ぐ優秀な子どもを育てているという運営内容を想定して欲しい。
- ・もともと引きこもりの子どもが後に活躍することが多いことが注目されているため、早い段階でその原石を見つけることができる相談が実施されるとよいと考える。

④教職員ワークショップ

■教職員ワークショップの参加者

- ・教職員：小学校、中学校、特別支援学校の教育研究会の各教科等の部会から 34 名
※経験年数 5 年以上、20 代～40 代の教諭または主幹教諭

■開催概要

日 時	令和2(2020)年1月 29 日(水)15:00～16:45
場 所	富士通エフサス みなとみらい Innovation & Future Center
議 事	・ワーキング:「これからの教育センターに求められる機能と施設について」 ワーク1 「私は教育センターでこんな●●がしたい！」を「調査」「研究」「開発」「研修」ごとに考える ワーク2 「そのためには、どういう施設や機能・連携・空間・設備が求められるか？」を「調査」「研究」「開発」「研修」ごとに考える

教職員ワークショップの結果

テーマ	こんなことがしたい！	そのためにこんな施設、設備、機能があるとよい！
調査	<ul style="list-style-type: none"> ・時代のニーズを踏まえた調査 ・各校の年間教材配列と学校の教育目標つながりに関する研究 ・追跡調査(学校との連携による学齢期を超えた長期単位での調査、特別な支援を受けた児童生徒の調査、不登校児童生徒の調査) ・個別の指導計画の活用方法 ・5.0社会と対応する校務モデル ・学習状況調査のクロス集計の活用方法 ・学状の全市比較 ・教員養成大学志望者調査 ・生活実態調査(体力、食生活について) ・成績のつけ方 ・地域の特色に合った教材に関する研究 	<p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館(プラネタリウムや食、教材の展示) <p>【設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備されたネット環境、ICT 機器、それらを管理する専属 SE <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科研究会の展示 ・連携(企業や大学との貸し出しコラボ、民間人材バンク、市と学校) ・SNS で情報発信 ・お困り相談ができる掲示板がある、カウンセリングスペース
研究	<ul style="list-style-type: none"> ・研究会の枠を超えた授業づくり研究 ・指導案や教材、実習に関する研究 ・複数教科横断での授業研究 ・授業の実践に基づいた教材研究 ・働き方改革における作業効率化に関する研究 ・生徒が飽きない授業の実施方法に関する研究 ・児童生徒の資質能力やその開発に関する研究 ・これからの教育や学校の価値に関する研究 ・SDGs に向けた教育に関する研究 ・学校や授業のユニバーサルデザイン化に関する研究 ・タブレットの効果的な活用に関する研究 	<p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習ができる会議室(実技系教科含む)や特殊施設(プール等) ・カフェスペース ・オープンスペース ・教育センター専属の指導主事室 ・図書、資料、研修データが蓄積されており、会議もできる諸室 <p>【設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信端末(パソコン、タブレット、AR、VR 等の設備)やプロジェクターが使用できる会議室 ・学校ともつながるクラウド(データの持ち運び不可の場合) ・1人1タブレット <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24 時間 365 日入館 OK なセキュリティー ・実践を記録した動画 ・授業オンラインデータ ・民間からの資料提供、人材派遣 ・チャット機能(同じタイミングで研究できる人との情報共有)

教職員ワークショップの結果(つづき)

テーマ	こんなことがしたい！	そのためにこんな施設、設備、機能があるとよい！
開発	<ul style="list-style-type: none"> ・他教科、領域との連携、外部機関、人材との連携における ICT 活用のアイデア ・ポイントをまとめた授業動画の配信(児童生徒が家で見るができる) ・事務業務の効率化システム(音声を自動で文字化する技術等) ・各学校の研究や教材のデータを共有する仕組み ・個別の指導計画の作成プログラム ・講演会に招聘する講師情報を共有する仕組み ・助言者・協力者とのマッチングの仕組み ・独自の教材やアプリ、デジタルコンテンツ(ICT に関する教材、視聴覚教材) ・パソコンでライブで英語を使い交流、または常時外国人がいて交流できる仕組み ・人材育成システム(民間企業を参考に構築) ・新しく導入された教科の教材(プログラミング、英語等) ・タブレット効果的な活用方法 	<p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール、可動式のホール、スタジオ ・外国人講師がいて、いつでも英語が使える部屋 ・アプリ体験コーナー <p>【設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク環境 ・PC、タブレット ・コピー機、3Dプリンター ・情報ライブラリー ・ビデオ授業が見られるブース <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導案や教材を全市で共有できる PC システム ・情報が集積されてる場 ・掲示板 ノウハウを共有するため、様々なテーマで掲示板作り ・ICT 関連企業との連携 ・専属のシステムエンジニア、技術者 ・人材バンク ・外部で開発した資料を使える権利 ・YouTube 市の公認チャンネル
研修	<ul style="list-style-type: none"> ・企業と連携した研修(座談会形式の研修、マネジメント研修) ・学級経営に役立つコーチング技術の研修 ・過去のすぐれた実践の映像を共有、分析する研修 ・大学の先生の講義ビデオをいつでも見れる ・ICT を充分に手軽に活用する手法に関する研修 ・教材に関する研修 ・他の都道府県の実践状況を知るための研修 ・教科横断型研修 ・カウンセリングスキルを伸ばす研修 ・特別教科に関する研修(各学校に担当教員が1人であることが多いので、必要な設備が整った場所で各学校の教職員が集まって会議できるとよい、カメラを設置してプロの技を見たり記録できるとよい) ・現任教員による(テスト作問、評価評定等)実践講座 ・教師のファシリテーションスキルに関する研修 ・教職員が世間を知る、常識を学ぶ文化講座 	<p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜駅付近 ・自発的に集まれるスペース(カフェテリアみたいな開かれた場)、多目的に使用できるフロア ・特別教室(音楽室) ・少人数で話し合いができる研修室 ・ワークスペース ・カウンセリングスペース ・教材展示室 ・ホール(大人数で研修が受けられるとよい) <p>【設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁が全部ホワイトボード ・どこにいても資料や映像を見られる仕組み ・お困り相談ができる掲示板 ・充実した ICT 環境 ・3Dプリンター <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24h、365 日使用可能 ・教職以外の人と話せる場所 ・大学や民間企業からの資料提供、人材派遣

教職員ワークショップの各グループの発表

Aグループ

- ・ホールは必要。
- ・一年間使える多目的なホール(客席が下がり部活時でも使える等)をつくと様々な場面で活用できる。

Bグループ

- ・人が集まらない施設をつくっても意味がないので、立地的にも施設内容的にも人が集まる施設としてほしい。
- ・立地については、アクセスのよいところ(横浜駅付近等)、施設内容については、教職員が予約して使うことができるカフェスペースのような場所があると、教職員が自発的に集まり、授業の進め方等について相談できてよいのではないか。

Cグループ

- ・音楽室が重要。
- ・教育文化センターには音楽室があり、簡単な会合の際にもピアノがあって実践を交えながら授業の進め方等について相談できた。音楽の先生は各学校に1人であることが多く、非常にありがたかった。
- ・ホールについては、合唱コンクールを開催する中学校が多く、会場の取り合いになっている。多目的に使えるホールという話も出ていたが、音楽ホールというだけでも需要は十分にあると思われる。
- ・地下練習室もあるとよい。

Dグループ

- ・人材育成においては、リーダーシップやマネジメントが重要視されるが、教職員全体のレベルアップを図る必要がある。教職員のレベルアップがあつてからこそ、研究や開発ではないかと思う。
- ・そのためには楽しく取り組める環境も大切なので、センターが教職員の福利厚生施設のような場所になるとよい。

Eグループ

- ・大学や企業等、様々な人が繋がれる場。
- ・他の学校の研究成果を知る機会が少ないので、各学校の研究成果を相互に発信、共有できる仕組み(教育万博のような)があるとよいのではないかと。
- ・ただし、ホール等でイベントを開催するとなると準備に手間がかかり、教職員の負担が増えてしまうので、教育センターに来ると簡単に発表資料の作成、資料のアップができるようになっており、他校とも共有できる仕組みがあるとよい。

Fグループ

- ・研究会同士のつながりが希薄で、互いの研究内容が不透明な部分があるので、新たな教育センターに研究会の部室のような諸室を設置して、互いの研究内容を共有できるようになるとよい。
- ・研究や研修の情報が、多方面から発信されているので、新たな教育センターに行けば、研究や研修に関する情報が一括で得られて、参加できる場になるとよい。
- ・児童生徒の文化交流として、スポーツセンターが併設されていて、水泳大会等を教育センター専用の施設で行えることが理想である。
- ・児童生徒の作品展や文化交流が盛んに行える場となるとよい。

Gグループ

- ・アクセスが不便な場所にある学校は、実地見学を行いにくい。教育センターが博物館のような場所になるとよいのではないかと(プラネタリウムや食、戦争に関する展示)。
- ・教職員の出張先もセンター一か所済むと業務効率が良くなると思われる。

Hグループ

- ・研究を進める際に必要なデータや資料が蓄積された図書館があるとよい。ハマアツは情報が限定的である。
- ・また、その場に行かなければ情報を得られないというのは効率が悪いので、どこにいても情報を取り寄せられる仕組みがあるとよい。
- ・新しい教科書や文房具、教材を試す機会が少ないので、新たな教育センターに展示してあって、試用できるようになっているとよい。
- ・新たな教育センターで印刷や製本をまとめてできるとよい。

Iグループ

- ・団体間の連携を図るため、コミュニケーションスペースやバーチャルの空間を組み合わせた活用し、教職員や企業等多様な人が集まり、自立しながら持続的に運営できる仕組みが構築できるとよい。つまり、運営側が情報発信を行うのではなく、参加者がつくって発展的に活動できる場ということである。
- ・これにより、インクルーシブの視点で、学びの個別最適化による学習のモデル研究を推進し、誰もが豊かに生活できるようにになるとよい。

(2) 平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱（総務省）

1) 「平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱（総務省）」抜粋

5 一般単独事業
 (1) 一般事業
 へ 一般事業の対象事業のうち庁舎に係る起債対象事業費については、他の公共施設の整備の状況、用地確保の状況、財源計画の確実な見通し及び事業の緊急度等を十分勘案するとともに、官公庁施設の建設等に関する法律(昭和 26 年法律第 181 号)に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」(平成6年建設省告示第 2379 号)及び官庁営繕関係統一基準(平成 15 年3月 20 日官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定)及び別紙2(参考資料参照)を参考とされたいこと。

2) 平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱（総務省）」別紙 2

【別紙2】

庁舎建設事業費の標準的な事業費について

1 庁舎の標準的な事業費は、次に定める標準面積及び標準単価に基づき算定した額に、2の付帯施設及び外構等工事費に係る額を加算した額の範囲内とされたいこと。

イ 庁舎の標準面積は、次に掲げる施設の区分に応じそれぞれに定めるところにより算定した面積を合算した面積であること。

(イ) 事務室（応接室を含む。）については、4.5㎡に換算職員数（常勤職員の現在数（ハ）の適用を受ける場合にあつてはその適用に係る職員数をいい、いずれも事務室内に定位置を持たない者を含まない。以下同じ。）を次表に定める換算率により補正したものをいう。）を乗じて得た面積とすること。

区分	特別職 三役	部長 次長級	課長級	課長補佐級 係長級	一般職員
都道府県、指定都市及び 人口50万人以上の市	25	12	5	2	1.7 1
人口5万人以上 50万人未満の市町村	20	9	5	2	1.7 1
人口5万人未満の市町村	12		2.5	1.8	1.7 1

(注) 一般職員の欄の「1.7」は、製図者に係る換算率である。

(ロ) 倉庫については、(イ) の面積の13%に相当する面積とすること。

(ハ) 会議室等（会議室、電話交換室、便所、洗面所その他の諸室をいう。）については7.0㎡に常勤職員の現在数を乗じて得た面積（その面積が350㎡未満であるときは、350㎡）とすること。

(ニ) 玄関等（玄関、広間、廊下、階段その他の通行部分をいう。）については、(イ) から (ハ) までの面積を合算した面積の40%に相当する面積とすること。ただし、当該面積が実情と相違する場合においては、必要に応じ、(イ) から (ハ) までの面積を合算した面積の10%に相当する面積の範囲内で増加することができるものであること。

(ホ) 車庫については、自動車（本庁において直接使用する自動車に限る。）1台につき25㎡（地下車庫

にあつては、50㎡) とすること。

(v) 議事堂(議場、委員会室及び議員控室をいう。)については、議員定数に都道府県及び指定都市にあつては50㎡を、市町村にあつては35㎡をそれぞれ乗じて得た面積とすること。

ロ イの標準面積の算定の基礎となる職員数には、企業会計に属する職員は含まないものであること。ただし、同一庁舎に地方公営企業に属する職員が同居する場合で、当該職員の定数が20人以内、かつ、当該定数が一般会計に属する職員の数の10%以内である場合には、この限りでない。

ハ 次に掲げる場合に該当するときは、庁舎完成から3年後の職員数をもってイの標準面積の算定の基礎となる職員数とすることができるものであること。

(i) 市町村合併計画の具体化、広域行政処理体制の具体化等により、職員数の増加が見込まれること。

(ii) 支所、出張所等の統廃合をする計画があり、これによる庁舎収容職員数の増加が見込まれること。

(iii) 大規模な住宅団地の建設等に伴う人口増加により、職員数の増加が見込まれること。

ニ 庁舎の増改築を行う場合の標準面積は、イの標準面積から現有面積(当該増改築に係らない施設部分の面積をいう。)を控除した面積とするが、増改築に係らない施設のうち使用に耐えない老朽建物その他これに類する建物がある場合には、その面積を現有面積から控除することができるものであること。

ホ 庁舎(庁舎と別に建設する倉庫又は車庫を含む。)の1㎡当たりの標準単価は、次に掲げる建物の区分に応じそれぞれに定める額とすること。ただし、基地対策に係る庁舎(庁舎と別に建設する倉庫又は車庫を除く。)にあつては、この単価の1.2倍に相当する額までの範囲内で標準単価を増額することができるものであること。

(i) 鉄筋コンクリート造4階建以下165,700円

(ii) 鉄筋コンクリート造5・6階建177,600円

(iii) 鉄筋コンクリート造7階建以上200,500円

ヘ ホによる標準単価が実情と相違する場合においては、必要に応じ、当該単価の1.1倍(北海道内の地域にあつては1.15倍、沖縄県内の地域にあつては1.16倍)に相当する額までの範囲内で標準単価を増額することができるものであること。

2. 付帯施設及び外構等工事費(門、さく、へい、造園、修景、その他これらに準ずるものの工事に要する経費をいう。)については、適正必要額を対象とされたいこと。

(3) 耐震安全性の分類

1) 国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準

対象施設は「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」(平成6年12月15日建設省告示第2379号)によるものであり、以下に平成25年3月29日改正時点の分類を示す。

対象施設	耐震安全性の分類		
	構造体	材構建築部非	備建築設
(1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第3号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設(災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下(2)から(11)において同じ。)	Ⅰ類	A類	甲類
(2) 災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関(以下「指定地方行政機関」という。)であって、2以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設			
(3) 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域内にある(2)に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設			
(4) (2)及び(3)に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方気象台、測候所、海上保安監部等及び地方防衛支局が使用する官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
(5) 病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設	Ⅰ類	A類	甲類
(6) 病院であって、(5)に掲げるもの以外の官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
(7) 学校、研修施設等であって、災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設((4)に掲げる警察大学校等を除く。)	Ⅱ類	A類	乙類
(8) 学校、研修施設等であって、(7)に掲げるもの以外の官庁施設((4)に掲げる警察大学校等を除く。)	Ⅱ類	B類	乙類
(9) 社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設			
(10) 放射性物質若しくは病原菌等を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	Ⅰ類	A類	甲類
(11) 石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
(12) (1)から(11)に掲げる官庁施設以外のもの	Ⅲ類	B類	乙類

- この表において、「管区海上保安本部」とは、海上保安庁法(昭和23年法律第28号)第12条及び国土交通省組織令(平成12年政令第255号)第258条に規定する管区海上保安本部をいう。
- この表において、「警察大学校等」とは、警察法(昭和29年法律第162号)第27条に規定する警察大学校、同法第29条第4項に規定する皇宮警察学校、同法第32条に規定する管区警察学校並びに同法第54条に規定する警視庁警察学校及び道府県警察学校をいう。
- この表において、「機動隊」とは、警察法施行令(昭和29年政令第151号)第3条に規定する機動隊をいう。
- この表において、「財務事務所等」とは、財務省設置法(平成11年法律第95号)第15条及び財務省組織令(平成12年政令第250号)第83条に規定する財務事務所及び財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)第261条に規定する出張所並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第47条及び沖繩総合事務局組織規則(平成13年内閣府令第4号)第94条に規定する財務出張所をいう。
- この表において、「河川国道事務所等」とは、国土交通省設置法(平成13年法律第100号)第32条及び地方整備局組織規則(平成13年国土交通省令第21号)第140条に規定する河川国道事務所、砂防国道事務所、河川事務所、国道事務所及び管轄事務所並びに内閣府設置法第47条及び沖繩総合事務局組織規則第94条に規定する国道事務所をいう。
- この表において、「港湾事務所等」とは、国土交通省設置法第32条及び地方整備局組織規則第140条に規定する港湾事務所、港湾・空港整備事務所、空港整備事務所及び航路事務所並びに内閣府設置法第47条及び沖繩総合事務局組織規則第94条に規定する港湾・空港整備事務所及び港湾事務所をいう。
- この表において、「開発建設部」とは、国土交通省設置法第34条に規定する開発建設部をいう。
- この表において、「空港事務所等」とは、国土交通省設置法第39条及び地方航空局組織規則(平成13年国土交通省令第25号)第35条に規定する空港事務所、空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所、航空路監視レーダー事務所及び航空衛星センターをいう。
- この表において、「航空交通管制部」とは、国土交通省設置法第40条に規定する航空交通管制部をいう。
- この表において、「地方気象台」とは、国土交通省設置法第50条第1項に規定する地方気象台をいう。
- この表において、「測候所」とは、国土交通省設置法第50条第3項に規定する測候所をいう。
- この表において、「海上保安監部等」とは、海上保安庁法第13条及び海上保安庁組織規則(平成13年国土交通省令第4号)第118条に規定する海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署、海上交通センター、航空基地、特殊警備基地、特殊救難基地、機動防除基地、ロランセンター及び航路標識事務所をいう。
- この表において、「地方防衛支局」とは、防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第34条及び地方防衛局組織規則(平成19年防衛省令第10号)第47条に規定する地方防衛支局をいう。

2) 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

1. 新たな教育センターの整備方針

基本理念

子どもの新たな学びを創造する「教育デザインラボラトリー」

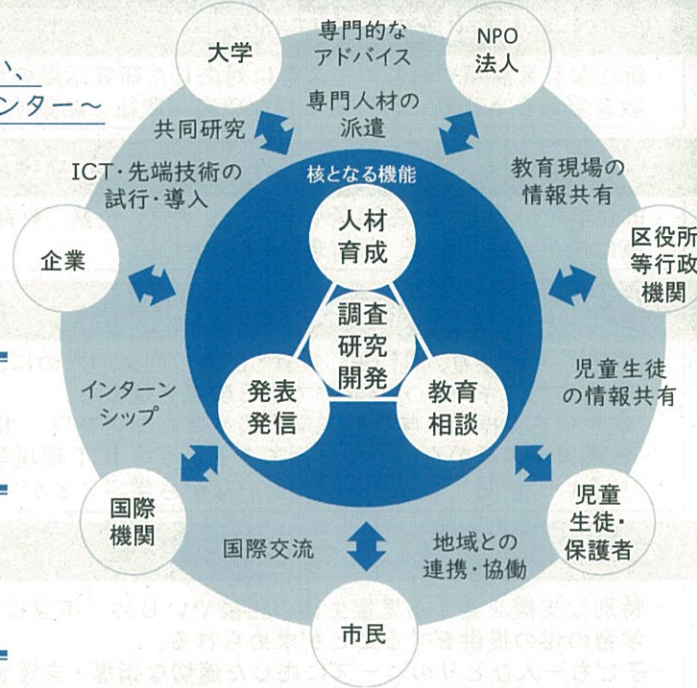
～産学官と連携し、子どもの教育に関わる様々な人々が集い、互いを刺激し合う開放的でクリエイティブな教育センター～

目指す教育センター像

オープンイノベーション
多様な主体が新たな考えを持ち寄り、子どもの学びを創造

コミュニケーションのプラットフォーム
子どもの成長に関わる人々の結節点

サードプレイス
自宅や学校・職場を離れ、多様な価値観に出会う場



2. 新たな教育センターにおける取組

機能

「調査・研究・開発」を核に各機能の連携により相乗効果を発揮

調査研究開発

- ・データを用いた分析・検証を踏まえた研究開発や施策立案（EBPM）
- ・AIを用いた個別学習やタブレットを活用した双方向型授業の研究・開発
- ・5Gを活用した遠隔授業や大学や企業と連携した共同研究の実施
- ・社会課題に対してSDGsを意識したカリキュラムデザインの研究
- ・特別な支援を必要とする子どもの効果的な学習方法の開発
- ・幼児教育から高等教育まで連続性のあるカリキュラムデザイン
- ・タブレット・アプリ等のICT機器、教材、教具等の企業と連携した見本市

人材育成

- ・eラーニングシステムやデジタルコンテンツ等のICTを活用した研修の実施
- ・AI等学びの先端技術を活用できる能力の育成
- ・インクルーシブ教育に関する専門性の向上
- ・研修受講履歴を蓄積し、主体的に選択できる研修メニューの充実
- ・専門家や専門機関等の情報集約・紹介を行う人材バンク
- ・大学の講義や企業等の実践講座の実施
- ・横浜市の教育の魅力を発信し、多様な人材の確保

教育相談

- ・障害のある児童生徒の就学相談やいじめ・不登校などに対する複合的なアセスメントによる支援
- ・専門的なアセスメントによる学校へのコンサルテーション機能の強化
- ・日々の相談から得られる課題を指導方法や教材の開発や人材育成に反映
- ・様々な事情で来所できない場合などにおけるオンライン対話による遠隔相談
- ・民間事業者と連携した不登校支援の実施

発表発信

- ・児童生徒の学習成果の発表・展示を行い、学校や保護者、地域に子どもの成長と教育の成果を共有
- ・教育研究・実践の成果を蓄積し、日々の研究活動や授業実践に生かすとともに、先進的な研究成果を国内外に発信
- ・大学や企業、NPO法人等の活動報告やイベントの実施

3. 新たな教育センターの立地条件

立地

市内各方面から集まりやすく、新たな教育センターの基本理念にふさわしい場所

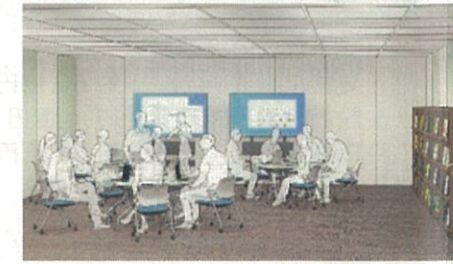
- ・教職員が授業終了後や児童生徒の下校を見守った後、研修等の開始時刻までに集まることのできる
- ・市内全域から児童生徒、保護者、教育関係者等が集まりやすい
- ・市内にある大企業本社や研究開発拠点の人的ネットワークやリソースを生かすことのできる
- ・東京や関東圏域の企業や大学等との連携を促進できる



4. 新たな教育センターの施設コンセプトと施設内容

施設コンセプト1

多様に転換できる
フレキシブルな
ラボ



研究・研修
エリア

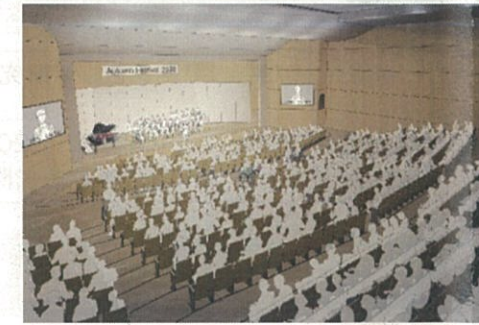
- ・組み合わせによって30人～500人程度に対応
- ・グループ討議ができるアイランド形式にも転換可能
- ・海外の学校や研究機関とディスカッション可能な高速通信環境
- ・教育図書、教材、指導案等の情報を一元的に収集

専用面積

3,850㎡

施設コンセプト2

様々な活動で
利用可能な
ホール



ホール
エリア

- ・定員1,000名規模のホール、楽屋、リハーサル室
- ・車いす席の十分な確保やストレッチャー対応等の合理的な配慮
- ・デジタルコンテンツ等を制作するためのスタジオ
- ・合唱コンクール、全国規模の教育研究大会、国際的なフォーラム等を実施できる規模の施設

専用面積

2,000㎡

施設コンセプト3

教育相談の
総合拠点

教育相談エリア

- ・不登校及び心理・医療等に関する相談と特別な支援を必要とする子どもに関する相談の窓口を統合
- ・相談室・検査室、プレイルーム等
- ・ケース会議を行うためのカンファレンスルーム

専用面積

2,450㎡

施設コンセプト4

交流と連携を促進する
ラウンジ

コミュニケーション
エリア



管理・運営室

- ・子どもたちの作品の展示、イベントを開催できるフレキシブルなスペース
- ・教職員や企業・大学・関係機関等が交流を図り、保護者や市民にも開放

専用面積

1,100㎡

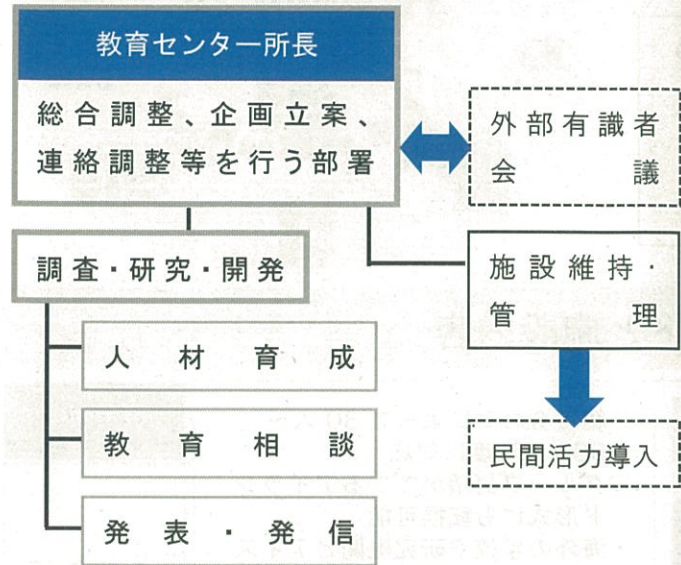
- ・受付カウンター
- ・管理部門事務室

200㎡

専用面積：9,600㎡ + 共用面積：2,400㎡ = 延床面積：12,000㎡

5. 運営体制

- ・教育センター所長の下、教育センターの総合調整を行う部署の立ち上げを検討し、調査・研究・開発、研修の企画立案、連絡調整等の各機能を越えた横断的な総合調整を行う。
- ・施設の維持管理は、民間事業者等の導入を検討する。



6. スケジュール

事業方式	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
従来方式		基本設計	実施設計	入札	工事		開業
一括発注方式	基本計画	募集要項	提案選定	設計～工事			開業
PFI等民活方式		事業選定	募集要項	提案選定	設計～工事		開業
建物賃借方式		募集要項・事業者選定・工事等⇒開業 (対象施設によって異なる)					

7. 概算事業費

(従来方式の場合)
 ・建物工事費： 約60億円
 ・設計・工事監理費：約4億円(建物工事の約7%)
 ⇒概算事業費： 約64億円

新たな教育センターの役割

- ・複雑で変化の激しい時代の中で、解が一つでない課題にも柔軟に向き合い、持続可能な社会の実現に向けて自分たちができることを考え、他者と協働し、解決していくことが重要となる。
- ・変化し続ける社会情勢や横浜市の置かれている状況を踏まえ、常に新しい技術や文化を積極的に取り入れていく進取の精神を持って、絶えず研究と研鑽に努めていくことが求められる。

① 次世代を見据えた教育研究の推進

- ・新たな教育課題や教育ニーズ等に対応した研究活動のさらなる充実に向けて、500校を超える市立学校、教育研究会、教育委員会事務局における多様な研究・取組を結集する中核的な研究拠点の設置が求められている。

② 客観的な根拠に基づく教育政策の推進 (EBPM)

- ・市立学校から得られる課題やデータを大学、企業、教育関係機関等と連携しながら一元的に集約、分析した上で教育施策に活かすとともに、教育現場に反映する。

③ 主体的に学び続ける教職員の育成

- ・教職員の指導力、専門性、資質・能力の向上のために、キャリアステージに合わせた研修体系や教職員一人ひとりが自ら主体的にキャリア形成ができる環境を整える。
- ・次世代を見据え、学びの先端技術や新たな教育ツールを活用できる能力を育成することが求められる。
- ・教職員が遠隔から研修に参加できるようなICT環境等を整備するとともに、人が集まって感情や感性を伴いながら語り合い、仲間とともに刺激しあいながら学ぶことができる環境も整備する。

④ インクルーシブ教育の推進

- ・特別な支援を要する児童生徒の相談やいじめ・不登校等に関する相談の窓口を一元化することで、児童生徒に適切な学習の場の提供をすることが求められる。
- ・子ども一人ひとりのニーズに応じた適切な指導・支援を行うため、教職員のインクルーシブ教育に関する専門性・指導力の向上を図る。

⑤ 幼児期から小学校教育への接続

- ・乳幼児期に育まれた資質・能力は、小学校以降の自覚的な学びの基礎となるため、幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続を図るためのカリキュラム研究・開発に協働で取り組む。

⑥ 教職員の働き方改革の推進

- ・教職員が働きがいを感じながら心身ともに健康でいきいきと働くことができる環境整備が求められているため、限られた時間の中で自身の学びの時間を効率的に確保できる仕組みや企業や大学等と連携しながら学ぶ意欲を刺激することが求められている。

⑦ 企業・大学等との連携・協働

- ・多様な主体のノウハウ等を活かしてこれからの時代に対応した教育を行い、社会全体で子どもたちを育むため、教職員だけでなく、企業、民間団体、大学、教育関係機関等と子どもの成長に向けた目標を共有しながら連携・協働する。

教育センターの歩み

- ・昭和49(1974)年に開館した横浜市教育文化センターは、「教育活動の中心拠点」として研究・研修・情報発信等の重要な役割を担ってきた。
- ・平成23(2011)年3月の東日本大震災で大きな被害を受け、耐震上の問題により平成25(2013)年3月に閉鎖した。
- ・教育文化センターに設置されていた研究・研修施設や教育相談、学校教育事務所等は複数の民間ビルに分散した。

教育文化センターが閉鎖したことによる課題

① 施設分散による業務の効率低減

- ・教職員が直接的にコミュニケーションをとる機会が少なくなり、研究に必要な情報等を得ることが困難になり、自主研究や教科横断的な研究を効果的・効率的に推進することが難しい。
- ・教育センター事業を行う部署が、連絡調整や打合せ等の度に集合しており往來に時間を要している。民間オフィスの賃料等も発生している。
- ・教育総合相談センターは、一般相談と専門相談が関内の民間ビルで分かれて実施しており、いじめ等、相談事案に対する迅速な対応や関係機関との緊密な連携体制に課題が生じている。

② 設備が整った研究・研修スペースの不足

- ・教育文化センター閉鎖後に移転した花咲ビルは民間の賃貸オフィスビルであり、多人数を収容する研修施設としての利用には不都合な面があり、ICT環境も整っていない。
- ・花咲ビルは火気や水を使用できる設備等が不足しているため、実技系教科(理科、家庭科、図画工作科等)の実践的な研究や研修が行えない。

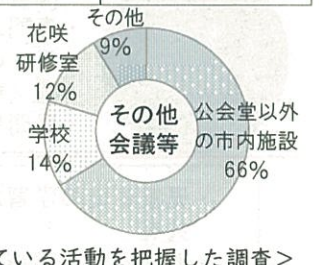
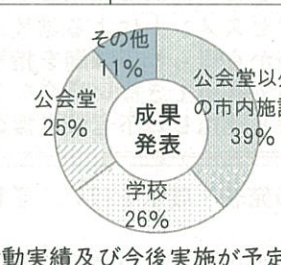
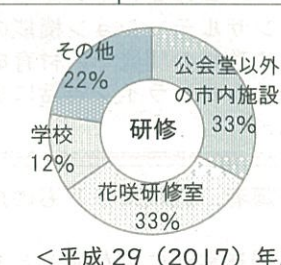
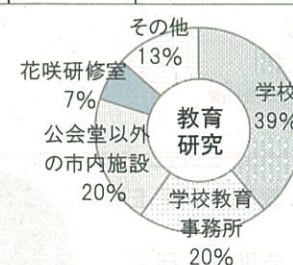
③ 専用のホール、展示場がない

- ・児童生徒の発表は主に公会堂等を利用しており、公会堂の市民利用に影響を与えている。市内公会堂の定員を超える中学校では、市内の大規模施設が限られており、全校生徒が一堂に会するための会場を確保できない状況である。
- ・現在利用している横浜市民ギャラリーでは、市内全校の代表者の作品の展示のみ行っており、旧教育文化センターの市民ギャラリーに比べて子どもたちの作品を限定して展示せざるを得ず、発表の機会が限られている。
- ・教育委員会事務局主催の横浜市立学校総合文化祭や教育課程研究を行う会場の確保が困難となっており、本来1回で済む会議や研修を数回に分けて実施している場合もある。

教育センターの活動実績

■研究、研修、発表、その他会議等の活動数は約4,300回、参加人数は約58万人である。

機能	教育研究	研修	成果発表	その他会議等
活動数	1,936回	1,183回	500回	678回
参加人数	82,471人	121,807人	330,468人	43,445人



<平成29(2017)年度の活動実績及び今後実施が予定されている活動を把握した調査>

■教育相談の件数は、来所相談は約7,000件、電話相談は約5,000件で、計約12,000件である。

<平成29(2017)年度実績>

教委第 81 号議案

横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則
の制定について

横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則を次のよ
うに定める。

令和 2 年 3 月 23 日提出

教育長 鯉淵 信也

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に基づき、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が定められたことにより、横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則を制定したいので提案する。

横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第7条の指針及び横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号。以下「勤務時間条例」という。）第7条の規定に基づき、横浜市立学校の教育職員が行う業務の量（以下「業務量」という。）の適切な管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「横浜市立学校」とは、横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校をいう。

2 この規則において「教育職員」とは、横浜市立学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。

(教育職員が行う業務量の適切な管理等)

第3条 横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。）から所定の勤務時間（勤務時間条例第5条に規定する休日（勤務時間条例第3条の2第2項の規定により勤務を命ぜられた日を除く。）以外の日における勤務時間条例第2条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員が行う業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童、生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規

定にかかわらず、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員が行う業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1 箇月について 100 時間未満
 - (2) 1 年について 720 時間
 - (3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間の時間外在校等時間を平均した 1 箇月当たりの時間外在校等時間について 80 時間
 - (4) 1 年のうち 1 箇月の時間外在校等時間が 45 時間を超えて業務を行う月数について 6 箇月
- 3 前 2 項に定めるもののほか、教育職員が行う業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るため必要な事項については、教育委員会が別に定める。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則 の制定について

1 趣旨

昨年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）」が改正され、文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めることとされました（給特法第7条）。これに基づき、本年1月に文部科学大臣の指針が定められ、本年4月1日から施行されます。

本指針において、教育委員会が講ずべき措置として、教育職員の勤務時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等で定めることとされており、これに対応するため、新たに規則を制定します。

2 制定する規則の要旨

○第1条：趣旨

- ・給特法第7条の「指針」及び「横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例」に基づき、横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関し必要な事項を定めるものとします。

○第2条：定義

- ・「横浜市立学校」や「教育職員」について定義します。

○第3条：教育職員が行う業務量の適切な管理等

- ・教育委員会が、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、時間外在校等時間（※）について、原則、月45時間・年360時間（やむを得ない場合は、月100時間未満・年720時間等）の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う旨、規定します。

※教員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間を「時間外在校等時間」という。

○第4条：委任

- ・この規則に定めるもののほかに必要な事項は教育長が定めることとします。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 参考資料

- (1) 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第7条第1項
- (2) 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（抜粋）

1 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第7条第1項

(教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等)

第七条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（次項において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（抜粋）

第3 業務を行う時間の上限

(2) 上限時間の原則

サービス監督教育委員会は、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。） 45時間

ロ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、第3(2)の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、以下に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ 1箇月時間外在校等時間 100時間未満

ロ 1年間時間外在校等時間 720時間

ハ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

ニ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間 80時間

第4 サービス監督教育委員会が講ずべき措置

サービス監督教育委員会は以下の措置を講ずべきものとする。

(1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「上限方針」という。）を教育委員会規則等において定めること。

教委第 82 号議案

横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部改正につ
いて

横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次
のように定める。

令和 2 年 3 月 23 日提出

教育長 鯉淵 信也

提案理由

臨時的任用職員の横浜市立学校教職員互助会会員の資格及び育児休業代替任期付職員等の会費を規定するため、横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則（平成29年9月横浜市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（常勤の者に限る。）」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、常勤の職員に限る。

第4条第1項中「1,000分の4」の次に「（育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員にあっては、1,000分の3）」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(会員の範囲)</p> <p>第2条 会員となることのできる者の範囲は、市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、校長代理、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、<u>講師(常勤の者に限る。)</u>、事務職員及び学校栄養職員とする。<u>ただし、臨時の職員を除く。</u></p> <p>2 前項に規定する者のほか、会長が必要と認めるときは、会長の承認を得て横浜市立学校教職員互助会(以下「会」という。)に加入させることができる。</p> <p>(会費)</p> <p>第4条 第2条第1項に規定する者である会員は、横浜市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年3月横浜市条例第15号)第2条に規定する給料の月額(横浜市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和47年3月横浜市条例第1号)第3条第1項の規定により教職調整額を支給される者にあつては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額)に1,000分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を会費として毎月負担する。</p> <p>(第2項及び第3項 省略)</p>	<p>(会員の範囲)</p> <p>第2条 会員となることのできる者の範囲は、市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、校長代理、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、<u>講師、事務職員及び学校栄養職員とする。ただし、常勤の職員に限る。</u></p> <p>2 前項に規定する者のほか、会長が必要と認めるときは、会長の承認を得て横浜市立学校教職員互助会(以下「会」という。)に加入させることができる。</p> <p>(会費)</p> <p>第4条 第2条第1項に規定する者である会員は、横浜市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年3月横浜市条例第15号)第2条に規定する給料の月額(横浜市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和47年3月横浜市条例第1号)第3条第1項の規定により教職調整額を支給される者にあつては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額)に1,000分の4(<u>育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員にあつては、1,000分の3</u>)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を会費として毎月負担する。</p> <p>(第2項及び第3項 省略)</p>

横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部改正について

1. 改正内容

(1) 臨時的任用職員の加入について

臨時的任用職員について、横浜市立学校教職員互助会（以下、「互助会」という）に加入できるものとします。

<理由>

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の令和2年4月1日の施行に伴い、臨時的任用職員の勤務条件等については、原則として常勤職員と同様の取扱いとなります。現在、臨時的任用職員は互助会に加入できませんが、改正法の趣旨を踏まえて、互助会に加入できるものとします。

※神奈川県、県内政令市の川崎市及び相模原市は、同様の改定を令和2年4月1日から実施予定です。

(2) 育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員の会費について

育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員の会費を、給料月額等の3/1000とします。

※育児休業代替任期付職員は、育児休業を取得した職員の代替として、1年以上3年未満の任期中で任用する職員であり、令和2年4月1日から任用を開始します。身分は、正規の職員に準じます。

<理由>

育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員に対する互助会事業については、永年勤続に関する事業及び保険事業を対象外とします。そのため、正規職員の会費（給与月額等の4/1000）に対して、割合を低く設定します。

<参考：互助会の主な事業について>

事業	内容	育休代替・臨任
給付	(1) 一般給付：出産祝金、就学祝金、義務教育修了祝金、療養見舞金 (2) 特別給付：校務災害給付金	対象
健康・余暇活動等支援	飲食店、日帰り入浴施設、旅行社、指定ホテル・旅館、会員制リゾート施設、家事代行・ハウスクリーニング、文化施設等	対象
厚生	リフレッシュ補助券（年6,000円）	対象
	永年勤続会員旅行（10年：15,000円、20年：55,000円、30年：60,000円）、永年勤続退職者旅行（50,000円～130,000円）	対象外
購買	指定店51社と割引契約	対象
保険	団体扱い生命保険（6社）、生活年金共済	対象外

2 施行年月日

令和2年4月1日

教委第 83 号議案

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の制定に
ついて

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則を次のように定める。

令和 2 年 3 月 23 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の規定に基づき、横浜市教育委員会の会計年度任用職員の休暇について、必要な事項を定めるため、横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則を制定したいので提案する。

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則(令和2年3月横浜市規則第16号。以下「市休暇等規則」という。)第18条の規定に基づき、横浜市教育委員会に任用される会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項の会計年度任用職員をいう。以下同じ。)の休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用関係)

第2条 横浜市教育委員会に任用される会計年度任用職員のうち、主な勤務地が横浜市立学校の会計年度任用職員(非常勤講師、非常勤学校栄養職員、非常勤事務職員その他の教育長が別に定める会計年度任用職員に限る。以下「市立学校会計年度任用職員」という。)の休暇については、次条から第10条までに定める。

2 横浜市教育委員会に任用される会計年度任用職員(市立学校会計年度任用職員を除く。)の休暇については、市休暇等規則第11条から第17条まで及び第19条(休暇に関する事項に限る。)の規定を適用する。

(休暇の種類)

第3条 市立学校会計年度任用職員の休暇は、年次休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

2 市立学校会計年度任用職員の特別休暇は、横浜市一般職職員の休暇に関する条例(平成4年3月横浜市条例第3号。以下「休暇条例」という。)第4条第1項各号(第2号、第5号、第8号、第9号、第14号及び第15号を除く。)に掲げる休暇とする。

3 市立学校会計年度任用職員の年次休暇及び特別休暇(生理日休暇、服忌休暇、公民権行使休暇及び公の職務執行休暇に限る。)は有給の休暇とし、特別休暇(病気休暇、出産休暇、骨髄等提供休暇、子の看護休暇、育児時間及び短期介護休暇に限る。)、介護休暇及び介護時間は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月横浜市条例第24号)第12条の規定により給与額を減額する休暇とする。

(年次休暇)

第4条 市立学校会計年度任用職員の年次休暇の日数は、1年について、別表第

- 1 のとおりとする。
 - 2 前項に規定する1年とは、4月1日から翌年3月31日まで（以下「休暇年度」という。）とする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、一休暇年度における任用の期間が12月に満たない市立学校会計年度任用職員の年次休暇の日数は、一休暇年度について、別表第2のとおりとする。ただし、その日数が、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に規定する年次有給休暇の日数を下回る場合は、同条に定める日数とする。
 - 4 市立学校会計年度任用職員の年次休暇は、任用の期間の満了後に連続して当該任用の期間が満了した日の属する休暇年度において市立学校会計年度任用職員として新たに任用された場合は、当該任用の期間が満了した日時点における年次休暇の残日数を、新たな任用の期間に繰り越すことができる。
 - 5 会計年度任用職員が、一休暇年度においてその年次休暇の全部又は一部を受けなかった場合であって、翌休暇年度において新たに市立学校会計年度任用職員として任用（前休暇年度における任用と連続するものに限る。）されるときは、その受けなかった年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、20日を超えない範囲内において当該翌休暇年度に繰り越すことができる。
 - 6 市立学校会計年度任用職員の年次休暇の単位は、1日とする。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、1時間を単位とすることができる。
 - 7 前項ただし書の規定により1時間を単位として取得した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる市立学校会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。
 - (1) 要勤務日（市休暇等規則第5条第1項の要勤務日をいう。以下同じ。）ごとのその者について定められた1日当たりの勤務時間（以下「予定勤務時間」という。）が同一である市立学校会計年度任用職員 要勤務日ごとの予定勤務時間の時間数（1日の予定勤務時間に1時間未満の端数がある場合は、その端数を1時間とする。）
 - (2) 要勤務日ごとの予定勤務時間が同一でない市立学校会計年度任用職員 要勤務日1日当たりの平均勤務時間（その者の当該任用の期間における全ての要勤務日の予定勤務時間を合計した時間を当該全ての要勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1時間未満の端数がある場合は、その端数を1時間とする。）をいう。）
（特別休暇）
- 第5条 市立学校会計年度任用職員が特別休暇を受けることができる場合及びその期間については、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月

横浜市条例第15号) 第1条の職員(以下「常勤職員」という。)の例による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる市立学校会計年度任用職員の特別休暇については、当該各号に掲げる場合に受けることができる。

(1) 子の看護休暇 小学校就学の始期に達するまでの子(休暇条例第4条第1項第7号の子をいい、配偶者(同項第14号の配偶者をいう。以下同じ。)の子その他市立学校会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあるとして教育長が別に定める者を含む。以下この号において同じ。)を養育する市立学校会計年度任用職員(1週間の要勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続して勤務しているものに限る。第3号において同じ。)が、当該子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合

(2) 育児時間 市立学校会計年度任用職員(男性の市立学校会計年度任用職員にあっては、育児時間の承認を受けようとする期間において、その配偶者が子(休暇条例第4条第1項第7号の子をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。)を育てることができる職員を除く。)が生後1年に達しない子を育てる場合

(3) 短期介護休暇 次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護を行う市立学校会計年度任用職員が、当該介護を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合

ア 配偶者等(配偶者及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にあると教育長が認める者をいう。)

イ 父母

ウ 子

エ 配偶者の父母

オ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる市立学校会計年度任用職員の特別休暇の期間については、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 病気休暇 次に掲げる市立学校会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア 1週間の要勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が121日以上であるもの 10日の範囲内で必要と認められる期間

イ 1週間の要勤務日が3日未満とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が121日未満であるものであって、6月以上継続して勤務しているもの 別表第3に掲げる1週間の要勤務日又は一休暇年度の要勤務日の日数の区分に応じ、同表に掲げる病気休暇の日数の範囲内で必要と認められる期間

(2) 出産休暇 出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において必要とされる期間

(3) 育児時間 60分以内の期間（男性の市立学校会計年度任用職員にあっては、当該育児時間の請求に係る子についてその配偶者が取得する育児時間の時間を60分から差し引いた期間を超えない期間）

4 市立学校会計年度任用職員の病気休暇の単位は1日とし、病気休暇以外の特別休暇の単位は教育長が別に定めるものとする。

（介護休暇）

第6条 市立学校会計年度任用職員の介護休暇は、市立学校会計年度任用職員（1週間の要勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が121日以上であるものであって、同一の職に連続して在職した期間が1年を超え、かつ、介護休暇を希望する期間の初日から起算して60日を経過する日から3月を経過する日までに、その任期が満了すること及び同一の職に連続して採用されないことが明らかでないものに限る。）が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 市立学校会計年度任用職員の介護休暇の期間は、連続する3月の期間内において必要と認められる期間とする。ただし、これにより難いことがやむを得ないと認められる場合は、60日を限度として、必要と認められる期間とすることができる。

3 市立学校会計年度任用職員の介護休暇の単位は、1日とする。

（介護時間）

第7条 市立学校会計年度任用職員の介護時間は、市立学校会計年度任用職員（1週間の要勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が121日以上であるものであって、予定勤務時間が5時間30分以上である要勤務日がある同一の職に引き続き在職した期間が1年以上であるものに限る。）が要介護者の介護をするため、要介護者のおのおのが当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において予定勤務時間の一部につき勤務しないことが相当で

あると認められる場合における休暇とする。

2 市立学校会計年度任用職員の介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間（予定勤務時間から5時間30分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該予定勤務時間から5時間30分を減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した時間で取得するものとする。

3 市立学校会計年度任用職員の介護時間の単位は、30分とする。

（休暇期間の計算）

第8条 特別休暇（病気休暇、服忌休暇（1週間の要勤務日が4日以上とされている市立学校会計年度任用職員又は週以外の期間によって要勤務日が定められている市立学校会計年度任用職員のうち一休暇年度の要勤務日が169日以上である者に係るものに限る。）、子の看護休暇及び短期介護休暇を除く。）及び介護休暇（第6条第2項ただし書の規定によるものを除く。）については、その休暇期間中に市休暇等規則第4条第1項若しくは第3項の規定により勤務を要しない日とされた日又は市休暇等規則第10条の規定により休日とされた日がある場合には、これらの日数を当該休暇の日数に含めて計算する。

（休暇の請求等）

第9条 市立学校会計年度任用職員の年次休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の請求その他の手続については、常勤職員の例による。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、市立学校会計年度任用職員の休暇に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項）

在職期間	週5日又は年217日以上の日数を勤務する場合の年次休暇の日数	週4日又は年169日から216日までの日数を勤務する場合の年次休暇の日数	週3日又は年121日から168日までの日数を勤務する場合の年次休暇の日数	週2日又は年73日から120日までの日数を勤務する場合の年次休暇の日数	週1日又は年48日から72日までの日数を勤務する場合の年次休暇の日数	年48日未満の日数を勤務する場合の年次休暇の日数
1年未満	10日	10日	6日	4日	2日	0日
1年	12日	11日	6日	4日	2日	
2年	14日	12日	8日	5日	2日	

3年	17日	14日	9日	6日	3日
4年	20日	15日	11日	7日	3日
5年	20日	15日	11日	7日	3日
6年以上	20日	15日	11日	7日	3日

備考

- 1 この表の「在職期間」とは、任用の日の前日までにおいて横浜市のいずれかの職に連続して在職していた期間をいう。
- 2 この表の「週5日」には、次の各号に掲げる市立学校会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に掲げる場合を含むものとする。
 - (1) 第4条第7項第1号に掲げる市立学校会計年度任用職員 1週間の要勤務日が5日未満であって、1週間の予定勤務時間を合計した勤務時間が30時間以上である場合
 - (2) 第4条第7項第2号に掲げる市立学校会計年度任用職員 その者の当該任用の期間における全ての要勤務日の日数を当該任用の期間における週数で除して得た1週間当たりの平均勤務日数に、同号に規定する要勤務日1日当たりの平均勤務時間を乗じて得た勤務時間が30時間以上である場合

別表第2（第4条第3項）

任用期間	週5日又は年217日以上の日数を勤務する場合の年次休暇の日数	週4日又は年169日から216日までの日数を勤務する場合の年次休暇の日数	週3日又は年121日から168日までの日数を勤務する場合の年次休暇の日数	週2日又は年73日から120日までの日数を勤務する場合の年次休暇の日数	週1日又は年48日から72日までの日数を勤務する場合の年次休暇の日数	年48日未満の日数を勤務する場合の年次休暇の日数
11月	10日	9日	6日	4日	2日	0日
10月	10日	9日	6日	4日	2日	
9月	10日	9日	6日	4日	2日	
8月	10日	9日	6日	4日	2日	
7月	10日	9日	6日	4日	2日	
6月	10日	9日	6日	4日	2日	
5月	6日	6日	1日	1日	0日	
4月	5日	5日	1日	1日	0日	
3月	4日	4日	1日	1日	0日	

2月	3日	3日	1日	1日	0日
1月	2日	2日	1日	1日	0日
1月未満	1日	1日	1日	0日	0日

備考 この表の「週5日」には、次の各号に掲げる市立学校会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に掲げる場合を含むものとする。

- (1) 第4条第7項第1号に掲げる市立学校会計年度任用職員 1週間の要勤務日が5日未満であって、1週間の予定勤務時間を合計した勤務時間が30時間以上である場合
- (2) 第4条第7項第2号に掲げる市立学校会計年度任用職員 その者の当該任用の期間における全ての要勤務日の日数を当該任用の期間における週数で除して得た1週間当たりの平均勤務日数に、同号に規定する要勤務日1日当たりの平均勤務時間を乗じて得た勤務時間が30時間以上である場合

別表第3 (第5条第3項第1号)

1週間の要勤務日又は一休暇年度 の要勤務日の日数	病気休暇の日数の範囲
週2日又は年73日から120日までの日数	4日
週1日又は年48日から72日までの日数	2日
年48日未満の日数	0日

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の制定について

1 趣旨

地方行政の重要な担い手として増加傾向にある非常勤職員について、適正な任用・勤務条件を確保することを目的として地方公務員法などの法律が改正され、令和2年4月から施行されます。

それに伴い職員の給与等の勤務条件に関して、「横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則」及び「横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則」（いずれも市長規則）が制定されました。

このうち「横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則」において、「教育委員会に任用される会計年度任用職員の休暇については、（中略）教育委員会が別に定める。」と規定されているため、「横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則」を制定します。

現在の任用状況	学校に勤務する特別職非常勤職員			
	○非常勤嘱託員 (学校技能嘱託員等)	○アルバイト (学校給食調理員アルバイト等)	○その他非常勤職員 (非常勤講師、職員室業務アシスタント、 学校司書、部活動指導員等)	
新制度	学校に勤務するパートタイム会計年度任用職員			
	月額職	時間額職		
規程 規則	任用	横浜市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程（教育委員会規程）		
	給与及び費用弁償	横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（市長規則）		
	勤務時間	横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（市長規則）		
	休暇	横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則 (教育委員会規則)		

2 制定する規則の主な内容

- ・規則の趣旨、教育委員会規則と市長規則の適用関係（1条、2条）
- ・休暇の種類（3条）
 - ① 年次休暇（有給）
 - ② 特別休暇（有給）生理日休暇、服忌休暇、公民権行使休暇、公の職務執行休暇
（無給）病気休暇、出産休暇、骨髄等提供休暇、子の看護休暇、
育児時間、短期介護休暇
 - ③ 介護休暇（無給）
 - ④ 介護時間（無給）
- ・年次休暇の付与日数、取得単位、繰越等（4条）
（例：週5日勤務で任用期間が1年の場合・・・10日）
- ・特別休暇の取得要件、期間（5条）
- ・介護休暇の取得要件、期間（6条）
- ・介護時間の取得要件、期間（7条）
- ・特別休暇・介護休暇の休暇期間の計算（8条）
- ・請求その他の手続き（9条）
- ・教育長への委任（10条）

3 施行期日

令和2年4月1日

教委第 84 号議案

横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則の制定について

横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則を次のように定める。

令和 2 年 3 月 23 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

横浜市臨時的任用職員の休暇に関する規則の規定に基づき、横浜市立学校の臨時的任用職員の休暇について、必要な事項を定めるため、横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則を制定したいので提案する。

横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市臨時的任用職員の休暇に関する規則（令和2年3月横浜市規則第17号）第9条の規定に基づき、横浜市立学校に勤務する臨時的に任用される職員（以下「臨時的任用職員」という。）の休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(休暇の種類)

第2条 臨時的任用職員の休暇は、年次休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

2 臨時的任用職員の年次休暇及び特別休暇は有給の休暇とし、介護休暇及び介護時間は横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）第13条の規定により給与額を減額する休暇とする。

(年次休暇)

第3条 新たに任用された臨時的任用職員の年次休暇の日数は、1年について、次の表の左欄に掲げる任用期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に規定する年次有給休暇の日数を下回る場合は、同条に定める日数とする。

任用期間	日数
1月	1日
2月	3日
3月	5日
4月	7日
5月	8日
6月	10日
7月	12日

8月	13日
9月	15日
10月	16日
11月	17日
12月	18日

- 2 前項に規定する1年とは、4月1日から翌年3月31日まで（以下「休暇年度」という。）とする。
- 3 第1項に規定する任用期間とは、勤務の開始日が属する月から勤務の終了日が属する月までの月数とする。
- 4 一の臨時的任用職員が同一の休暇年度内に連続して任用された場合又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項後段の規定によりその任用を更新された場合の年次休暇の日数は、その連続する任用を通算した期間又はその更新後の任用期間について、第1項の規定により得た年次休暇の日数から、既に受けた年次休暇の日数を減じたものとする。
- 5 臨時的任用職員が、一休暇年度においてその年次休暇の全部又は一部を受けなかった場合であつて、翌休暇年度において新たに臨時的任用職員として任用（前休暇年度における任用と連続するものに限る。）されるときは、20日を超えない範囲内において、その受けなかった年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を当該翌休暇年度に繰り越すことができる。
- 6 臨時的任用職員の年次休暇は、1日を単位とする。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、半日又は1時間（取得時間が1時間を超えるときは15分）を単位とすることができる。
- 7 前項ただし書の規定により1時間を単位として取得した年次休暇を日に換算する場合には、7時間45分をもって1日とする。

（特別休暇）

第4条 臨時的任用職員の特別休暇は、横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成4年3月横浜市条例第3号）第1条の職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時的任用職員の病気休暇の期間は10日の範囲内で教育長が必要と認める期間とし、その取得単位は1日又は1時間（取得時間が1時間を超える場合は15分）とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条第7項の規定は、前項の規定により1時間を単位として取得した病気休暇について準用する。

(介護休暇)

第5条 臨時的任用職員の介護休暇は、常勤職員の例による。

2 前項の規定にかかわらず、臨時的任用職員の介護休暇の期間は、連続する3月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、臨時的任用職員の介護休暇の期間の計算については、その休暇期間中に横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例(昭和26年12月横浜市条例第61号)第3条の勤務を要しない日又は同条例第5条の休日がある場合には、これらの日数を当該介護休暇の日数に含めて計算する。

(介護時間)

第6条 臨時的任用職員の介護時間は、常勤職員の例による。

(休暇の請求等)

第7条 臨時的任用職員の年次休暇、病気休暇、介護休暇及び介護時間の請求その他の手続については、常勤職員の例による。

(同一の休暇年度に複数の任用がある職員の取扱い)

第8条 同一の休暇年度に複数の任用がある臨時的任用職員の病気休暇、祭日休暇、社会貢献活動休暇、夏季休暇、子の看護休暇及び短期介護休暇の日数については、任用が連続しているか否かにかかわらず、同一の休暇年度内のこれらの日数をそれぞれ通算するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、臨時的任用職員の休暇に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則の制定について

1 趣旨

会計年度任用職員制度の導入に併せて、令和2年度から臨時的任用職員の勤務条件を整備するため、「横浜市臨時的任用職員の休暇に関する規則」が市長規則として制定されました。この規則において、「横浜市立学校に任用される臨時的任用職員の休暇については、(中略)教育委員会が別に定める。」と規定されているため、教育委員会において、「横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則」を制定します。

なお、教育委員会では、以前から臨時的任用職員を任用しており、要綱を定めて運用してきましたが、市長部局と同様に規則で定めます。

2 制定する規則の主な内容

- ・規則の趣旨 (1条)
- ・休暇の種類 (2条)
 - ①年次休暇 (有給)
 - ②特別休暇 (有給)
 - ③介護休暇 (無給)
 - ④介護時間 (無給)
- ・年次休暇の付与日数、取得単位、繰越等 (3条)
(例：任用期間が1年の場合・・・18日)
- ・特別休暇(病気休暇等)の取得要件、期間 (4条)
- ・介護休暇の取得要件、期間 (5条)
- ・介護時間の取得要件、期間 (6条)
- ・請求その他の手続き (7条)
- ・同一の休暇年度に複数の任用がある職員の取扱い (8条)
- ・教育長への委任 (9条)

3 施行期日

令和2年4月1日

教委第85号議案

懲戒処分に関する指針の一部改正について

次のとおり一部改正を行う。

令和2年3月23日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

会計年度任用職員の制度化に伴い、「懲戒処分に関する指針」の適用に会計年度任用職員を追加する等、適用について一部改正する。

「横浜市立学校教育公務員の懲戒処分に関する指針」の新旧対照表

現行	改正案
<p>3 適用</p> <p>本指針における「教育公務員」とは、小学校・中学校・特別支援学校の校長、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師及び実習助手並びに、高等学校の校長、校長代理、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師及び実習助手をいう。</p> <p>なお、学校栄養職員、学校事務職員（高等学校に勤務する事務職員を含む）及び学校用務員並びに、給食調理員については、基本的には本市市長部局の「懲戒処分の標準例」によるものとする。</p>	<p>3 適用</p> <p>本指針における「教育公務員」とは、小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・高等学校の校長、校長代理、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（会計年度任用職員を含む）及び実習助手（会計年度任用職員を含む）をいう。</p> <p>なお、学校栄養職員、学校事務職員（高等学校に勤務する事務職員を含む）、学校用務員、給食調理員及び会計年度任用職員（講師及び実習助手を除く）については、基本的には本市市長部局の「懲戒処分の標準例」によるものとする。</p>

横浜市立学校教育公務員の懲戒処分に関する指針【改正案】

1 指針の目的

教育公務員の職務は、児童・生徒及び保護者等との信頼関係によって成り立つものであり、公務員の中でも一段と高いモラルが求められ、社会からより厳しい目で見られている。そのため、児童・生徒及び保護者等との信頼関係を一層深めるためには、公教育に携わる教育公務員の使命と役割についての自覚を高めるとともに、服務規律等の遵守を徹底していく必要がある。

本指針は、こうした認識のもと、懲戒処分を行うに際しての基本的な考え方を定めるものである。

2 基本事項

(1) 基本事項

具体的な処分等の量定にあたっては、

- ① 当該行為の動機、態様、結果等
 - ② 故意又は過失の度合い
 - ③ 当該行為を行った教育公務員の職責
 - ④ 司法判断
 - ⑤ 児童・生徒、保護者、地域、社会及び教育公務員に与える影響等
 - ⑥ 過去における不適切行為若しくは違法な行為又は処分等の有無
- を総合的に考慮の上、判断するものとする。

また、教育公務員が行った一連の行為が、複数の非違行為に該当する場合は、標準例で規定する最も重い懲戒処分よりも重い処分を行うことができる。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものとし、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考に判断する。

(2) 処分等の量定の加重について

次のいずれかの事由があるときは、処分等の量定を加重することができる。

- ① 児童・生徒の良好な教育環境や市民・保護者の信頼を著しく損なう事態を招いたとき
- ② 教育公務員が行った行為の態様等が極めて悪質であるとき
- ③ 教育公務員が違法行為を継続した期間が長期に渡るとき
- ④ 教育公務員が管理又は監督の地位にあるなど、その占める職制の責任の度が高いとき
- ⑤ 教育公務員が過去に処分等を受けたことがあるとき
- ⑥ 自らの不適切若しくは違法な行為を隠ぺいしたとき

(3) 処分等の量定の軽減について

次のいずれかの事由があるときは、処分等の量定を軽減すること又は処分等を行わないことができる。

- ① 教育公務員の日頃の勤務態度又は教育実践が極めて良好であるとき
- ② 教育公務員が自らの行為が発覚する前に自主的に申し出るなど、非違行為に対する深い反省が顕著に見られるとき
- ③ 教育公務員が行った行為の非違の程度が軽微である等特別な事情があるとき

3 適用

本指針における「教育公務員」とは、小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・高等学校の校長、校長代理、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（会計年度任用職員を含む）及び実習助手（会計年度任用職員を含む）をいう。

なお、学校栄養職員、学校事務職員（高等学校に勤務する事務職員を含む）、学校用務員、給食調理員及び会計年度任用職員（講師及び実習助手を除く）については、基本的には本市市長部局の「懲戒処分の標準例」によるものとする。

4 標準例

(1) 一般服務関係

ア 守秘義務違反

職務上知ることのできた秘密を漏らした職員は、減給又は戒告とする。この場合において公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。

ただし、情報システムに関して、具体的に命令され、又は注意喚起されたセキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ 個人情報の不当利用

職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益に供するために個人的に使用する等不当な目的に使用した職員は、免職、停職又は減給とする。

ウ 勤務態度不良

正当な理由なく遅刻・早退を繰り返し、勤務時間中に職場を離脱・私的な行為を繰り返し行うなどして職務を怠り、又は職務遂行にあたって上司の命令に従わない等により公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。

エ パソコン・インターネットの不正利用

職場のパソコンを業務以外の目的で利用し、又は勤務時間中に私用メールを送り、若しくは業務に関連のないWEBを閲覧するなど、本市インターネット情報基盤を職務目的外に利用した職員は、減給又は戒告とする。

オ 違法な政治的行為

国家公務員法第102条の規定及び人事院規則14-7に違反した職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

カ 公職選挙法第136条の規定に違反して政治運動に関与し、又は公職選挙法第136条の2及び政治資金規正法第22条の9の規定に違反して政治運動若しくは政治活動に関する寄附等に公務員の地位を利用して関与した職員は、免職又は停職とする。

キ 違法な職員団体活動

(7) 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は本市の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。

(1) 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

ク 営利企業等従事

任命権者の許可なく営利企業等に従事した職員は、停職、減給又は戒告とする。

ケ 欠勤

(7) 正当な理由なく7日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

(1) 正当な理由なく8日以上14日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。

(9) 正当な理由なく15日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

コ 休暇・職免の虚偽申請

特別休暇、介護休暇又は各種職免について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。

サ 職場内秩序びん乱

上司その他職員に対する暴行又は暴言等により職場の秩序を乱した職員は、具体的な行為の状況、悪質性等の程度に応じて、停職、減給又は戒告とする。

シ 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

ス 職場におけるハラスメント

本人の意図にかかわらず、他職員へのハラスメント行為が確認された職員は、具体的な行為の状況、悪質性の程度などに応じて、免職、停職、減給又は戒告とする。

職場におけるハラスメントとは、「パワー・ハラスメント」「その他のハラスメント」とし、職場には、職場の懇親会や親睦会など、勤務時間外の間も含む。

(ア) パワー・ハラスメント

職員が、他職員に対して、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。

(イ) その他のハラスメント

妊娠・出産・育児又は介護等に関するハラスメントをはじめ、職員が、本人の意図にかかわらず、人格と尊厳を傷つける言動で、他職員に不利益や不快感を繰り返し与える行為のこと。

セ 収賄

職務に関して賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をした職員は、免職とする。

ソ 供応

職務に関して本市関係業者及び業者団体との虚礼・贈答の授受を行い、又は接待・会食等の供応を受けた職員は、具体的な行為の状況、悪質性等の程度に応じて、免職、停職、減給又は戒告とする。

(2) 教育公務員として不適切な行為

ア 学校における業務データ等の不適切な管理

教育委員会の定めた、学校における業務データ等の取扱いを遵守しなかった職員は、減給又は戒告とする。

※ 学校における業務データ等の取扱いとは、教育委員会事務局において定められたルール等をいい、校長においては、学校組織としての対応を遵守しなかった場合にも同様に処分することとする。

イ 校外学習、部活動中の飲酒等の不適切行為

校外学習指導中及び部活動指導中に飲酒等を行った職員は、停職又は減給とする。

ウ 他教員等の明白な非違行為等を容認した場合

他の職員が行った明白な非違行為等を把握したにもかかわらず、その事実を上司又は教育委員会に報告せず容認した職員は、減給又は戒告とする。

エ その他、教育公務員として不適切な指導を行った場合

児童・生徒に対して、不適切な指導を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

オ 本市教育に対し、重大な信用失墜を与えた場合

本市教育の信頼を損なうような、重大な信用失墜を与えた職員は、免職、停職又は減給とする。

(3) 体罰等

ア 児童・生徒に体罰を行い負傷させた（精神的な後遺症を与えた場合も含む）職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において過去に処分歴が有る職員は、免職又は停職とする。

イ 児童・生徒に体罰を行った（精神的な苦痛を与えた場合も含む）職員は、減給又は戒告とする。この場合において過去に処分歴が有る職員は、免職、停職又は減給とする。

ウ 児童・生徒に対し、悪質又は常習的な体罰を行った。

児童・生徒に対して、悪質又は常習的な体罰を行った職員は、免職又は停職とする。

※ 処分歴には、文書訓戒・嚴重注意も含む。

※ 傷害度、苦痛度、手段、指導経過、事後処理、司法の措置等の内容によっては、量定を加重及び軽減する。

※ 侮辱的な言葉等の精神的な侵害を内容とする不適切な行為については、この体罰の量定に準じて扱う。

(4) わいせつ行為及びセクシャル・ハラスメント等

ア 児童・生徒に対する行為

(7) 児童・生徒に対して、身体的接触等をし、又は法律・条例等に違反する行為をした職員は、免職とする。

なお、未遂の場合であっても免職とする。

(1) 児童・生徒に対して、セクシャル・ハラスメントをした職員は、免職、停職又は減給とする。

イ 保護者に対する行為

(7) 保護者に対して、同意の有無を問わず、性的行為と受け取られるような身体的接触等をし、又は法律・条例等に違反する行為をした職員は、免職又は停職とする。

(1) 保護者に対して、セクシャル・ハラスメントをした職員は、免職、停職又は減給とする。

ウ 児童・生徒及び保護者以外の者に対する行為（未遂を含む）

(7) 法律・条例等に違反する行為をした職員は、免職又は停職とする。

(1) セクシャル・ハラスメントをした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

※ セクシャル・ハラスメントとは、職場の内外を問わず、また、性別、性的指向又は性自認にかかわらず、他の者を不快にさせる性的な言動をいう。例えば、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動をいう。

※ 法律・条例等とは、「刑法」、「軽犯罪法」、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「神奈川県青少年保護育成条例等」、「神奈川県迷惑行為防止条例等」をいい、刑事事件になることを要しない。

(5) 公金・物品取扱い関係

ア 横領・窃取・搾取

公金又は物品を横領、窃取又は搾取した職員は、免職とする。

イ 紛失・盗難

公金又は物品を紛失し、又は盗難に遭った職員は、減給又は戒告とする。

ウ 物品損壊

職場において物品を損壊した職員は、戒告とする。この場合において故意又は重大な過失のある職員は、減給又は戒告とする。

エ 出火・爆発

過失により職場において出火、爆発を引き起こした職員は、減給又は戒告とする。この場合において故意又は重大な過失のある職員は、免職又は停職とする。

オ 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

カ 不適切な事務処理

故意又は重大な過失により適切な事務処理を怠り、又は虚偽の事務処理を行い、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

この場合において、これを知りながら容認した職員は、減給又は戒告とする。

キ 公金及び物品等の処理不適正

自己保管中の公金又は物品等について目的外の用途に使用するなど不適正な処理をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

※ 学校で取扱う部活動費、PTA会費などの準公金（『横浜市立学校準公金事務取扱マニュアル』）についても、公金の処分と同様に取扱うものとする。

(6) その他の公務外非行関係

ア 放火・殺人

放火又は人を殺した職員は、免職とする。

イ 傷害

人の身体を傷害した職員は、免職、停職又は減給とする。

ウ 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、停職、減給又は戒告とする。

エ 器物損壊（故意の場合）

他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

オ 横領

(7) 自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職又は停職とする。

(1) 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員は、減給又は戒告とする。

カ 窃盗

他人の財物を窃取した職員は、免職、停職又は減給とする。

キ 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職、停職又は減給とする。

ク 賭博・ノミ行為

賭博・ノミ行為をした職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、賭場を開くなど胴元としての行為をした職員は免職とする。

ケ 麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員は、免職とする。

(7) 交通事故関係

ア 人身事故

(7) 人を死亡させた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

(1) 人に重大な傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職、停職又は減給とする。

(4) 人に傷害を負わせ、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 物損事故

重大な過失により、他人の物を損壊した職員、又は他人の物を損壊し、事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員は、具体的な行為の状況、悪質性等の程度に応じて、停職、減給又は戒告とする。

ウ 交通法規違反

重大な交通法規違反（「エ 飲酒運転等」で規定するものを除く）をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

※ アからウまでの処分量定の決定に際しては、「公務上の行為か否か」を考慮のうえ、判断するものとする。

エ 飲酒運転等

(7) 飲酒運転で事故を起こした職員は、免職とする。

(イ) 飲酒運転をした職員は、免職とする。ただし、この場合において、特段の事情があるときは、停職とすることができる。

(ウ) 飲酒運転となることを知りながら他の者に酒類を提供し、又は飲酒を勧めた職員は、免職、停職又は減給とする。飲酒運転であることを知りながらこれに同乗した職員や、同乗しない場合であっても飲酒運転であることを知りながらそれを容認した職員も同様とする。

なお、これらの場合において、飲酒運転をした者が本市職員であり、その職員を懲戒処分とする時は、その処分量定と同じとする。

※ 飲酒運転とは、酒酔い運転及び酒気帯び運転をいう。

(8) 監督責任関係

ア 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

イ 部下職員の非行を知りながら、その事実を隠匿し、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正について

1 趣旨

- (1) 教育委員会事務局の所管課間の事務移管のため、「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則」の一部を改正します。
- (2) 現行制度で非常勤特別職として雇用している嘱託員、アルバイト等について、地方公務員法等が改正され、令和2年4月から一般職の会計年度任用職員として雇用することとなります。この制度変更に伴う規定の整備のため、「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則」、「横浜市教育委員会事務局等専決規程」、「横浜市教育委員会職員職名規則」及び「横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程」の一部を改正します。

2 改正内容

(1) 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則

- ア 用務員、調理員等の「給与」に関することについて、教職員の事務と一本化するため、教職員人事課人事第二係から教職員労務課給与係に事務移管します。
- イ 学力・学習状況調査との関連性が高いため「学校評価に関すること（高校教育課の主管に関するものを除く）」を小中学校企画課から、教育課程推進室に事務移管します。
- ウ 嘱託員及びアルバイトが廃止されることから、教職員人事課、教職員育成課の「嘱託員」「アルバイト」を「会計年度任用職員」に改めます。
- エ 学校支援・地域連携課の事務分掌を他課の記載と整合性を図るため、「学校連携・子ども担当嘱託員に関すること。」を削除します。

(2) 横浜市教育委員会事務局等専決規程

本規程と関連する「横浜市事務決裁規程」が一部改正され、「会計年度任用職員の任免に係る軽易な事務に関すること」が課長専決事項に加えられたことに合わせて、次のとおり定めます。

- ① 学校で勤務する会計年度任用職員については、各事業の所管課長が裁量を持つこととするため、第7条事務局課長共通専決事項に「学校の会計年度任用職員の任免に係る軽易な事務（職員課の所管に属するものを除く。）に関すること。」を加えます。
- ② ①以外の会計年度任用職員については、職員課長が裁量を持つこととするため、第8条職員課長専決事項に「事務局及び教育機関（学校を除く。以下この条において同じ。）等の会計年度任用職員の任免に係る軽易な事務に関すること。」を加えます。

(3) 横浜市教育委員会職員職名規則

第2条職員の定義において、「嘱託」を「会計年度任用職員」に改めます。

(4) 横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程

横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例の一部が改正されたことに伴い、本規程の第1条趣旨における委任に係る引用条文を6条から7条に改正します。

○横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例

(会計年度任用職員の勤務時間)

第6条 地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員の勤務時間については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める。

(令元条例25・追加)

(委任)

第7条 この条例実施のための手続その他その執行について必要な事項は、任命権者が定める。

(令元条例25・旧第6条繰下)

3 施行期日

令和2年4月1日

教委第 86 号議案

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 3 月 23 日提出

教育長 鯉淵 信也

提案理由

業務移管等に伴い、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（平成22年3月横浜市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条教職員人事部の款教職員人事課の項人事第二係の部第2号を次のように改める。

(2) 学校用務員、学校給食調理員及び学校管理員の会計年度任用職員の任免、配置、服務その他の人事の総合調整に関すること。

第2条教職員人事部の款教職員育成課の項育成係の部第1号及び第2号中「嘱託員」を「会計年度任用職員」に改め、同款教職員労務課の項給与係の部第1号中「教職員等」の次に「及び学校用務員、学校給食調理員、学校管理員等の会計年度任用職員」を加え、同条学校教育企画部の款小中学校企画課の項企画係の部中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同款教育課程推進室の項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 学校評価に関すること（高校教育課の主管に属するものを除く。）。

第2条学校教育企画部の款学校支援・地域連携課の項地域連携係の部中第6号を削り、第7号を第6号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

現行	改正後（案）
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部、事務所、課、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。この場合において、教育長は、別表の規定にかかわらず、各学校教育事務所の管轄する学校について、必要に応じて変更することができる。</p> <p>(総務部 省略)</p> <p>教職員人事部</p> <p>教職員人事課</p> <p>(人事第一係 省略)</p> <p>人事第二係</p> <p>(第1号 省略)</p> <p>(2) <u>学校用務員及び学校給食調理員の嘱託員及びアルバイト並びに学校管理員及びそのアルバイトの任免、給与、配置、服務その他の人事の総合調整に関すること。</u></p> <p>(第3号から第5号まで 省略)</p> <p>(任用係 省略)</p> <p>教職員育成課</p> <p>育成係</p> <p>(1) 教職員、学校用務員及び学校給食調理員(以下「教職員等」という。)並びに学校用務員及び学校給食調理員の<u>嘱託員</u>に係る研修の企画及び実施に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)</p> <p>(2) 教職員等並びに学校用務員及び学校給食調理員の<u>嘱託員</u>の人材育成に関すること。</p> <p>(第3号 省略)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部、事務所、課、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。この場合において、教育長は、別表の規定にかかわらず、各学校教育事務所の管轄する学校について、必要に応じて変更することができる。</p> <p>(総務部 省略)</p> <p>教職員人事部</p> <p>教職員人事課</p> <p>(人事第一係 省略)</p> <p>人事第二係</p> <p>(第1号 省略)</p> <p>(2) <u>学校用務員、学校給食調理員及び学校管理員の会計年度任用職員の任免、配置、服務その他の人事の総合調整に関すること。</u></p> <p>(第3号から第5号まで 省略)</p> <p>(任用係 省略)</p> <p>教職員育成課</p> <p>育成係</p> <p>(1) 教職員、学校用務員及び学校給食調理員(以下「教職員等」という。)並びに学校用務員及び学校給食調理員の<u>会計年度任用職員</u>に係る研修の企画及び実施に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)</p> <p>(2) 教職員等並びに学校用務員及び学校給食調理員の<u>会計年度任用職員</u>の人材育成に関すること。</p> <p>(第3号 省略)</p>

教職員労務課

(労務係 省略)

給与係

- (1) 教職員等の給与その他給付に関する事
(他の事務所、課及び係の主管に属するものを除く。)

(第2号から第5号まで省略)

(厚生係及び施設部 省略)

学校教育企画部

小中学校企画課

企画係

(第1号 省略)

- (2) 学校評価に関する事(高校教育課の主管に属するものを除く。)
- (3) 教科等の研修に関する事(教育課程推進室の主管に属するものを除く。)
- (4) 学校体育に関する事業の計画及びその実施に関する事。
- (5) 小学校、中学校及び義務教育学校の国際理解教育に係る企画及び実施に関する事
(他の部、課及び室の主管に属するものを除く。)
- (6) 小学校、中学校及び義務教育学校における日本語の指導が必要な児童生徒への支援に関する事(他の部、課及び室の主管に属するものを除く。)
- (7) 姉妹都市等との教育交流事業に関する事
(高校教育課の主管に属するものを除く。)
- (8) 横浜市国際学生会館の運営管理に関する事。
- (9) 教育センターに関する事(他の部及び室の主管に属するものを除く。)
- (10) 体験学習及び自然教室に関する事。
- (11) 横浜市少年自然の家の運営管理に関する事。

教職員労務課

(労務係 省略)

給与係

- (1) 教職員等及び学校用務員、学校給食調理員、学校管理員等の会計年度任用職員の給与その他給付に関する事(他の事務所、課及び係の主管に属するものを除く。)

(第2号から第5号まで省略)

(厚生係及び施設部 省略)

学校教育企画部

小中学校企画課

企画係

(第1号 省略)

- (2) 教科等の研修に関する事(教育課程推進室の主管に属するものを除く。)
- (3) 学校体育に関する事業の計画及びその実施に関する事。
- (4) 小学校、中学校及び義務教育学校の国際理解教育に係る企画及び実施に関する事
(他の部、課及び室の主管に属するものを除く。)
- (5) 小学校、中学校及び義務教育学校における日本語の指導が必要な児童生徒への支援に関する事(他の部、課及び室の主管に属するものを除く。)
- (6) 姉妹都市等との教育交流事業に関する事
(高校教育課の主管に属するものを除く。)
- (7) 横浜市国際学生会館の運営管理に関する事。
- (8) 教育センターに関する事(他の部及び室の主管に属するものを除く。)
- (9) 体験学習及び自然教室に関する事。
- (10) 横浜市少年自然の家の運営管理に関する事。

(12) 横浜市スポーツ推進審議会に関すること（学校体育に係ることに限る。）。

(13) 教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。

(14) 横浜市教科書取扱審議会に関すること。

(15) 教育の情報化に係る企画及び教職員の研修に関すること。

(16) 事務局及び教育機関におけるネットワーク環境整備及び関連機器の整備等に関すること。

(17) 部内他の課及び室の主管に属しないこと。

教育課程推進室

(第1号 省略)

(2) 学校教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。

(3) 教育研究活動に係る指導及び助言に関すること。

(4) 授業改善の支援等に関すること。

(5) 外国語教育に係る企画、実施及び教育職員の研修に関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。

(6) 教育センターに関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。

学校支援・地域連携課

地域連携係

(第1号から第5号まで 省略)

(6) 学校連携・こども担当嘱託員に関すること。

(7) 他の係の主管に属しないこと。

(以下省略)

(11) 横浜市スポーツ推進審議会に関すること（学校体育に係ることに限る。）。

(12) 教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。

(13) 横浜市教科書取扱審議会に関すること。

(14) 教育の情報化に係る企画及び教職員の研修に関すること。

(15) 事務局及び教育機関におけるネットワーク環境整備及び関連機器の整備等に関すること。

(16) 部内他の課及び室の主管に属しないこと。

教育課程推進室

(第1号 省略)

(2) 学校評価に関すること（高校教育課の主管に属するものを除く。）。

(3) 学校教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。

(4) 教育研究活動に係る指導及び助言に関すること。

(5) 授業改善の支援等に関すること。

(6) 外国語教育に係る企画、実施及び教育職員の研修に関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。

(7) 教育センターに関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。

学校支援・地域連携課

地域連携係

(第1号から第5号まで 省略)

(6) 他の係の主管に属しないこと。

(以下省略)

教委第 87 号議案

横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について

横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 23 日提出

教育長 鯉淵 信也

提案理由

横浜市事務決裁規程の一部改正に伴い、横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会達第 号

横浜市教育委員会事務局等専決規程（平成3年3月横浜市教育委員会達第1号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

第7条第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 学校の会計年度任用職員の任免に係る軽易な事務（職員課の所管に属するものを除く。）に関する事。

第7条第2項中「第10号」を「第11号」に改める。

第8条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号中「（学校を除く。以下この条において同じ。）」を削り、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 事務局及び教育機関（学校を除く。以下この条において同じ。）等の会計年度任用職員の任免に係る軽易な事務に関する事。

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

横浜市教育委員会事務局等専決規程（平成3年教育委員会達第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○横浜市教育委員会事務局等専決規程 平成3年3月30日 教委達第1号 (事務局課長共通専決事項)</p> <p>第7条 事務局課長が専決することができる事項は、次のとおりとする。 (第1号から第6号まで 省略)</p> <p>(7) 係長以下の職員の軽易な職務に専念する義務の免除に関する事 (8) 係長以下の職員の市外出張に関する事 (9) 職員の市内出張に関する事 (10) 係長以下の職員の休暇、欠勤その他の願届出を要するものの処理及び勤務命令に関する事</p> <p>2 前項第7号から第10号までに規定する事項については、担当課長の専決とすることができる。 (職員課長専決事項)</p> <p>第8条 職員課長が専決することができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事務局及び教育機関（学校を除く。以下この条において同じ。）の職員の昇格及び昇給に関する事 (2) 事務局及び教育機関の職員（係長以上の職を除く。）の病気休職及び復職に関する事 (3) 事務局及び教育機関の職員のうち係長以下の職員の部分休業に関する事</p>	<p>○横浜市教育委員会事務局等専決規程 平成3年3月30日 教委達第1号 (事務局課長共通専決事項)</p> <p>第7条 事務局課長が専決することができる事項は、次のとおりとする。 (第1号から第6号まで 省略)</p> <p>(7) <u>学校の会計年度任用職員の任免に係る軽易な事務（職員課の所管に属するものを除く。）に関する事</u></p> <p>(8) 係長以下の職員の軽易な職務に専念する義務の免除に関する事 (9) 係長以下の職員の市外出張に関する事 (10) 職員の市内出張に関する事 (11) 係長以下の職員の休暇、欠勤その他の願届出を要するものの処理及び勤務命令に関する事</p> <p>2 前項第7号から第11号までに規定する事項については、担当課長の専決とすることができる。 (職員課長専決事項)</p> <p>第8条 職員課長が専決することができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>事務局及び教育機関（学校を除く。以下この条において同じ。）等の会計年度任用職員の任免に係る軽易な事務に関する事</u> (2) 事務局及び教育機関の職員の昇格及び昇給に関する事 (3) 事務局及び教育機関の職員（係長以上の職を除く。）の病気休職及び復職に関する事 (4) 事務局及び教育機関の職員のうち係長以下の職員の部分休業に関する事</p>

(4) 事務局及び教育機関の職員のうち係長以下の職員の職務に専念する義務の免除（軽易なものを除く。）に関する事。

(5) 事務局及び教育機関の職員の欠勤届の報告に関する事。

(6) 事務局及び教育機関の職員の身元保証に関する事。

(5) 事務局及び教育機関の職員のうち係長以下の職員の職務に専念する義務の免除（軽易なものを除く。）に関する事。

(6) 事務局及び教育機関の職員の欠勤届の報告に関する事。

(7) 事務局及び教育機関の職員の身元保証に関する事。

教委第 88 号議案

横浜市教育委員会職員職名規則の一部改正について

横浜市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 3 月 23 日提出

教育長 鯉淵 信也

提案理由

会計年度任用職員制度の創設に伴い、横浜市教育委員会職員職名規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

横浜市教育委員会職員職名規則（昭和38年10月横浜市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「嘱託」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

横浜市教育委員会職員職名規則（昭和38年教育委員会規則第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○横浜市教育委員会職員職名規則 昭和38年10月1日 教委規則第8号 （職員の定義）</p> <p>第2条 この規則において、教育委員会職員とは、教育委員会の任命に係る一般職職員で、教育委員会事務局、図書館、教育文化センター及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育施設に勤務する者（学校に勤務する校長、教員、事務職員及び実習助手並びに臨時的任用の職員及び嘱託を除く。）をいう。</p>	<p>○横浜市教育委員会職員職名規則 昭和38年10月1日 教委規則第8号 （職員の定義）</p> <p>第2条 この規則において、教育委員会職員とは、教育委員会の任命に係る一般職職員で、教育委員会事務局、図書館、教育文化センター及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育施設に勤務する者（学校に勤務する校長、教員、事務職員及び実習助手並びに臨時的任用の職員及び<u>会計年度任用職員</u>を除く。）をいう。</p>

教委第 89 号議案

横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について

横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 23 日提出

教育長 鯉淵 信也

提案理由

横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例の一部改正に伴い、横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会達第 号

横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和39年8月
横浜市教育委員会達第1号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 渕 信 也

第1条中「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和39年教育委員会令達第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">○横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程</p> <p style="text-align: right;">昭和39年8月25日 教委令達第1号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号） 第6条（横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成26年12月横浜市条例第77号）の規定により適用する場合を含む。）の規定に基づき、教育長及び教育委員会の任命に係る一般職職員（横浜市立の学校に勤務する職員のうち用務員及び給食調理員以外の職員並びに臨時的任用の職員を除く。以下「職員」という。）の勤務を要しない日、勤務時間及び休憩時間（以下「勤務時間等」という。）については、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">○横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程</p> <p style="text-align: right;">昭和39年8月25日 教委令達第1号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号） 第7条（横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成26年12月横浜市条例第77号）の規定により適用する場合を含む。）の規定に基づき、教育長及び教育委員会の任命に係る一般職職員（横浜市立の学校に勤務する職員のうち用務員及び給食調理員以外の職員並びに臨時的任用の職員を除く。以下「職員」という。）の勤務を要しない日、勤務時間及び休憩時間（以下「勤務時間等」という。）については、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。</p>